

名古屋市 みどりの 基本計画 2030

みどりと人がきらめく

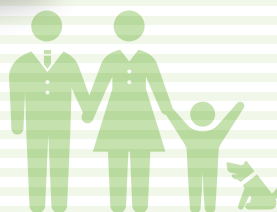
自然共生都市・なごや



Koryu



Kenko • Fukushi



Kosodate • Kyoiku



Keikan



Katsuryoku



Kanko



Kikikanri



Kankyo

令和3年3月 名古屋市

はじめに

昭和 55 (1980) 年に「緑の総合計画」を策定してから 40 年が経過しました。これまでに名古屋市では、公園・街路樹の整備などに取り組むとともに市民の皆さまと一緒に緑のまちづくりを進めてまいりました。

近年、社会情勢は刻々と変化しており、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化やリニア中央新幹線開業に伴う交流圏の拡大、南海トラフ巨大地震等災害への備えなどに向けた取り組みが必要とされています。

世界的には、平成 27 (2015) 年に国連において持続可能な社会の形成をめざすため、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が設定され、目標実現に向けた取り組みが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が拡大し、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化しました。そのような中、公園等のオープンスペースとしてのみどりは、憩いや安らぎが得られる場、また、誰もが利用できる開放的な空間として、その重要性が再認識されているところです。

みどりは、社会情勢の変化や市民の多様なニーズに柔軟に対応して、多面的な効果を発揮することができます。このような特徴を踏まえ、新しい時代に向けた緑のまちづくりの方向性を示すものとして、「名古屋市みどりの基本計画 2030」を策定しました。

この基本計画では、みどりを誰もが十分に利用し、みどりも人もいきいきとした状態となるよう、これまでのみどりを「つくり、守る」という視点に「育て、活かす」という視点を加え、みどりにより高めていく 3 つの力「都市力」「地域力」「持続力」をキーワードとして、具体的な取り組みを定めました。

これらの取り組みを通じて、「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」の実現をめざして、市民の皆さまと一緒に緑のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



令和 3 年 3 月
名古屋市長 河村 たかし

INDEX

第Ⅰ章

緑の基本計画について

1 計画の全体像	2
(1) 名古屋市みどりの基本計画2030とは	2
(2) 計画の概要	2
2 関連計画との関係	3

1 みどりの特徴

6

(1) みどりの歴史	6
(2) 地形とみどり	11
(3) 緑被地・緑被率	12
(4) 緑視率	12
(5) 沿道緑化率	13

2 みどりとまちに関する市民意識

14

(1) 名古屋の「緑」と「公園」に関するアンケート	14
(2) 名古屋市総合計画2023に関するアンケート	18
(3) 名古屋市民2万人アンケート	20
(4) 市民意識のまとめ	21

3 なごや緑の基本計画2020の成果と課題

22

(1) 基本方針1 みんなで取り組む緑のまちづくり	22
(2) 基本方針2 人と生き物が快適に暮らすまちづくり	24
(3) 基本方針3 既存の緑を大切にすまちづくり	26
(4) 緑のまちづくりの現状	28

第Ⅱ章

本市のみどりの現状

第Ⅲ章

本市のみどりを取り巻く 状況と今後の展望

1 みどりを取り巻く状況

30

(1) 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化	30
(2) リニア中央新幹線開業に伴う交流圏の拡大	31
(3) 防災・減災機能の重要性	31
(4) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大による影響	32
(5) 生物多様性の状況、国際的な動向	32
(6) 関連計画	35

2 新たな視点

37

(1) オープンスペースに関する提言など	37
(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度	37
(3) グリーンインフラの取り組みの推進	38
(4) 持続可能な開発目標(SDGs)	40

3 今後に向けて

41

(1) 「つくり、守る」に加えて「育て、活かす」という視点	41
(2) みどりと都市・地域・社会	41
(3) 今後に向けた3つのキーワード	42

1 みどりの都市像と基本方針	44
(1) めざすみどりの都市像	44
(2) 基本方針(みどりにより高める3つの力)	44
(3) 3つの力とみどりの多面的な効果(8K)の発揮	45
2 緑のまちづくりの施策展開の方向性	46
(1) みどりのネットワークの形成	47
(2) グリーンインフラの取り組みの推進	48
(3) SDGsの達成	50
3 3つの力を高める取り組みのテーマ	52
(1) 都市力を高める取り組みのテーマ	52
(2) 地域力を高める取り組みのテーマ	54
(3) 持続力を高める取り組みのテーマ	56
4 みどりの都市像の実現	58
(1) みどりを楽しむ	58
(2) 施策展開に向けて	66

第Ⅳ章

これからの
緑のまちづくりの
基本的な考え方

第Ⅴ章 施策の展開

1 施策体系	68
2 3つの力を高めるプロジェクト	69
(1) 都市力を高めるプロジェクト	69
(2) 地域力を高めるプロジェクト	70
(3) 持続力を高めるプロジェクト	71
3 みどりの多面的な効果(8K)に対応した個別施策	72
(1)【K1】みどりを回遊してなごやを“観光”する	74
(2)【K2】みどりの“景観”を魅力的にする	80
(3)【K3】みどりが“活力”を生み魅力を向上する	85
(4)【K4】みどりを通じて“交流”の輪を広げる	91
(5)【K5】“子育て・教育”の場としてみどりを活用する	96
(6)【K6】“健康・福祉”の場としてみどりを活用する	100
(7)【K7】自然“環境”や生活“環境”をみどりで豊かにする	105
(8)【K8】“危機管理”効果をみどりで発揮する	119

1 推進体制	126
2 進行管理	127
(1) 進行サイクル	127
(2) 評価と見直し	127
(3) 評価指標	128
(4) 施策体系図	130

第Ⅵ章 計画の推進

資料編

1 なごや緑の基本計画2020実績	134
2 改定の経緯	135
3 名古屋市緑の審議会等の委員	136
(1) 名古屋市緑の審議会	136
(2) 緑のまちづくり推進連絡調整会議	137
4 用語集	138

第Ⅰ章 緑の基本計画について

1 計画の全体像

2 関連計画との関係

第Ⅱ章 本市のみどりの現状

1 みどりの特徴

2 みどりとまちに関する
市民意識

3 なごや緑の基本計画 2020 の
成果と課題

第Ⅲ章 本市のみどりを取り巻く状況と今後の展望

1 みどりを取り巻く状況

2 新たな視点

3 今後に向けて

第Ⅳ章 これからの緑のまちづくりの基本的な考え方

1 みどりの都市像と
基本方針

2 緑のまちづくりの
施策展開の方向性

3 3つの力を高める
取り組みのテーマ

4 みどりの都市像の
実現

めざすみどりの都市像
みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや

基本方針 1

みどりにより
都市力を
高める

基本方針 2

みどりにより
地域力を
高める

基本方針 3

みどりにより
持続力を
高める

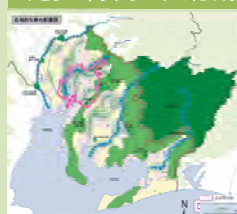
魅力ある
みどりのまち
を形成する

身近な
みどりを
活用する

みどりの
基盤を
強化する



みどりのネットワークの形成



SDGs の達成



グリーンインフラの取り組みの推進



第Ⅴ章 施策の展開

1 施策体系

2 3つの力を高めるプロジェクト

3 みどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別施策

まちを元気に
公園魅力向上
プロジェクト

みどりを回遊してなごやを“観光”する

みどりの“景観”を魅力的にする

みどりが“活力”を生み魅力を向上する

みんなでつくろう
地域の庭
プロジェクト

みどりを通じて“交流”の輪を広げる

“子育て・教育”の場としてみどりを活用する

“健康・福祉”の場としてみどりを活用する

未来へつなぐ
持続可能なまちづくり
プロジェクト

自然“環境”や生活“環境”をみどりで豊かにする

“危機管理”効果をみどりで発揮する



第Ⅵ章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第Ⅰ章

緑の基本計画について

計画の目的、位置づけや期間、対象とするみどりの定義など、
計画の概要をまとめています。



1 計画の全体像

(1) 名古屋市みどりの基本計画 2030 とは

名古屋市みどりの基本計画 2030 とは、長期的な視点に立ち、名古屋市（以下「本市」といいます。）のめざすみどりの都市像と今後 10 年間の取り組みについてまとめた「緑の基本計画」（※）であり、本市の緑のまちづくりの方向性を示します。

※ 緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に基づいて市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

(2) 計画の概要

ア 計画の位置づけ

本市では、「名古屋市基本構想（昭和 52（1977）年 12 月）」のもと、令和元（2019）年 9 月に策定した「名古屋市総合計画 2023」に沿ってまちづくりを進めています。

「名古屋市みどりの基本計画 2030」は、「名古屋市総合計画 2023」に沿ったみどりに関する個別計画であり、本市の他の個別計画と連携するとともに、広域的な視点から、国や県のみどりに関する計画との調整をはかりながら定めます。

イ 計画名称

「名古屋市みどりの基本計画 2030」（以下「本計画」といいます。）

ウ 計画期間

計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

エ 計画対象区域

本市全域を計画の対象区域とします。近隣市町村とのみどりの連続性や広域的な取り組みの連携にも配慮します。

オ 将来人口の想定

本市の令和 12（2030）年における人口は、231 万 5 千人を想定します。

（策定年次（令和 3（2021）年）：232 万 8 千人 ※統計なごや web 版（将来人口推計）より）

カ みどりの定義

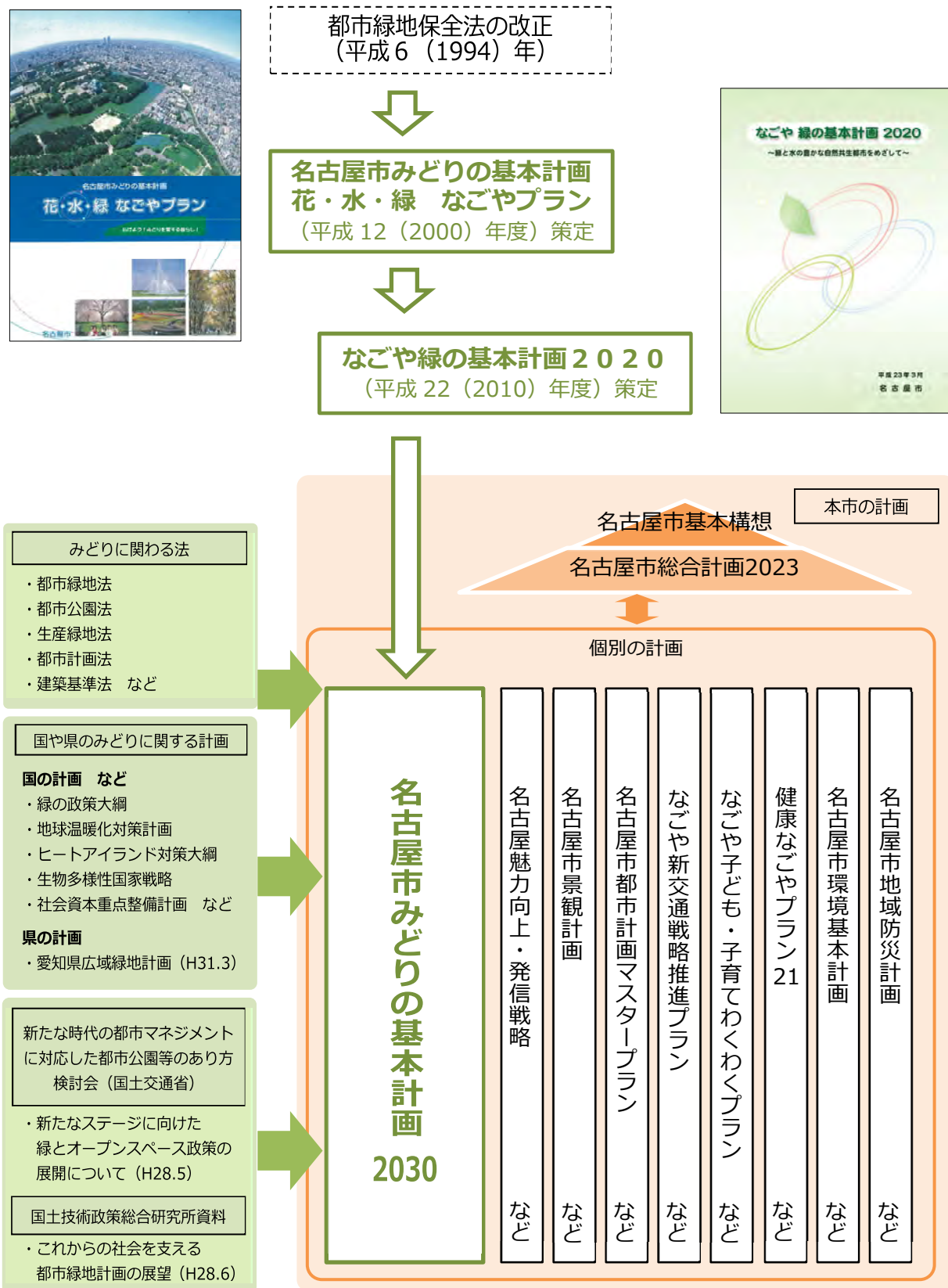
本計画では、公園や街路樹、樹林地に加えて農地や水面なども含めて幅広く計画の対象とし、ひらがなで“みどり”と表現しています。

<対象とするみどり>

- ・都市公園 ・都市公園以外の公共施設緑地（どんぐりひろば、児童遊園地を含む）
- ・農地 ・河川、ため池、水辺地 ・民間施設緑地（公開空地、住宅の庭を含む）
- ・法律や条例などにより保全されている地域制緑地
- ・樹林地、湿地などの自然的環境を有する土地及び空間 ・街路樹、公園樹
- ・樹木、草花などの植物

2 関連計画との関係

国の動きや、県の計画、本市の関連計画と本計画の関係は下図のとおりです。



■「名古屋市みどりの基本計画 2030」と他の計画との関係



名古屋市総合計画 2023

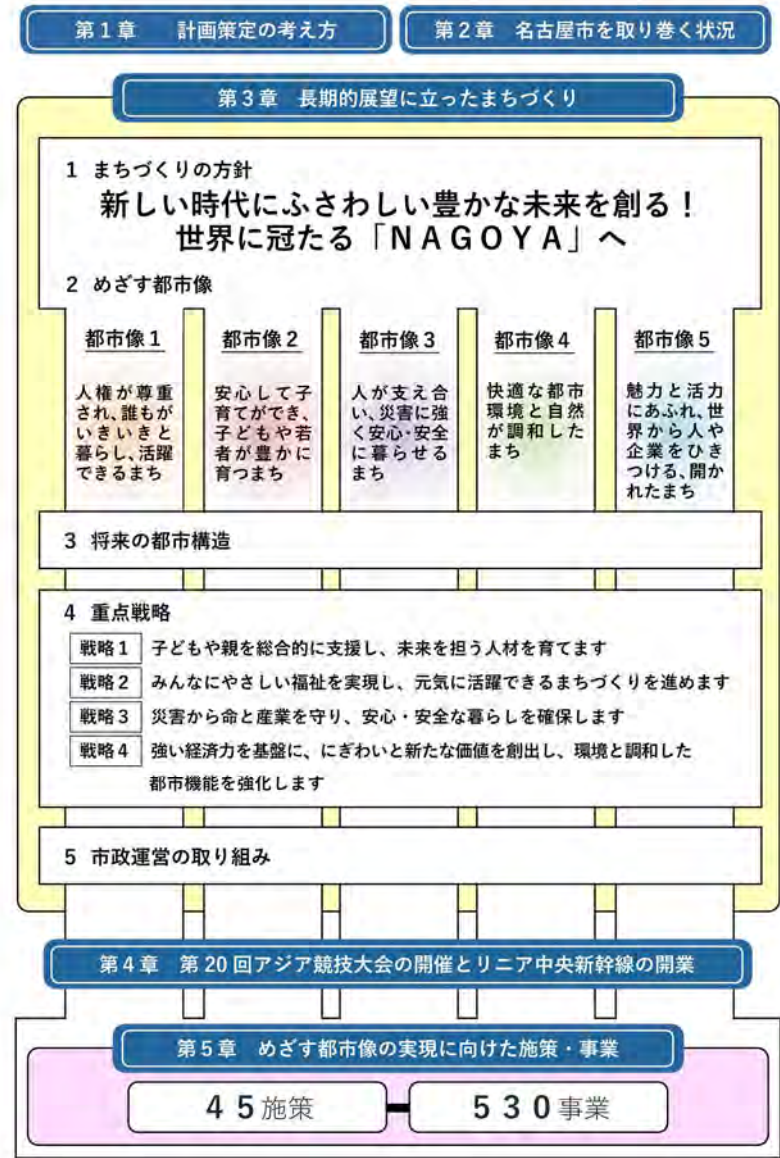
本市では、令和元（2019）年 9 月に「名古屋市総合計画 2023 ―世界に冠たる「NAGOYA」へ―」を策定しました。

この計画は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現に向けて必要な施策・事業を総合的・体系的に取りまとめています。

計画期間は令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間です。

「新しい時代にふさわしい豊かな未来を創る！世界に冠たる『NAGOYA』へ」をまちづくりの方針として掲げ、本市が実現をめざすまちの姿である 5 つの都市像と、その実現に向けた 45 施策・530 事業を掲載しています。

また、優先的に取り組む内容を 4 つの重点戦略として設定し、社会を支える「ひとづくり」や強靱で質の高い「都市づくり」を中心に、未来につながる好循環を生み出す投資を積極的かつ戦略的に行うこととしています。



出典：名古屋市総合計画 2023

第Ⅱ章

本市のみどりの現状

本市のみどりについて、みどりの特徴、市民意識、これまでのみどりの施策の成果と課題についてまとめています。



1 みどりの特徴

本市のみどりについて、歴史的な変遷、地形との関係、各指標から読み取れる傾向など、みどりの特徴を整理します。歴史的な変遷については、本市の都市化の歩みとみどりの変遷をたどり、みどりがどのように守られ、生み出されてきたのかをまとめます。地形との関係では、本市の西部、中央部、東部の地形と関連した特徴、みどりに関する指標については、緑被率、緑視率、沿道緑化率についてまとめています。

(1) みどりの歴史

ア みどりの骨格の形成 ～戦前～

本市における最初の公園として、明治 12 (1879) 年、浪越公園（現在の那古野山公園）が開園、明治 20 (1887) 年には笹島街道（現在の広小路通）において初めて街路樹が植栽されました。明治 22 (1889) 年に市制が施行されてからは、本市設置の第一号公園として鶴舞公園を明治 42 (1909) 年に開園しました。

大正 8 (1919) 年には（旧）都市計画法が制定され、大正 15 (1926) 年に東山公園や志賀公園など 24 か所、550ha を初めて都市計画決定しました。

昭和 8 (1933) 年には土地区画整理設計標準が定められ、土地区画整理の実施に際し公園が確保される仕組みがほぼ整いました。昭和 12 (1937) 年には東山植物園、東山動物園を開園しています。昭和 14 (1939) 年には、都市における自然風致の維持をはかるため、名古屋城や東山など 23 地区、2,500ha の風致地区を指定しました。

昭和 15 (1940) 年には、空襲による延焼拡大を防ぐため、小幡緑地、相生山緑地など 5 か所、826ha を緑地として都市計画決定しました。これは、市街地を環状に囲む形で緑地帯を設ける計画で、庄内川沿いや丘陵地一帯の大規模緑地が決定されました。



■開園当時の鶴舞公園



■緑地位置図（昭和 20 年）

注）戦前における最終の都市計画公園、風致地区及び都市計画緑地の配置図

イ 市街地の復興とみどりの育成 ～戦後～

第二次世界大戦により当時の市域の 25%、中心市街地の 60%を焼失した結果、街路樹がそれまでの半分の 12,400 本に減少するなど、本市のみどりを多く失いました。

また、東部丘陵地の樹林地は、戦中、戦後の燃料不足時代に薪炭材として多くの樹木が切り出され、荒廃しました。戦後、昭和 21 (1946) 年から復興土地区画整理事業を開始させ、市街地内に公園を計画的に配置するとともに、全国でも有数の都市計画墓園である平和公園などを整備しました。

また、戦災復興計画は、幅員 100m の道路 2 本、幅員 50m の道路 9 本をはじめ、将来の発展を見越して都心部に広大な空間を確保し、都心部に豊かなみどりを有する道路空間を形成することが可能となりました。戦災復興が進む中、昭和 34 (1959) 年秋の伊勢湾台風によって、市全体で半数近くの街路樹が被害にあうなど、本市のみどりは大きな打撃を受けました。

昭和 40 年代には、庄内川水系における河川敷緑地整備など、河川敷を積極的に利用して都市の公園緑地の不足の解消をはかったほか、興正寺公園、吹上公園、千種公園など主要な公園を整備しました。また、昭和 45 (1970) 年に公園愛護会制度、昭和 55 (1980) 年に街路樹愛護会制度を発足させ、今日まで市民参加によるみどりの愛護活動の輪が広がっています。



■昭和 30 年代後半の平和公園南部

■ ウ ゆとりと潤いのあるまちへ ～みどりのストック拡大の取り組み～

昭和 47 (1972) 年、都市公園等整備緊急措置法が制定され、国の重点事業として都市公園整備を計画的に進めることが打ち出されました。

これに基づき、第 1 次都市公園等整備五箇年（第 6 次は七箇年）計画がスタートし、庄内緑地をはじめとする大規模公園緑地の整備を進めていきました。

昭和 53 (1978) 年には「緑化都市宣言」を市会で決議し、同年の緑化推進条例の制定、昭和 55 (1980) 年の「緑の総合計画」、平成 2 (1990) 年の「都市緑化推進計画（緑のグランドデザイン 21）」の策定と計画の推進により、積極的にみどりの量的拡大と質的向上につとめてきました。昭和 55 (1980) 年には、既存のみどりの保全をはかるため、本市で最初の緑地保全地区（現在の特別緑地保全地区）を指定しました。

昭和 63 (1988) 年秋に開催された第 6 回全国都市緑化なごやフェア（緑・花・祭なごや'88）は、人々にみどりとのふれあいの場を提供し、みどりの持つ機能や魅力への理解を深めてもらう絶好の機会となりました。

平成に入ると、環境保全活動を行う市民ボランティアの増加やガーデニングのブームなど、人々の身近な自然環境への関心が高まり、日常生活の質の向上への意識が一層高まってきました。

本市では平成 20 (2008) 年に全国で初めて市街化区域全域で緑化地域の都市計画決定を行い、建築物に対する緑化を義務づけました。あわせて緑のまちづくり条例を改正することにより、市の中心部や市街化調整区域を含む市全域で緑化規制を強化しました。

また、市民とのパートナーシップによる森づくり活動や、森づくり活動団体からなる「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」が組織されるなど、市民や事業者が主役となった緑のまちづくりを進めてきました。



■ 緑・花・祭なごや'88 で設置されたオランダ風車

エ いまあるものを活かす時代へ ～近年の取り組み～

平成 21（2009）年、鶴舞公園が 100 周年を迎え、「名古屋の公園 100 年のあゆみ」の発行と記念イベント（つるまこうえん・百歳・祭！）を開催しました。本市のみどりは長い歴史を経ながら円熟味を帯びてきた一方で、公園利用者のニーズの多様化に対応するため、公園の利活用の推進が必要となりました。

平成 18（2006）年より指定管理者制度を導入した公園の管理運営に取り組むとともに、平成 24（2012）年 6 月に「名古屋市公園経営基本方針」を策定・公表しました。公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、経営的な手法で公園を最大限に活用していく公園経営の取り組みとして、パークマネジメントプランの策定や民間活力の導入による取り組みを進めました。

平成 26（2014）年 9 月には活用提案事業者を募集し、旧ランの館が久屋大通庭園フラリエとしてリニューアルしています。

整備後年数が経過し老朽化が進んだ公園施設については、平成 20 年代以降を中心に点検体制の強化や公園管理システムを活用した施設管理を行うとともに、計画的な施設更新を行うために公園施設長寿命化計画を策定して対策を進めてきました。

街路樹については、大木化や老木化などが顕著に現れるようになりました。平成 27（2015）年 8 月に「街路樹再生指針」を策定・公表し、計画的な撤去・更新による街路樹再生の取り組みを進めてきました。

このように既存のみどりを大切にする取り組みを進める一方で、新たな公園緑地の整備として長期末整備公園緑地における課題へ対応し、事業推進をはかるため、「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を平成 20（2008）年 3 月に策定し、都市計画公園緑地の見直しの考え方と 10 年を単位とした事業着手時期のめどを示しました。その後、平成 30（2018）年 3 月には「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定・公表し、長期末整備公園の解消につとめています。



■つるまこうえん・百歳・祭！

近年の取り組みとしては、川名公園においては、住宅密集地における災害時の避難場所を確保するため、平成 8（1996）年度より防災緑地緊急整備事業に着手し、用地買収と広場の暫定整備を行いました。平成 18（2006）年には全域において、事業認可を取得し、平成 20（2008）年度より本格整備を進め、平成 30（2018）年度に整備を完了し、本市の代表的な防災公園となっています。

こうした都市計画公園事業のほか、市内の全学区で身近な公園が適切に配置されるよう、土地区画整理事業に伴う公園整備とともに、昭和 47（1972）年度から公園のない学区の解消につとめ、平成 8（1996）年度からは街区公園適正配置促進事業に取り組んでいます。令和 3（2021）年 3 月現在では、残り 35 学区を街区公園整備の促進学区と定め、身近な公園の確保を進めています。

本市のこのようなみどりは、地域住民や緑のまちづくり活動団体（愛護会、活動承認団体、緑のパートナー）などによる公園・街路樹の除草・清掃や樹林地・湿地の手入れなどの活動により保全され、支えられています。



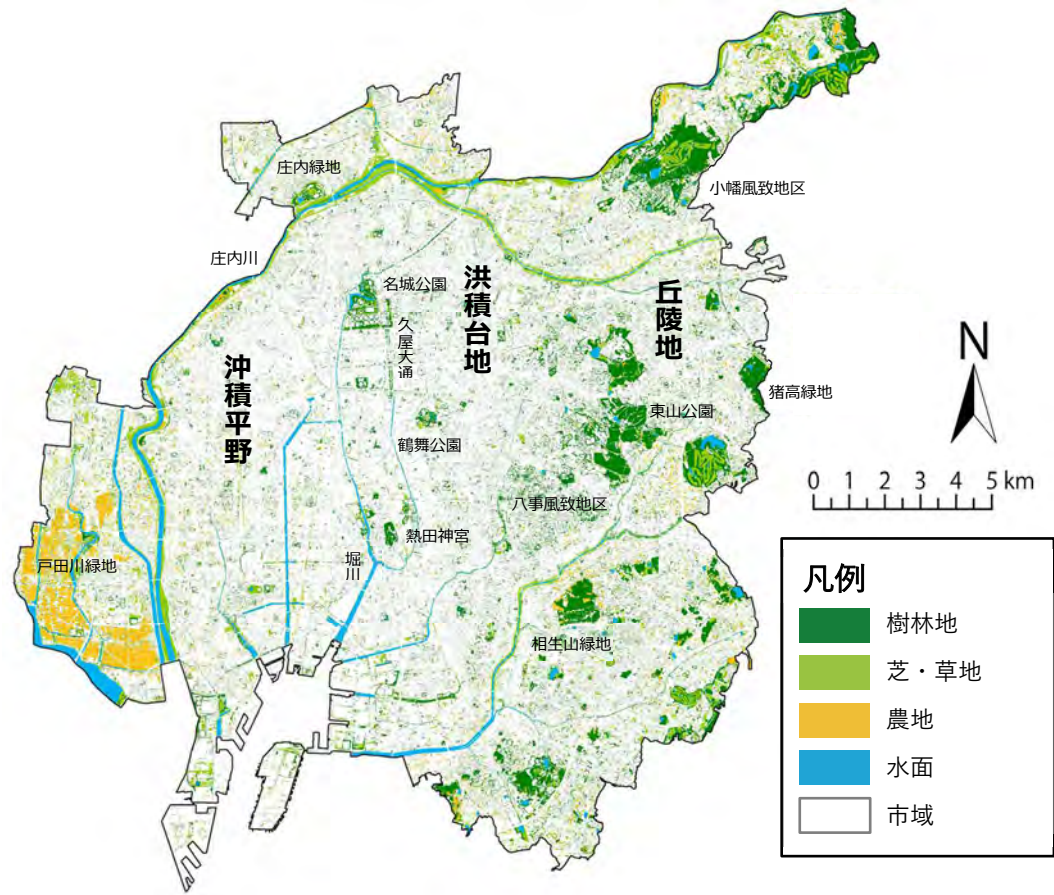
■災害対応型施設のある川名公園



■公園愛護会の活動

(2) 地形とみどり

本市は伊勢湾の湾奥部に面し、木曾三川によって形成された広大な濃尾平野に位置しています。地形は、主に西部の沖積平野、中央部の洪積台地、東部の丘陵地といった特性があり、それぞれの特性に応じたみどりが形成されています。



■本市の地形の地域特性とみどり

出典：緑の現況調査報告書（R2）

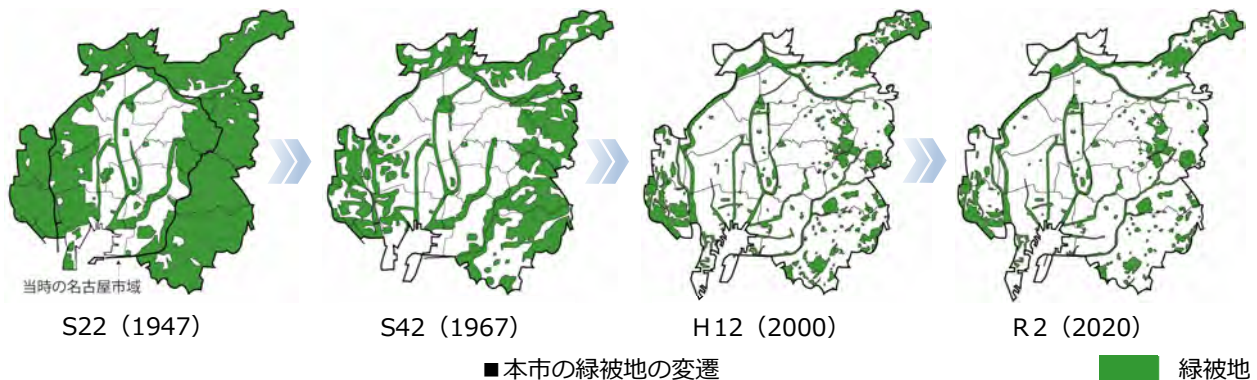
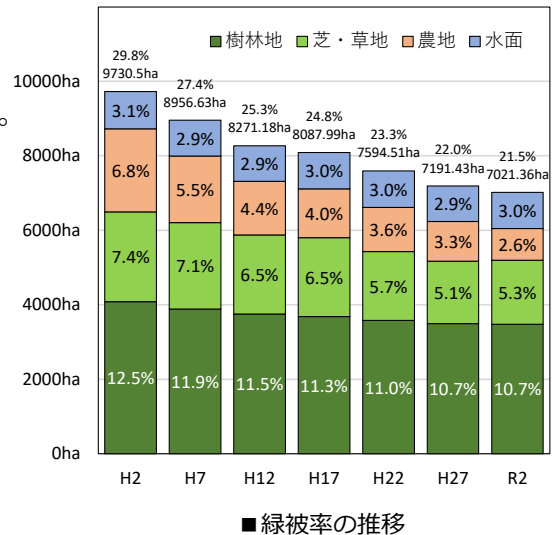
沖積平野	庄内川などの広大な水面や、河川敷を活かした庄内緑地・戸田川緑地などの公園緑地、干拓によってつくられた水田が、この地域を代表する大規模なみどりとなっています。
洪積台地	城下町として発展してきたまちなみを基盤として、熱田神宮、名古屋城を有する名城公園、名古屋城の築城と時を同じくして開削された堀川、さらには鶴舞公園など、さまざまな歴史の中で築かれてきたみどりが市民の憩いや、名古屋を代表する観光・にぎわいの拠点となり、多くの市民に親しまれています。 また、第二次世界大戦後の戦災復興事業を経て、久屋大通、若宮大通、桜通など主要な幹線道路の街路樹が、風格ある都市景観を形成しています。
丘陵地	市街化が進行する中、丘陵地の樹林地や農地、ため池など、里山の風景が残る地域です。東山公園や猪高緑地、相生山緑地などの都市計画公園緑地や、特別緑地保全地区などのまとまりのあるみどりが残っています。また、小幡や八事などで風致地区が指定されており、みどり豊かな住環境が形成されています。

(3) 緑被地・緑被率

緑被地とは、樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としています。本市の緑被地の変遷をたどると、全市的にみどりが減少しているものの、近年はスピードがやや緩やかになっています。

緑被率とは、市域面積に対する緑被地の占める割合であり、平面的なみどりの量を把握するものです。本市の緑被率は、直近に実施した令和2（2020）年の調査において21.5%となり、平成22（2010）年の23.3%から10年間で1.8ポイント（約573ha）減少しました。

減少の主な原因としては、樹林地、芝・草地の宅地開発や、農地の宅地転用が考えられます。また、本市の緑被地面積のうち、約半分が民有地であり、市民・事業者などさまざまな主体によるみどりの保全・創出が必要不可欠となっています。



(4) 緑視率

緑視率とは、人の視野に占める緑(※1)の面積の割合であり、市民が目にする緑の量を把握することができます。

緑視率は、特定の場所で写真を撮影して画像内の樹木や草地などの植物部分を着色し、その割合を算出するものです。

令和2（2020）年に都心部（名古屋駅・伏見・栄地区）の歩道（5路線54か所）、交差点（13か所）及び主要駅（5か所(※2)）で緑視率の調査を行ったところ、歩道が18.6%、交差点が26.1%、主要駅が24.5%でした。

また、平成27（2015）年に実施したアンケート調査の結果から、緑視率が14%を超える場合、緑が多いと感じる人の割合が高くなるという結果が出ており、令和2（2020）年の調査はそれを上回る結果となっています。



■緑視率算出イメージ



■緑視率14%を超えた状態
(本イラストは16.2%)

- ※1 対象となる緑は、直接視覚で認識できる樹木（幹、枝等も含む）や草地、壁面緑化、芝生などの植物。造花や緑色で着色された人工物や枯れている植物は対象外。
- ※2 JR名古屋駅（桜通口）、地下鉄栄駅（16番出入口）、金山総合駅（南口）、JR千種駅、JR鶴舞駅（公園口（北西側））

(5) 沿道緑化率

沿道緑化率とは、民有地などの敷地の接道延長に対する植栽（生垣や壁面緑化など）の延長を割合で示したものであり、沿道の緑化状況を把握することができます。

令和2（2020）年に都心部（名古屋駅・伏見・栄地区）において沿道緑化率の調査を行ったところ、平均で18.9%となりました。



■ 沿道緑化事例

Column

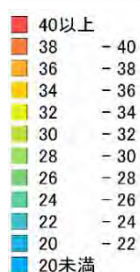
暑い夏を乗り切るクールスポット

まとまった樹林地などのみどりは、夏の昼間の時間帯においても都心域と比べて5℃程度地表温度が低く、ヒートアイランド現象の緩和効果が顕著に表れています。東部丘陵地においては、こうした機能を持つ樹林地が多く分布しており、真夏のクールスポットとなっています。

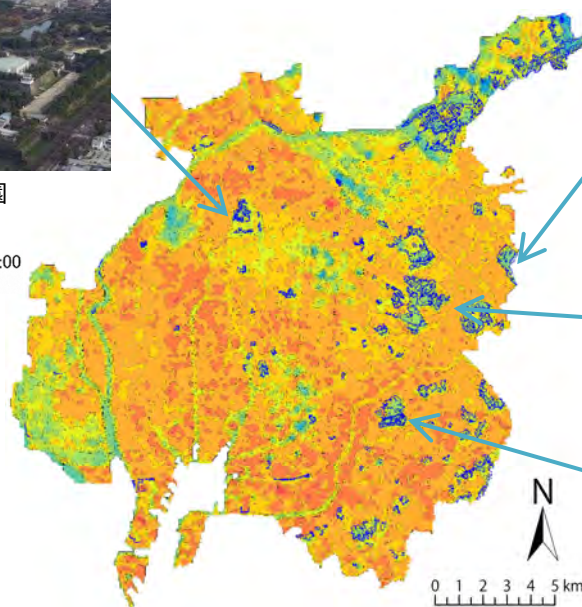


名城公園

観測日時: 2009/08/27 10:00
地表温度(℃)



青枠: 1ha以上の樹林地



猪高緑地



東山公園



相生山緑地

出典: 緑の現況調査報告書 (H22)

2 みどりとまちに関する市民意識

みどりに関するアンケート結果から、みどりとまちづくりに関するニーズや満足度などの市民意識を整理します。

(1) 名古屋の「緑」と「公園」に関するアンケート

調査名	平成 20 年度第 2 回市政アンケート	平成 30 年度第 2 回市政アンケート
調査期間	平成 20 (2008) 年 7 月～8 月	平成 30 (2018) 年 8 月
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の市民 2,000 人	市内在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人
有効回収数	996 人 (回収率 49.8%)	918 人 (回収率 45.9%)

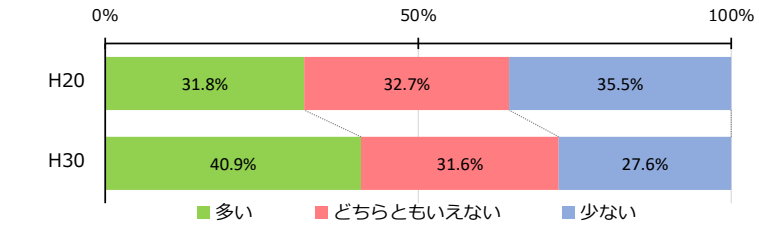
ア みどりの量

身近な緑の量については、平成 20 (2008) 年から平成 30 (2018) 年の 10 年間で、多いという認識が高まっています。しかし、依然として多くの市民が名古屋の緑について「減少を食い止めるべき」と感じ、公園や街路樹などの緑を増やす、または維持していくべきと考えています。今後も引き続き、みどりの保全と創出に取り組んでいく必要があります。

■身近な緑の量について

平成 30 年は平成 20 年と比べ、「多い」と答えた方が増加し、「少ない」と答えた方は減少しました。

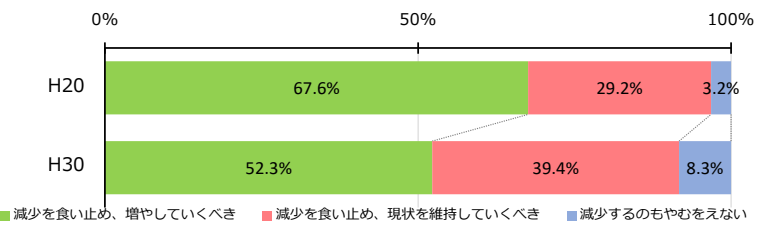
問：あなたは、お住まいの近くに「緑」が多いと思いますか。



■緑の増減に対する意識

平成 20 年、平成 30 年ともに約 9 割の市民が「減少を食い止め」、「増やしていくべき」あるいは「現状を維持していくべき」と考えています。

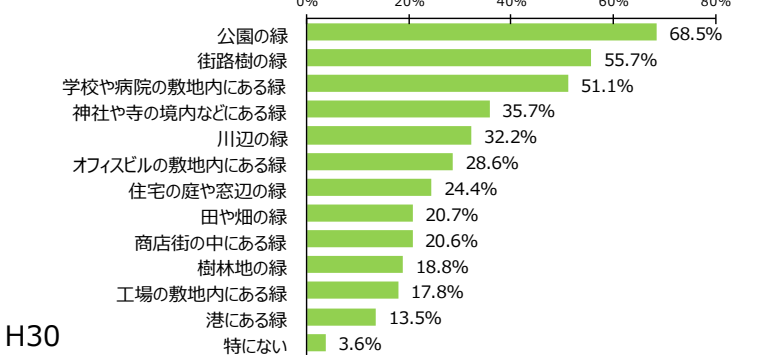
問：あなたは、名古屋の「緑」が減少していることについてどう思いますか。



■増やしていくべき緑

「公園の緑」、「街路樹の緑」、「学校や病院の敷地内にある緑」など、公共施設において緑を守ったり増やしたりすることを望む声が多い結果となりました。

問：あなたが守ったり増やしたほうがよいと思う「緑」はどれですか。(○はいくつでも)



イ みどりの魅力

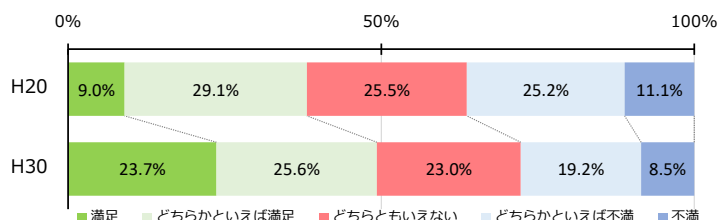
身近な緑に対する満足度が高まっています。身近で小規模な公園では、子どもを楽しく遊ばせたい、ゆっくり休憩したいというニーズが高く、本市を代表するような大規模な公園では、季節の植物や散歩を楽しみたいというニーズが高い状況です。

今後も引き続き、市民のニーズの把握につとめ、市民に親しんでもらえるよう、公園をはじめとするみどりの魅力を最大限に引き出していくことが必要です。

■身近な緑の満足度

平成 30 年は平成 20 年と比べ、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた方の合計は増加し、「不満」「どちらかといえば不満」と答えた方の合計は減少しました。

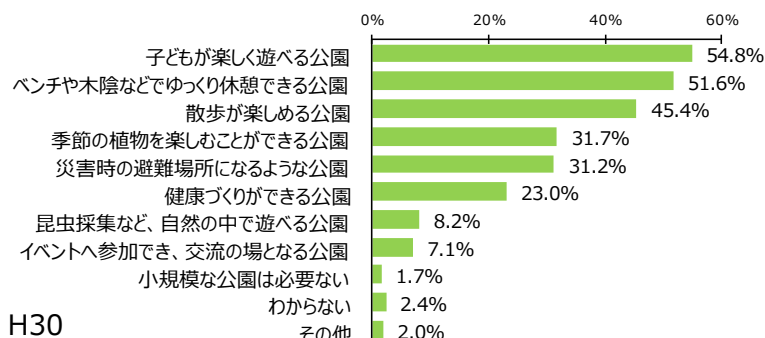
問：あなたは、お住まいの近くの「緑」に満足していますか。



■身近にある小規模な公園の望ましい姿

身近で小規模な公園について「子どもが楽しく遊べる公園」を望む声が最も多く、次いで「ベンチや木陰などでゆっくり休憩できる公園」、「散歩が楽しめる公園」の順となりました。

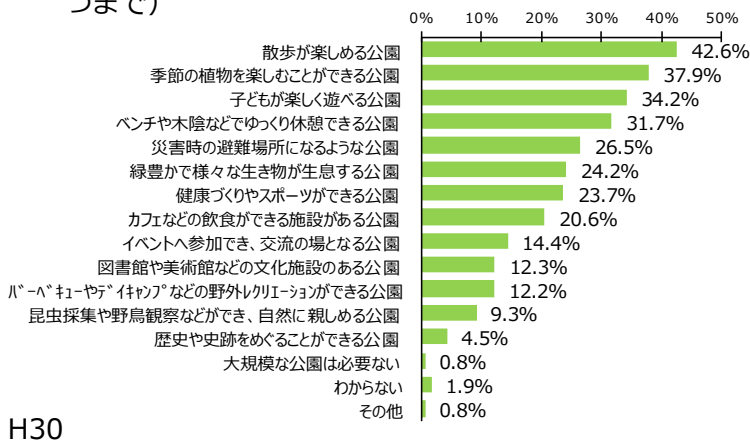
問：あなたは、身近で小規模な公園について、どのような「公園」が望ましいですか。（○は3つまで）



■大規模な公園の望ましい姿

本市を代表するような大規模な公園について「散歩を楽しめる公園」を望む声が最も多く、次いで「季節の植物を楽しむことができる公園」、「子どもが楽しく遊べる公園」の順となりました。

問：あなたは、名古屋を代表するような大規模な公園（名城公園、戸田川緑地、東山公園、鶴舞公園など）について、どのような「公園」が望ましいですか。（○は3つまで）



ウ みどりへの関わり

公園を利用する目的は多岐にわたっていますが、利用の頻度は月1回以上の人の割合が44.6%と半数以下という状況です。公園をはじめ、みどりを利用する市民を増やしていく取り組みが必要です。

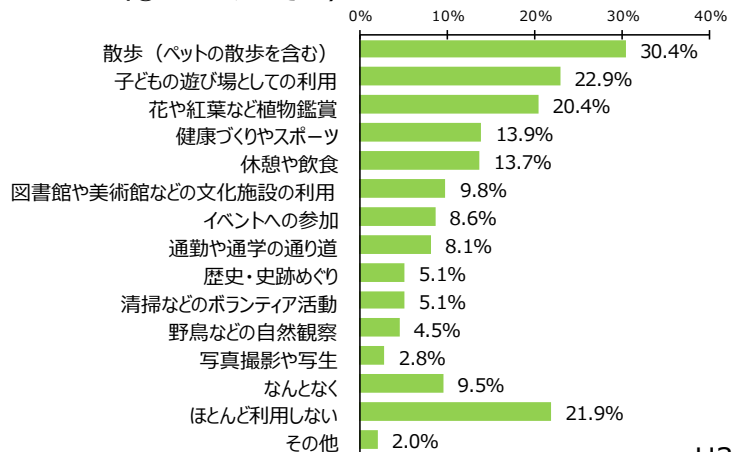
また、地域の緑に関する取り組みについても、「何もしたことがない」という回答が半数近くと多い結果となっているため、市民が手軽に参加し、活動できるような取り組みを進めることが重要です。そして、市民が少しずつでも能動的にみどりに関わるような取り組みをさらに展開する必要があります。

同時に行政に対しては、公園や街路樹のみどりを適切に維持管理していくことが期待されています。

■公園の利用目的

「散歩（ペットの散歩を含む）」と答えた人が最も多く、次いで「子どもの遊び場としての利用」、「花や紅葉などの植物観賞」の順となりました。

問：あなたは、主にどのような目的で「公園」を利用しますか。（○はいくつでも）



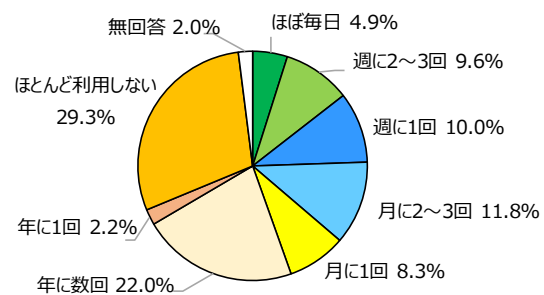
H30

■公園の利用頻度

利用すると答えた人のうち最も多いのは「年に数回」、次いで「月に2～3回」、「週に1回」の順となりました。

一方で、「ほとんど利用しない」と答えた人が約3割でした。

問：あなたは、どれくらいの頻度で「公園」を利用しますか。



H30

■緑に関する取り組みへの参加状況

「何もしたことがない」と答えた人が最も多く、行ったことがある活動の中では「公園や街路での樹木や花壇への水やりや除草などの手入れ」、「緑を守ったり増やしたりすることを目的とした募金への寄附」といった、比較的手軽に行うことができる活動が高い結果となりました。

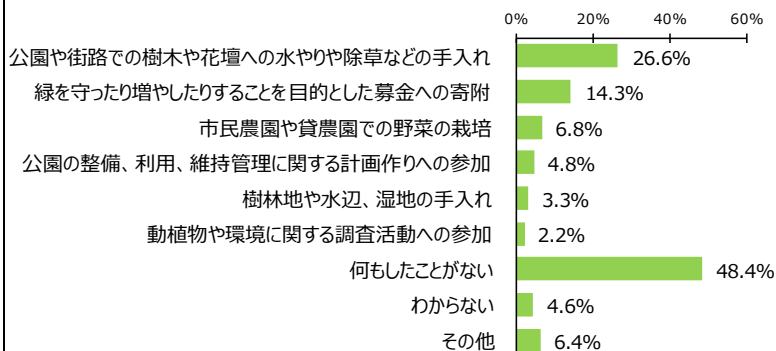
■緑に関する取り組みへの参加意識

今後行いたい活動としても、「公園や街路での樹木や花壇への水やりや除草などの手入れ」、「緑を守ったり増やしたりすることを目的とした募金への寄附」といった比較的手軽に行うことができる活動が高い結果となりました。

■行政に期待する役割

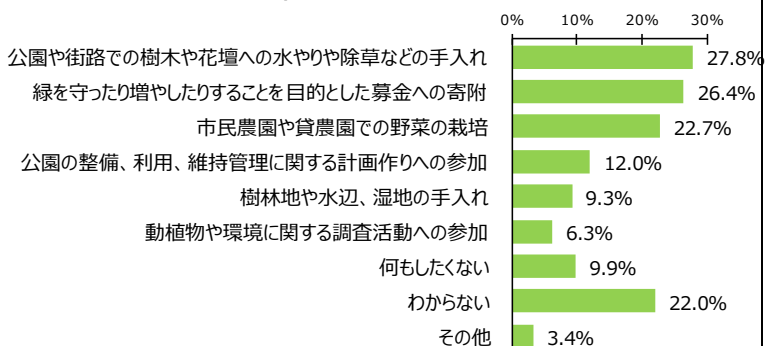
「公園や街路樹の適切な維持管理」を期待する声が最も多く、次いで「公園での樹木の植栽」、「街路樹の植栽」、「都心部の緑化」といった植栽や緑化を望む声が多い結果となりました。

問：地域の「緑」に関する取り組みについて、あなたが今までに行ったことがある活動はどのようなことですか。（複数回答可）



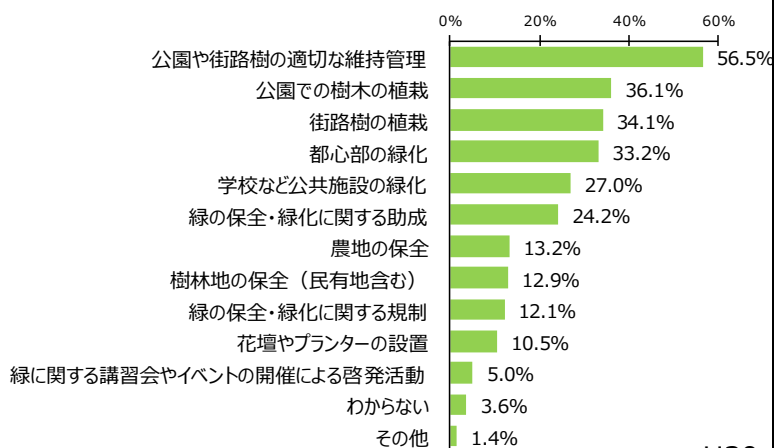
H30

問：地域の「緑」に関する取り組みについて、あなたが今後行いたいと思う活動はどのようなことですか。（〇はいくつでも）



H30

問：「緑」に関する取り組みについて、あなたは行政にどのようなことを期待しますか。（〇は3つまで）



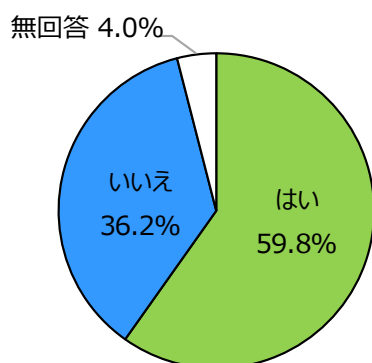
H30

(2) 名古屋市総合計画2023に関するアンケート

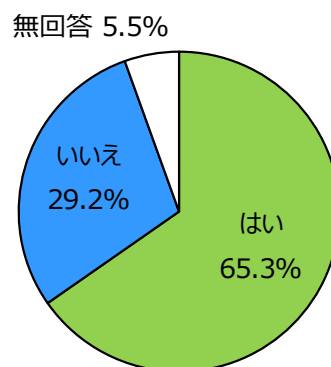
調査名	名古屋市次期総合計画成果指標に関するアンケート
調査期間	平成31(2019)年1月～2月
調査対象	市内在住の満18歳以上の市民(外国人含む)3,000人
有効回収数	1,384人(回収率46.1%)

好きなまちの風景がある、親しみを感じている公園がある、子育てしやすいまちだと思ふなどの項目で、満足度が高い結果となっていますが、みどりのさまざまな効果をさらに発揮させることにより、一層の満足度の向上が期待できます。

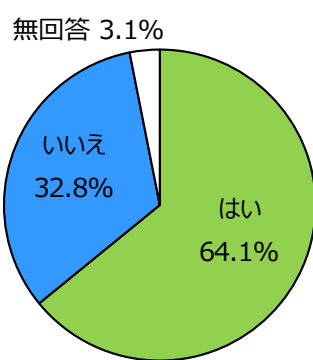
問：独自の魅力や文化で、市外の人に自信を持って紹介できるものがありますか。



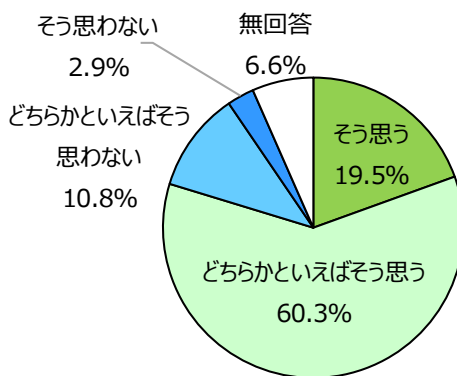
問：好きなまちの風景がありますか。



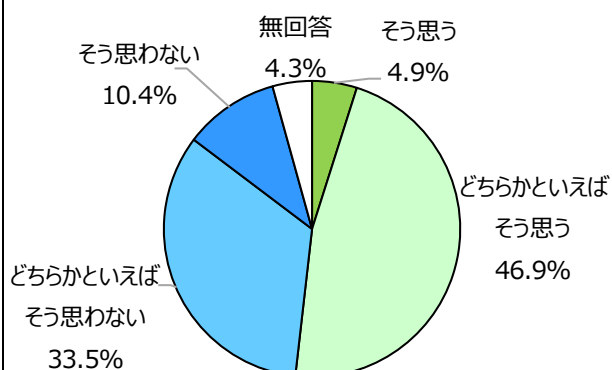
問：親しみを感じている公園がありますか。



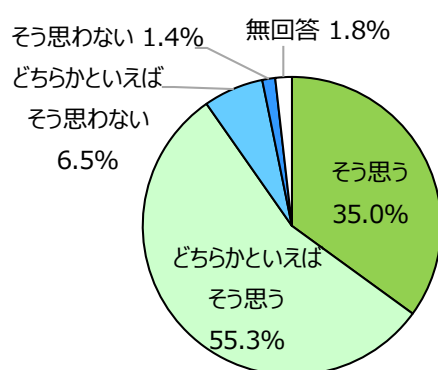
問：子育てしやすいまちだと思いますか。



問：災害に強いまちづくりができていると思いますか。

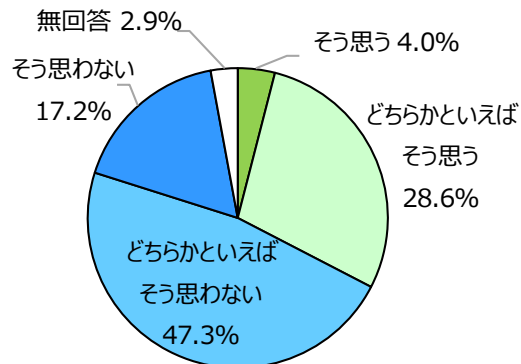


問：都市基盤(道路、公園、上下水道など)が整備され生活しやすいまちだと思いますか。

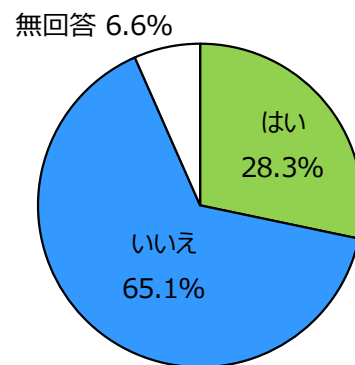


若い世代から見たまちの魅力や国際交流、ユニバーサルデザインによる施設整備などについて満足度が低い結果となっています。生きものや生物多様性に関する活動についても割合が低く、世界に開かれた魅力あるまちづくりと環境面での行動が求められています。

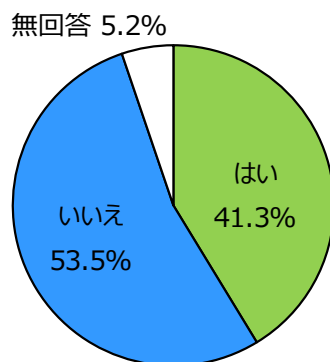
問：若い世代が訪れたいと思う魅力的なまちだと感じますか。



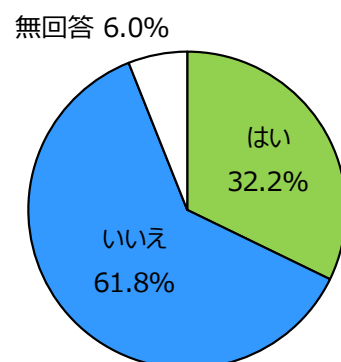
問：世界の主要都市として交流が活発に行われていると思いますか。



問：すべての人が使いやすいように、市内の施設が整備されていると思いますか。



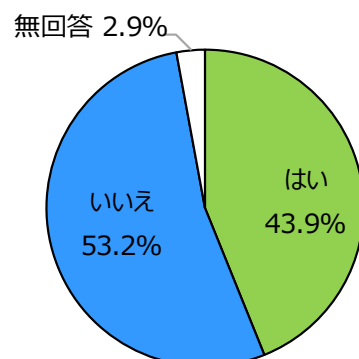
問：港や臨海部が魅力的な空間であると思いますか。



問：生きものの調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいますか。



問：暮らしの中で、生物多様性に配慮した行動をしていますか。

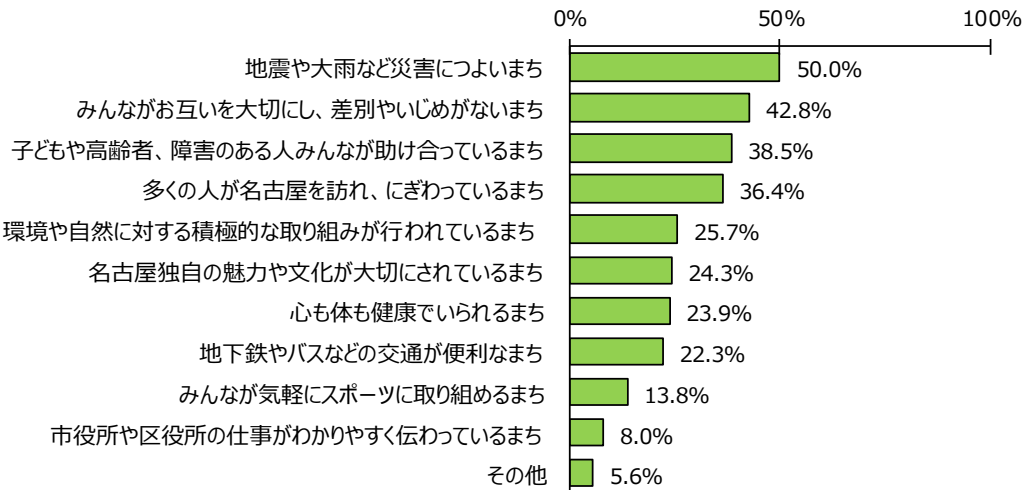


(3) 名古屋市民 2 万人アンケート

調 査 名	名古屋市民 2 万人アンケート
調査期間	平成 29（2017）年 7 月～8 月
調査対象	市内に在住する市民（外国人含む）20,000 人（大人・子ども）
有効回収数	8,795 人（回収率 44.0%）

将来のまちの姿として、災害への強さやまちのにぎわい、環境への取り組み、ヒートアイランド現象の緩和などが求められています。これらの課題は、みどりのさまざまな効果を活かすことで対応できると考えられます。

問：将来どんなまちになると良いと思いますか。（子ども対象のアンケート）



問：「望ましい姿」と比較して、名古屋市の現状にどの程度満足していますか。

順位	望ましい姿	満足度 (平均点)
ワースト1	交通事故が少ないまちになっている	2.25
2	ヒートアイランド現象(都心域の気温が高くなる現象)が緩和され、快適に過ごすことができる	2.40
3	商店街が活性化し、地域のつながりの場となっている	2.47
4	歩行者と自転車が安全で快適に道路を通行している	2.48
5	名古屋の魅力が内外に発信されている	2.63

※満足度（平均点）
…満足度 1～5 の段階ごとの点数に回答者数を乗じて合計し、全回答者数で除して算出した点。

満足度の点数は、
5：満足している
4：やや満足している
3：どちらともいえない
2：あまり満足していない
1：満足していない

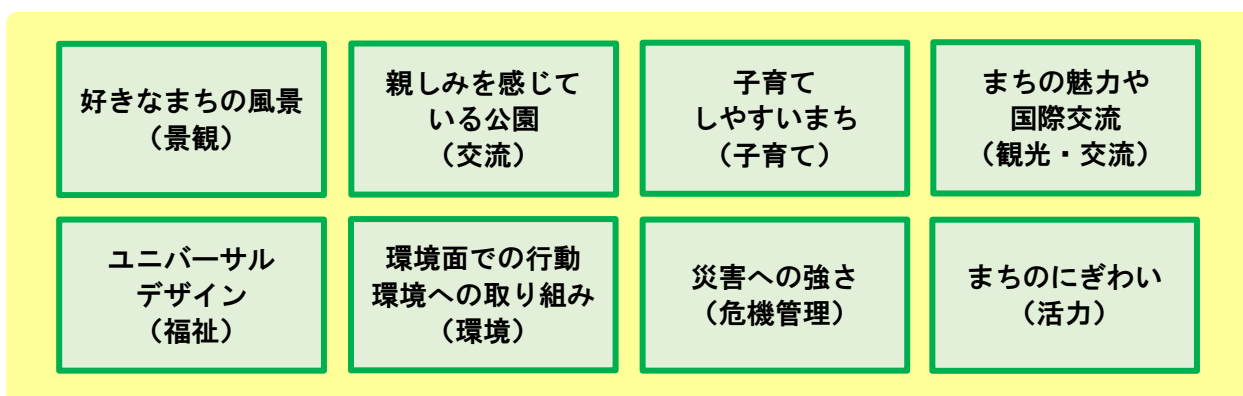
(4) 市民意識のまとめ

みどりに関する市民意識から、みどりに関してさまざまな取り組みが求められています。



■みどりに求められる取り組み

まちづくりに関する市民意識から、まちづくりの分野においても、みどりに関連する項目が非常に多岐にわたっていることがわかります。



■まちづくりの分野におけるみどりに関連する項目

みどりに関する取り組みを積極的に進め、みどりのさまざまな効果を発揮することで、多様な市民ニーズに対応した満足度の高いまちに変えていくことが期待できます。

3 なごや緑の基本計画2020の成果と課題

平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間の取り組みについて、3つの基本方針ごとに取り組みの成果と課題を整理し、本計画にも反映します。

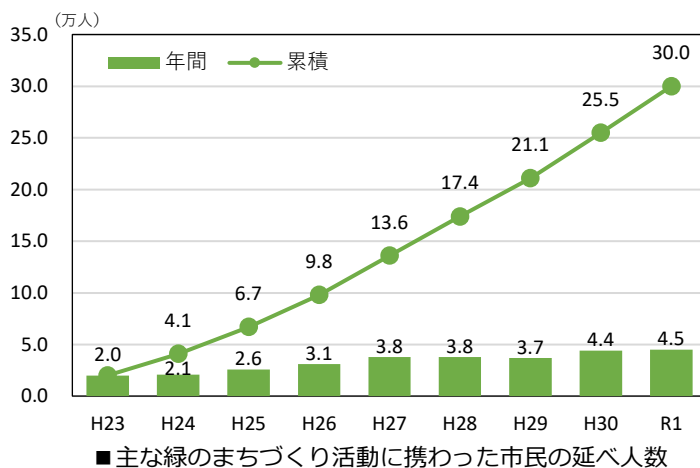
(1) 基本方針1 みんなで取り組む緑のまちづくり

緑豊かなまちなみの形成に向け、「主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数」を目標に掲げ、市民や事業者、行政の協働により、公園や街路樹における愛護会活動や、なごやの森づくりをはじめとした緑の保全と創出に関する取り組みを進めてきました。

ア 成果

項 目	説 明	目 標 令和2年度	達成状況
主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	緑のパートナーの活動をはじめとする主な緑のまちづくり活動に携わった市民の人数 (平成23～令和2年度の延べ人数)	10年間で延べ25万人	⇒ 9年間で延べ30万人(H23～R1)

平成23(2011)年度から令和元(2019)年度の9年間の実績として、約30万人の市民の参加があり目標を上回っています。近年は年間の参加者数が4万人前後となっています。



イ 課題

緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数は目標を達成できていますが、市民へのアンケートでは、「地域の緑に関する取り組みについて何もしたことがない」という回答が半数近くあることから、気軽に参加できるような取り組みを行い、活動の裾野を広げることが必要です。

緑のまちづくり活動団体においては、会員の高齢化、固定化が見られることから、新たな会員を確保するための工夫や講習会、実地研修などによるスキルアップ、活動の中核を担うリーダーの育成などの支援が必要です。

また、事業者などにおいても、緑のまちづくり活動に気軽に取り組める仕組みづくりが必要です。

Column

パートナーシップによる緑のまちづくり

<事例> なごやの森づくり（西の森）

本市の南西部に位置する戸田川緑地では、平成12（2000）年度から市民・事業者・行政の協働のもと、苗木を植え豊かな森を育てる活動を進めてきました。

平成26（2014）年度からは間伐や除草などの育樹活動を行っています。植樹から20年ほど経過し、豊かな樹林地が形成されています。



■ 補植及び間伐の様子



■ 西の森づくりによって形成された樹林地の変遷

<事例> 自然環境を守る活動

みどりによって豊かな生物多様性が育まれる一方で、本来そこにいるはずのない生きものが人間活動によって国内外から運び込まれ、在来の生きものの生息・生育をおびやかすなど、本来の生態系が失われています。

こうした生物多様性の低下を食い止めるため、池干しなどの取り組みを進めてきました。

豊かな自然を後世につないでいくためには、外来種を野生化させない、ペットの飼育に責任を持つなど一人ひとりが正しい認識を持つことが大切であり、市民を対象とした環境学習も実施しています。



■ 池干しの様子（緑区）

(2) 基本方針2 人と生き物が快適に暮らすまちづくり

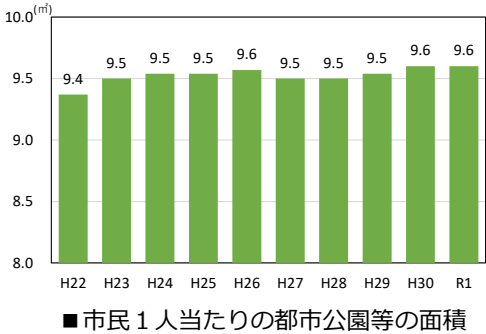
多様な動植物が暮らすことができる都市環境の形成や、身近に自然を感じることができ
るまちをめざし、「緑被率」と「市民1人当たりの都市公園等の面積」を目標に掲げ、
関連する取り組みを進めてきました。

ア 成果

項 目	平成 22 年度	目標 令和 2 年度	達成状況
緑被率（市全域） （緑の現況調査結果）	23.3 %	27.0 %	⇒ 21.5% （令和2年度）
市民 1 人当たりの 都市公園等（※）の面積	9.4 ㎡ 人口 226.1 万人	10.0 ㎡ 人口 233.7 万人	⇒ 9.6 ㎡ 人口 232.5 万人 （令和元年度）

※
都市公園等とは、街区
公園、近隣公園、総合
公園などの都市公園
と、農業公園、公共空
地、市民緑地、港湾緑
地などの都市公園に
類する施設

緑被率は直近に実施した令和 2（2020）年度の調査に
おいて 21.5%となり、平成 22（2010）年度の 23.3%か
ら 1.8 ポイント、緑被地面積にして約 573ha の減少とな
るなど、目標の緑被率 27.0%は達成できませんでした。
市民 1 人当たりの都市公園等の面積については、長
期末整備公園緑地の事業推進や街区公園適正配置促
進事業などにより、令和元（2019）年度には 9.6 ㎡と
なり、平成 22（2010）年度の 9.4 ㎡から 0.2 ㎡増え、
一定の成果が得られていますが、目標の 10.0 ㎡の達
成は困難な状況になっています。



イ 課題

緑被率減少の主な理由については、樹林地、芝・草
地の宅地開発や農地の宅地転用が考えられます。緑被
率の減少をできるだけ少なくするため、引き続き、緑
地の保全と創出につとめる必要があります。

都市公園等の面積は、着実な整備により一定の成果をあげていますが、整備から長期
間経過している公園では施設の老朽化などが進んでいます。みどりの健全性を保つため
に、ニーズを踏まえた施設更新や再整備、適切な植物管理が必要です。また今後の新規
整備においては、引き続き街区公園の適正配置、長期末整備公園緑地の事業推進を着実
に進める必要があります。

街路樹については、一定の整備が完了しているところですが、樹木の大木化や老木化
が進み、道路空間に合わなくなったり、安全性の確保が困難な路線があります。街路樹
の機能が十分に発揮されるよう健全な育成管理を行うため、道路空間と調和し地域にふ
さわしい街路樹をめざし、「街路樹再生指針」に基づく取り組みを引き続き進めていく必
要があります。都市のみどりの創出については、緑化地域制度において、平成 20（2008）
年 10 月の制度の施行以降、約 490ha のみどりを確保しています（令和 2 年 3 月末現在）。

今後も都市計画制度と連携しながら、良好な都市景観の形成に資するみどりの確保を
進めていく必要があります。



Column

街路樹再生指針

平成27(2015)年8月に策定した「街路樹再生指針」は、本市における街路樹の現状や課題を整理するとともに、課題解決に向けた取り組みの方向性や再生方針を示しています。

<目標>

街路樹再生により

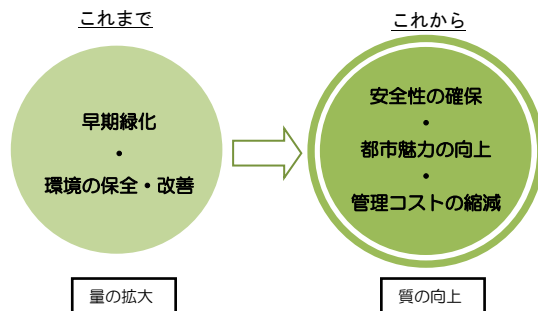
都市と市民が輝く名古屋を創造する

<再生方針>

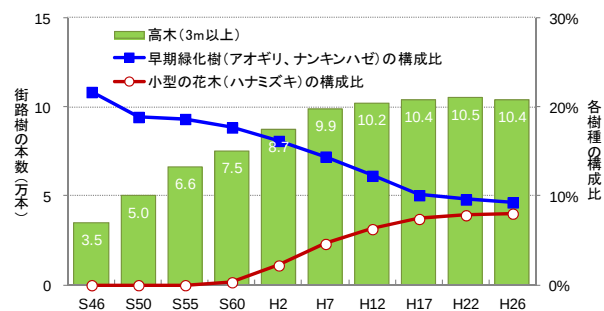
- ① 計画的な更新・撤去による街路樹再生
- ② 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生
- ③ 名古屋の顔となるシンボル並木の形成



■街路樹再生指針



■街路樹管理の方向性



■本市の街路樹本数・樹種の推移

計画的な事業推進をはかるため、本指針に基づき、路線ごとの現状評価を行い、事業スケジュール等をまとめた「街路樹再生実行プラン」を令和3(2021)年度に策定予定です。



(3) 基本方針3 既存の緑を大切にするまちづくり

快適な暮らしを支える良好な都市環境の形成に向けて、「まとまりのある緑の箇所、面積」と「農地の面積」の減少ペースを抑制し、可能な限り維持することを目標に掲げ、民有の樹林地や農地の保全の取り組みを進めるとともに、既存公園の利活用に向けた取り組みを進めてきました。

ア 成果

項 目	説 明	平成 22 年度	目標 令和 2 年度	達成状況
まとまりのある 緑の箇所、面積	緑の現況調査の解析により把握された 1ha 以上の民有樹林地の箇所数と面積	276ha	減少ペースを抑制し、可能な限り維持します	⇒ 214ha (令和2年度)
農地の面積	緑の現況調査により把握された農地の面積	1,183ha		⇒ 852ha (令和2年度)

樹林地や農地の保全施策を実施してきましたが、市域面積の約 93%が市街化を進める市街化区域であり、民有樹林地や農地の減少傾向は続いており、目標は達成できませんでした。

また、緑地保全意識の醸成のためにはみどりに気づいてもらうことが必要であり、身近なみどりを歩いて楽しむことができる「なごやのみどりお散歩マップ」を作成しました。本市に残っている貴重な里山を保全・育成するためのふるさと寄附金メニューとして「里山保全寄附金」を創設しました。

公園の利活用については、名古屋市公園経営基本方針を策定し、名城公園（北園）に営業施設 tonarino（トナリノ）など民間事業者による施設の再整備や寄附事業などを実施しました。

イ 課題

まとまりのある緑の箇所、面積は減少傾向にあることから、引き続き民有樹林地の保全施策による緑地保全の取り組みを進めるとともに、所有者による樹林地の維持管理が困難となってきた現状を踏まえ、支援などについての取り組みが必要となっています。

都市農地は、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として位置づけが大きく転換されたことから、農地の保全に向けたさらなる施策を展開していく必要があります。

また、みどりを活かす取り組みとして、民間からの資金、アイデア、ノウハウを公園の整備や運営管理に取り入れていくことが必要です。

名古屋市公園経営基本方針

平成24(2012)年6月に策定した「名古屋市公園経営基本方針」は、本市における公園経営の基本的な方向性を示しています。

公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと公園の利活用をはかるとともに、公園の利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップにつとめています。

<基本理念>

公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する
～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～



■名古屋市公園経営基本方針

<めざす公園像>

人々をつなぐ公園 名古屋の誇りとなる公園 人と自然が共生する公園

戦略的に事業を展開していくため、平成25(2013)年7月には「名古屋市公園経営事業展開プラン」を策定しました(令和3(2021)年度に改訂予定)。

<事例>

名城公園(北園)において、北土木事務所名城公園分所の跡地を活用して、営業施設 tonarino(トナリノ)の整備を行いました。



■名城公園 tonarino (トナリノ)

(4) 緑のまちづくりの現状

市内の公園や街路樹、特別緑地保全地区や市民緑地などに指定されている樹林地等、市民等との協働に関する団体数など（公園愛護会、街路樹愛護会など）は以下のとおりです。

項目			平成 23 (2011) 年 (2011.4.1 現在)	令和 2 (2020) 年 (2020.4.1 現在)
公 園	①都市公園	箇所数	1,415	1,482
		面積 (ha)	1,560.09	1,627.06
		1人当たり公園面積 (㎡)	6.90	7.00
樹 林 地 等	②特別緑地保全地区	箇所数	72	73
		面積 (ha)	190.5	204.0
	③市民緑地	箇所数	17	12
		面積 (㎡)	98,991	69,537
	④緑化木公園	箇所数	1	1
		面積 (㎡)	280.0	280.0
	⑤保存樹・保存樹木	種数	38	39
		本数	862	846
	⑥風致地区	箇所数	18	18
		面積 (ha)	2,994.8	2988.8
農 地	⑦生産緑地地区	面積 (ha)	310.8	247.4
街 路 樹 等	⑧街路樹（高木）	種数	90	90
		本数	105,000 本	98,514 本
	⑨街園	箇所数	369	363
		面積 (㎡)	159,433	155,869
緑 道	⑩緑道	整備延長 (km)	131.38	133.59
市 民 等 と の 協 働	⑪公園愛護会	団体数	1,082	1,151
		愛護会のある都市公園数 /市営都市公園数	—	1,061/1,478
		設立割合 (%)	—	71.8
	⑫街路樹愛護会	団体数	479	424
	⑬活動承認団体	団体数	11	29
	⑭緑のパートナー	団体数	14	18

第Ⅲ章

本市のみどりを取り巻く 状況と今後の展望

社会情勢や国際的な動向、関連計画の概要、またこれからのみどりに求められる新たな視点など、本市のみどりを取り巻く状況と今後の展望をまとめています。



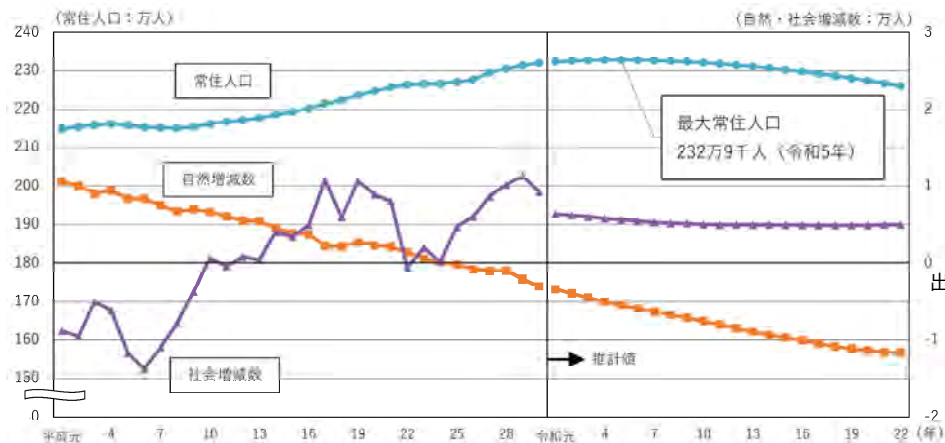
1 みどりを取り巻く状況

本市を取り巻く環境は、少子化・高齢化による人口構造の変化やリニア中央新幹線の開業などにより、2030年までに大きく変化すると想定されます。近年重要性が増している防災機能や、生物多様性に関する国際動向、本市の関連する計画などもあわせて、みどりを取り巻く状況を整理します。

(1) 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

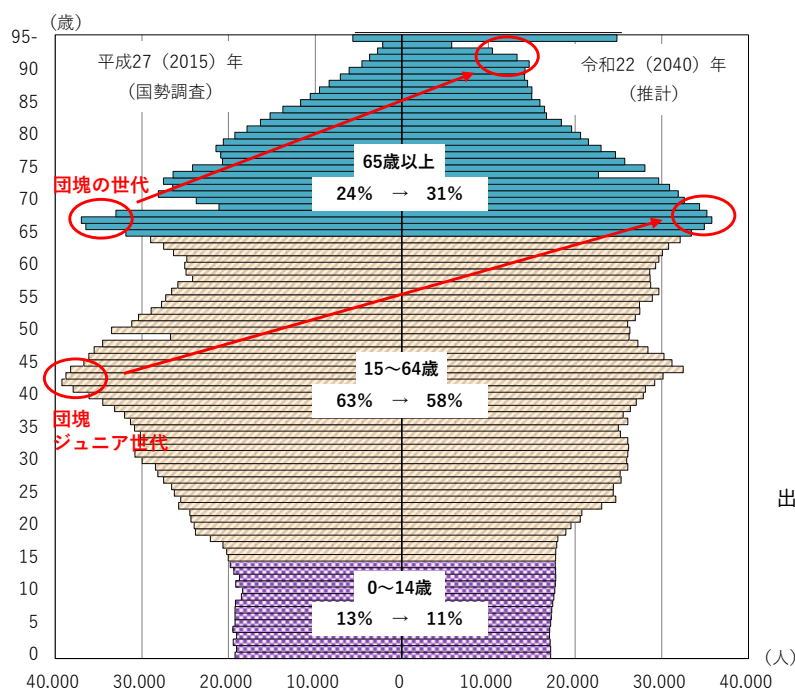
近年、本市においても出生数の低下や急速に進む高齢化といった社会問題が顕在化しており、人口構造の変化が進むとともに将来的には常住人口が減少に転じると推定されています。

こうした社会構造の転換を踏まえて、みどりに求められる役割の変化を把握し、従来型の公園整備から、みどりの配置や求められる機能の再編などへの転換をはかっていく必要があります。



■本市における常住人口の推移と推計

出典：名古屋市総合計画2023
実績値 統計なごや web 版
愛知県人口動向調査結果
(名古屋市分)より作成
推計値 名古屋市推計
(H30.10.1 現在)



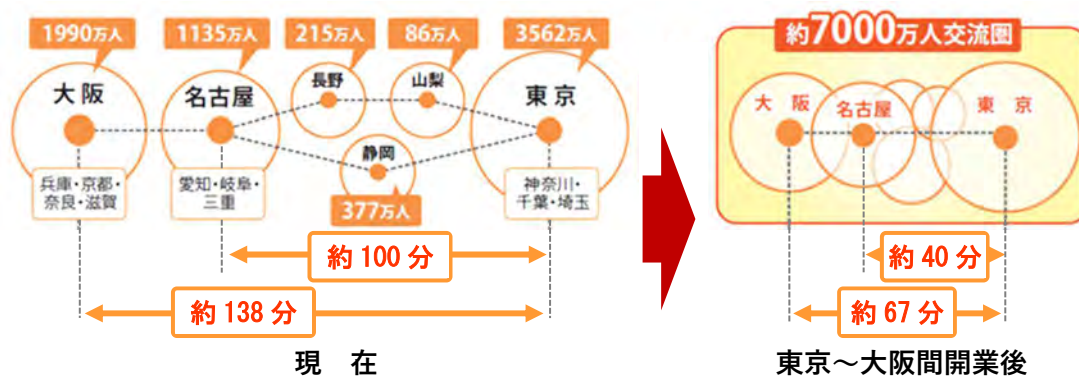
■本市の人口ピラミッド

出典：名古屋市総合計画2023
実績値 統計なごや web 版
国勢調査結果より作成
推計値 名古屋市推計
(H30.10.1 現在)

(2) リニア中央新幹線開業に伴う交流圏の拡大

令和9（2027）年にリニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業が予定されています。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、三大都市圏が約1時間で結ばれ、約7,000万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生します。

東京や大阪との時間的な距離感が短縮されるため、本市独自の特徴や強みを活かしたまちづくりが必要となります。都市ブランド力の向上、活力あるまちづくりのための資源として、みどりの活用が考えられます。



■リニア中央新幹線開業（東京－大阪間）による交流圏の変化

出典：名古屋市総合計画2023

(3) 防災・減災機能の重要性

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震直後に発生した火災により被害が拡大しました。その際、地域の公園は延焼を食い止める「焼け止まり」としての機能を果たしました。近年では東日本大震災での津波被害や、日本各地での集中豪雨による土砂災害など災害の様相も多様化しています。

本市においても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、市南西部の広い範囲で浸水被害が想定されているほか、土砂災害が予想される箇所も存在しています。そのため、こうした大規模災害時における市民の一時的な避難や、自衛隊・警察・消防などの活動拠点、応急仮設住宅用地、災害廃棄物仮置き場などに利用可能な空間として、みどりは十分な効果を発揮すると考えられています。

また、みどりは雨水浸透・雨水貯留の場所となりうることから、水害対策面で減災効果を発揮すると考えられます。こうしたことから、みどりの防災・減災機能を活用したさらなる備えが必要となります。



■焼け止まりとなった大国公園（神戸市）



■津波の被害を免れた日和山公園（石巻市）

出典：左 国土交通省HP、右 東日本大震災における公園緑地等現地概査（公園緑地協会、2011）

(4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響

令和2（2020）年からの世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」といいます。）拡大により、令和2（2020）年3月には小・中学校の一斉休校措置がとられました。また、「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することが呼びかけられ、4月には緊急事態宣言が発出され、市民生活に大きな影響がありました。

「都市の過密」という課題が改めて顕在化し、これまでの都市における働き方や暮らし方を問い直すことが求められています。同時に、柔軟な働き方の導入や自宅近くの公園の価値の再評価など、人々のライフスタイルや価値観を大きく変えています。

令和2（2020）年8月には、新しい生活様式を踏まえた公園利用のポイントや新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性が国土交通省より示されました。

本市においても、これらの動きを踏まえながら、柔軟に対応していきます。



■公園利用の4つのポイント

出典：国土交通省資料

(5) 生物多様性の状況、国際的な動向

平成22（2010）年に本市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標は、令和2（2020）年に目標年を迎えました。令和3（2021）年に開催予定のCOP15では、具体的な指標を盛り込んだ新たな世界目標が採択される予定となっています。

また、令和元（2019）年の国連総会では、令和3（2021）年からの10年間を「国連生態系回復の10年」とする宣言が発表されるなど、生態系の回復に向けた取り組みが重要視されています。

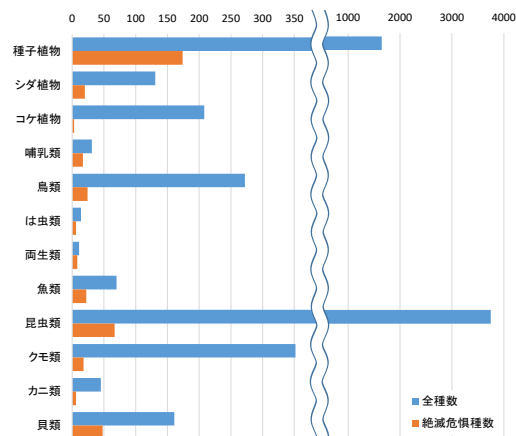
本計画においても国際的な動向に対応しつつ、生物多様性に配慮した取り組みを進めていく必要があります。

ア 本市の状況

本市は、日本有数の人口を擁する大都市です。今では、市街地の拡大により、生きものたちのすみかはかなり少なくなってきました。

しかし、東部丘陵地の大規模な緑地やため池、河川などを中心にこの地域固有の希少な種を含めて、多くの生きものが今も暮らしています。

市内では、植物（3分類群）が約1,990種、動物（9分類群）が約4,700種、併せて約6,690種について、現在または過去の生育・生息が確認されています。



■本市で生育・生息が確認されている種数

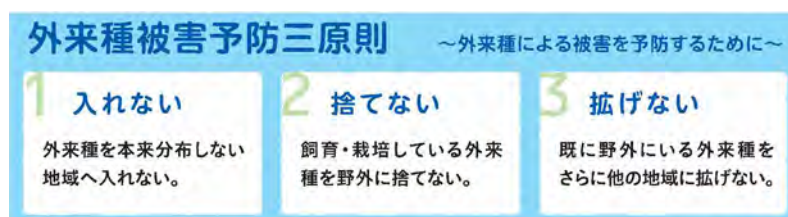
出典：名古屋市版レッドリスト2020より本市作成

そのうち、市内から絶滅するおそれのある野生生物（絶滅危惧種）は、植物が 197 種、動物が 216 種、併せて 413 種いるという結果が出ています。

これらの生きものの減少要因としては、緑地や農地の開発、水面の埋め立てが主要なものです。それと並んで、外来種（外来生物）の影響も要因のひとつに位置づけられています。

外来種とは、その地域に生育・生息していなかったのに、人間によって持ち込まれた生きものを指します。これに対し、その地域にもともといる生きものを在来種といいます。外来種を持ち込むことを導入といい、国外から導入されることもあれば（国外由来の外来種）、国内の別の地域から導入されることもあります（国内由来の外来種）。

外来種の中には、捨てられたり逃げ出したりした結果、野外での繁殖に成功（定着）すると在来の生態系や人間生活に悪影響を及ぼすようになるものがあります。これを侵略的外来種といいます。外来種による被害を予防するために、「外来種被害予防三原則」に基づき、適切な対応を行っていく必要があります。



■ 外来種被害予防三原則

出典：本市パンフレット「なごやの外来種」

イ 生態系ネットワーク

生態系ネットワークとは、生物多様性を保全していくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていることです。野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖、あるいは一日、一年、一生を通じて複数の異なるタイプの自然を利用しています。また、ある生物の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われてしまうため、他の集団との繁殖交流をするために、移動できる範囲に同じタイプの自然が複数存在していることが必要です。ある生物の生息・生育に適した自然がなくなってしまった場合でも、その生物が移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を軽減することができます。

そのため、生態系ネットワークの形成が重要になってきます。本市も東部丘陵生態系ネットワーク協議会、尾張西部生態系ネットワーク協議会に参加して生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。

ウ あいちミティゲーション

生態系ネットワークの形成に向けて、愛知県では「あいち方式」という「あいちミティゲーション」の取り組みを進めています。「あいちミティゲーション」は、開発の際に自然への影響を回避・最小化・代償の順に検討するミティゲーションの考え方に基づいて、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避・最小化しても残る影響を生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、県独自の仕組みです。

Column

市民協働による外来種防除の取り組みについて

外来種を取り除いたり、その被害の予防や軽減を行ったりすることを外来種防除といいます。本市では、市民・専門家・行政（市）が協働して、なごや生物多样性保全活動協議会を設立し、地域の自然環境の調査・保全活動に取り組んでいます。

アライグマ

丘陵地の緑地を中心に拡がり、周辺の住宅地にも侵出しています。カスミサンショウウオなどの在来動物を食べている可能性があります。

協議会は緑地で箱罠による調査捕獲をしています。また、名古屋市も、地域住民と協力し、市街地での捕獲を行っています。



夜間に湿地を徘徊する。



※
絶滅危惧種カスミサンショウウオを食べている可能性がある。

ミシシippアカミミガメ

在来動物であるニホンイシガメと生息場所などをめぐって競合します。また、水草を食べ、水中環境にも悪影響を及ぼします。

協議会では、市民と協働で開発した浮島型罠などを使って、ため池や河川で調査捕獲を実施しています。



在来種ニホンイシガメ（写真内下）から日光浴の場所を奪うこともある。



市民協働で開発した浮島型罠で捕獲効率を上げることができた。

スイレン園芸品種

池の水面を覆いつくすほどとなり、ガガブタなどの在来植物の生育場所を奪います。一部が池底に堆積し、環境を悪化させます。

遮光シートを使った防除などの試行を行いました。その調査結果を協議会がまとめています。



水面を覆ってしまう。



方法のひとつとして遮光シートを用いた。

外来魚などの水棲生物

市内には多くのため池が残っています。池干しを行ったときに捕獲された在来種は池干し後に元に戻しますが、外来種のおオクチバス、ブルーギルなどはそのまま取り除いています。



池干しでは、たいいていの場合、外来種が見つかる。

オオキンケイギク

元来観賞用で導入されたものですが、繁殖力が強く、生育地を拡大したり、光を遮ったりすることで在来植物の生育を妨げます。オオキンケイギクは再生するため、根こそぎ抜く必要があります。

協議会では、河川敷での継続的な抜き取りを試み、抜き取りの効果を確かめています。



河川敷に拡がっていることもある。



広く参加者を募集して抜き取り会を行った。

■ なごやの外来種

出典：本市パンフレット「なごやの外来種」

※カスミサンショウウオ…今までカスミサンショウウオとされていたものが平成 31（2019）年 2 月の論文で 9 種に再分類化され、本市に生息しているものはヤマトサンショウウオとされている。

(6) 関連計画

本市の総合計画、都市施策、環境施策と相互に連携しながら、本計画を進めていく必要があります。

ア 名古屋市総合計画2023

名古屋市総合計画2023においては、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目的に、第20回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を重要な柱と位置づけ、長期的展望に立った上で、本市のめざす都市像を描くとともに、その実現に向けて取り組む施策などを明示しています（詳細はP.4 コラム参照）。

みどりに関する施策については、めざす都市像の都市像4である「快適な都市環境と自然が調和したまち」に位置づけられ、身近な自然や農にふれあう環境が都市に必要であるとしています。



■名古屋市総合計画 2023

イ 名古屋市都市計画マスタープラン2030

名古屋市都市計画マスタープラン2030では、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域（駅そば生活圏）に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに、歴史・文化、環境や防災に配慮された魅力的で安全な空間づくりがなされているとともに、都心を中心に圏域の中核都市として交流を活性化させ創造的活動を生み出す空間づくりがなされている大都市における集約連携型都市構造をめざすべき都市構造としています（詳細はP.36 コラム参照）。

プランでは、集約連携型都市構造を実現するため、「暮らす」、「楽しむ」、「創る・働く」の3つのライフスタイルごとに都市づくりの目標を掲げるとともに、名古屋駅周辺、栄、金山を有する「都心ゾーン」などでは、高度な土地利用を促す中で、みどりは市民生活における身近なオープンスペースとして機能するほか、良好な都市環境の形成や観光資源としての魅力発信など、多様な役割が期待されています。

一方で、郊外の市街地においては、人口減少が進む中でもみどりを活かしながら、空間的なゆとりと自然豊かな潤いある居住環境の持続をはかるとしています。



■名古屋市都市計画
マスタープラン 2030

ウ 名古屋市環境基本計画

名古屋市環境基本計画は、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくり上げていくことを目的とした、本市の環境保全に関する総合的な計画です。

みどりの保全や緑化の推進は、生物多様性への配慮やヒートアイランド現象の緩和といった環境の改善に効果をもたらすことから、関係の深い計画となっています。

Column

名古屋市都市計画マスタープラン2030

本市では、令和2（2020）年6月に、新たな時代に対応した都市づくりのあり方を示した「名古屋市都市計画マスタープラン2030」を策定しました。

このプランでは、SDGsの達成や、にぎわいやイノベーションの創出などを、2030年に向けた都市づくりの考え方とし位置づけた上で、「暮らす」「楽しむ」「創る・働く」といったライフスタイルごとに、都市づくりの目標を定めています。

また、目標を実現するために必要となる土地利用や交通などの都市づくりの方針や施策の方向性などを示すとともに、将来都市構造として、コンパクトシティの考え方に基づく立地適正化計画「なごや集約連携型まちづくりプラン（平成30（2018）年3月策定）」の内容を発展させ、ゾーン単位での具体的な将来イメージを示しています。

<都市づくりの3つの目標>

ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な
生活空間

歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの
体験空間

技術力と経済力で輝くグローバルな
創造空間

<都市づくりの8つの方針>

- A 土地利用の適切な誘導
- B 自由で快適な移動の実現
- C 災害に強く安全な空間の形成
- D 環境にやさしい空間の形成
- E 住みよい居住空間の形成
- F 魅力あるにぎわい空間の形成
- G 産業・イノベーション空間の形成
- H 地域主体のまちづくりの推進

さらに、地域の考えにより地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりを進めるため、前計画に引き続き「地域まちづくりの推進」を位置づけ、地域主体のまちづくりを進めていくこととしています。



地域まちづくりとは？

地域がより良くなるために、
地域の力(考え)で地域を育てること

地域の力(考え)

まちの多様な主体(住民・自治会・NPO・商店街・企業など)が自らまちづくり活動に取り組むこと

地域を育てる

まちの魅力づくり、公共的な空間の利活用、住環境の維持、まちづくり構想やルールづくりなど、まちの環境や空間をつくる・つかう・まもること



出典：名古屋市都市計画マスタープラン2030

2 新たな視点

これからのみどりは、国の施策や提言、関連法の改正、国際的な目標などを踏まえた新たな視点からの取り組みが求められています。それら重視すべき視点を整理します。

(1) オープンスペースに関する提言など

国土交通省は、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方などについて検討するため、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会を設置し、検討を行いました。平成 28 (2016) 年 5 月には、これからの緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つの観点を重視していくことが必要であると提言され、その推進が求められています。

また、令和元 (2019) 年 6 月には都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会が、『「居心地が良く歩きたくなる まちなか」からはじまる都市の再生」を提言しました。本市においても「ウォーカブル推進都市」として、取り組みを進めています。

(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

平成 29 (2017) 年 6 月の法改正により、都市公園の再生・活性化（都市公園法など）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法など）について、新たな制度が創設され、これらの制度に対応したみどりの施策展開が必要となっています。

具体的には、都市公園法においては、Park-PFI 制度の創設をはじめ、民間活力の導入にかかる制度が拡充されました。都市緑地法においては、緑の基本計画の記載事項が拡充され、公園施設の適切なメンテナンスや、官民連携による公園の活性化の方針など、都市公園の管理の方針にかかる事項が追加されました。また、生産緑地法においては、生産緑地指定の面積要件の引き下げが可能となるなど、農地の保全に向けての制度が緩和され、良好な都市環境の形成をはかることとなっています。

さらに、国土交通省はこうした法改正の動きを「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」に記載することで、緑のまちづくりの充実をはかることの必要性を示しています。



■平成 29 (2017) 年度の都市緑地法などの改正にかかる概要

出典：国土交通省資料

(3) グリーンインフラの取り組みの推進

令和元（2019）年7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、社会インフラ整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みとされており、この取り組みを行政だけでなく、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが示されました。

グリーンインフラは、気候変動への適応や都市空間の快適な利活用、豊かな生活空間の形成など、さまざまな場面で活用を推進すべきとされています。

また、社会インフラ整備や土地利用などを進める際の検討プロセスに組み込むという基本方針のもと、グリーンインフラを推進するための方策として、グリーンインフラ主流化のための環境整備や、支援の充実などが掲げられています。

今後は、これらのグリーンインフラの取り組みの推進が求められています。

● 気候変動への適応 ・ 雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など	● 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生 ・ 農的な土地利用の推進や自然環境の回復、今ある緑地・農地等の保存、グリーンインフラを活用した地域づくり
● 投資や人材を呼び込む都市空間の形成 ・ 安心・安全な経済活動基盤の構築、自然環境と調和したオフィス街区の形成など	● 都市空間の快適な利活用 ・ 個別の建築・開発行為をあわせた緑と水のネットワークの形成など
● 自然環境と調和したオフィス空間等の形成 ・ 植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れた「バイオフィリックデザイン」など	● 生態系ネットワークの形成 ・ 多自然川づくり、湿原や干潟等の湿地の再生、緑地・農地の保全・形成による緑と水のネットワークの構築など
● 持続可能な国土利用・管理 ・ 過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生など	● 豊かな生活空間の形成 ・ 環境教育、健康増進、レクリエーションなど

■グリーンインフラの活用を推進すべき場面

出典：国土交通省資料より本市作成

■ グリーンインフラ主流化のための環境整備 ・ 官民連携プラットフォームの創設 ・ 相談窓口の設置 ・ 各種法定計画への位置づけ ・ 都市計画にかかる運用方針等の見直し ・ 技術指針の策定と要素技術の研究開発 など	■ グリーンインフラ推進のための支援の充実 ・ 計画策定等に関する新たな支援制度 ・ 緑の総合的な支援制度 ・ グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進 ・ 民間の取り組みに対するファイナンス支援の実施 など
	■ グリーンインフラに関する評価手法の開発等

■グリーンインフラを推進するための方策

出典：国土交通省資料より本市作成

グリーンインフラを形成する技術

全米でグリーンインフラを推進している機関は米国環境保護庁（EPA）です。EPA ではグリーンインフラの要素技術（Green Infrastructure Elements）として、11 項目を示しています。

我が国への適用にあたっては、（一社）グリーンインフラ総研が、この要素技術に公園、壁面緑化、芝生広場を加えて 14 要素とし、「技術的要素」と「場面的要素」に大別して一覧表にしています。

まちづくりにおけるさまざまな場面で、基本となる技術的要素を組み合わせ、多様で多機能なインフラをつくり上げていくことが重要です。



雨水貯留浸透施設（雨庭）

出典：米国環境保護庁 HP

■グリーンインフラの14要素技術

区分	名称	内容
技術的要素	1 縦樋の非接続	屋根からの雨水を下水道に流さず、雨水タンクや貯水槽、あるいは透水性舗装へ導入する手法。合流式下水道の都市に特に有益な方法。
	2 雨水の利用	雨水を収集、貯留して、雨水流出速度の低減、減量をはかるとともに、建物内部の雑用水や災害時の水資源として活用するシステム。
	3 雨庭	屋根や歩車道からの流出水を収集して、地中に浸透及び浄化できるよう設計された窪地。自然生態系の基地にもなる。ほとんどの未舗装のスペースに設置可能。
	4 雨花壇	屋根や歩車道からの流出水を、浸透あるいは閉塞した底を持つプランターボックスに導入する、いわば都市型雨庭。密集地や市街地の限られたスペースに対応。
	5 緑溝	雨水を移動させながら一時滞留や浸透させる植栽帯。特に浸透適地で線的な施工が可能で、街路や駐車場に向く。
	6 透水性舗装	雨が降ったその場所で雨水を浸透、処理または貯留できる舗装。地表面は透水性コンクリート、透水性や保水性インターロッキングブロック、透水性アスファルトなどの材料で施工される。
場面的要素	7 緑の道、緑の路地	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、道路や路地に雨水を貯留・浸透させて下水道への負担を軽減、それを蒸発散させることによる気温低減効果などを可能にする。
	8 緑の駐車場	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、周辺に設置された雨庭や緑溝を通じて、駐車場下層に雨水を貯留・浸透させるよう設計された駐車場。
	9 公園	グリーンインフラの要素技術を取り入れて、保水性ブロックや樹木の蒸発散作用で微気象改善が可能。公園内での雨水循環を可能にする。
	10 屋上緑化	都市化が進む中で、屋上に厚層または薄層の植栽基盤を設置して、雨水の一時貯留や植栽の蒸発散作用による冷却効果などを可能にする。
	11 壁面緑化	建築物の壁面に植栽基盤を持つ構造では、壁面に当たる雨水の直接流下を遅延、軽減できる。プランター形式の場合、雨水を一時貯留・浸透し、雨水流出を遅延、軽減できる。また、植物による気温冷却効果も高い。
	12 芝生広場	芝生植栽基盤への雨水浸透により、雨水流出速度の低減及び雨水の減量と浄化が可能。地表面の気温低減効果も発揮できる。
	13 樹冠遮断	樹木の葉や枝で雨を遮断することで雨水の流出量を減らし、流出速度を減じることができる。また、樹冠の投影による日陰が気温低減効果を発揮する。
	14 自然地の保護、野草広場	都市内や近隣にあるスペースや外部の影響を受けやすい自然地の保全及び軽メンテナンスをすることで、雨水流出速度の緩和、軽減及び自然生態系の保全が可能になる。

出典：「グリーンインフラの時代へ」（一社）グリーンインフラ総研を一部改変

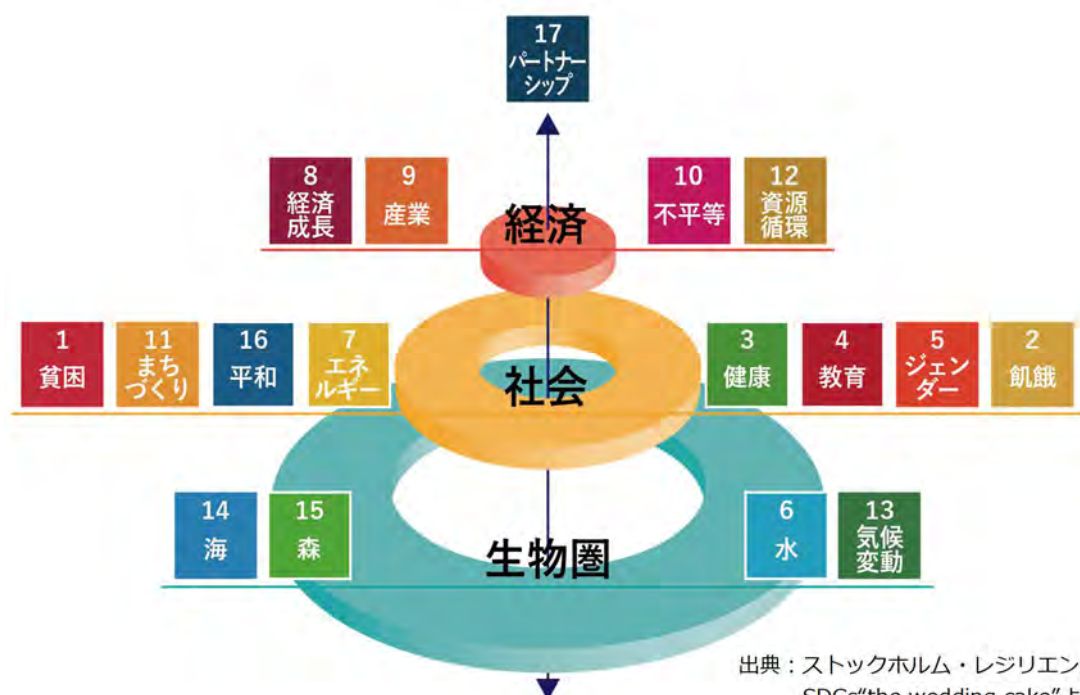
(4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この総会において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴール、169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」といいます。)が設定されました。

SDGs は「誰一人取り残さない」(No one will be left behind) をキーワードとし、先進国を含むすべての国々が、すべての関係者と協調的なパートナーシップのもとで行動することが想定されており、本市のような自治体においても、SDGs の達成に向けた取り組みが求められています。



■ SDGs の 17 のゴール



出典：ストックホルム・レジリエンスセンター
SDGs“the wedding cake”より本市作成

■ 3 レイヤーによる整理

3 今後に向けて

これまでの本市のみどりの現状やみどりに関する市民意識、みどりを取り巻く状況や新たな視点を踏まえて、今後の緑のまちづくりの展望をまとめます。

(1) 「つくり、守る」に加えて「育て、活かす」という視点

これからの緑のまちづくりは、“あらゆるみどりがいきいきとし、また誰もが十分に利用している”状態にしていくことが重要です。

そのため、これまでのみどりを「つくり、守る」という視点に「育て、活かす」という視点を加え、緑のまちづくりを進めていきます。また、公園などのみどりだけを対象としてとらえるのではなく、まちづくりの中で「育て、活かす」ことを考えていきます。



(2) みどりと都市・地域・社会

都市・地域・社会とみどりの関係から今後のみどりに求められていることを整理します。

ア 都市とみどり

第20回アジア競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据え、にぎわいある空間づくりやエリアマネジメントによるまちづくり、都市ブランド形成にみどりを活用することが求められています。

イ 地域とみどり

少子化・高齢化による人口構造の変化に対応しつつ、地域のニーズを踏まえ、コミュニティ形成や子育て、福祉、歴史を知る、スポーツを楽しむなど、暮らしやすさを提供する場としてみどりを活用することが求められています。

ウ 社会とみどり

生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、南海トラフ巨大地震や都市型水害等への備え、グリーンインフラの取り組みにみどりを活用することが求められています。

(3) 今後に向けた3つのキーワード

「都市」「地域」「社会」が抱える課題や今後の取り組みに対し、みどりはさまざまな側面から寄与する力を秘めています。

まちづくりの課題を解決する3つの力「都市力」「地域力」「持続力」をキーワードにして、これからの緑のまちづくりを考えていくことが必要です。

また、これらのまちづくりの課題の解決に向けては、行政だけではなく、事業者、教育・研究機関、行政、市民・NPO などとのパートナーシップで進めていくことが重要です。



■今後に向けて

第Ⅳ章

これからの 緑のまちづくりの 基本的な考え方

10年後にめざすみどりの都市像とその実現に向けた基本方針、
緑のまちづくりの施策展開の方向性、都市力・地域力・持続力の
3つの力を高める取り組みのテーマなどをまとめています。



1 みどりの都市像と基本方針

本計画では、第III章で浮かび上がった「都市力」「地域力」「持続力」という3つの力をキーワードにするとともに、本市の総合計画や前回の緑の基本計画の都市像を踏まえ、めざすみどりの都市像と基本方針を設定します。また、みどりのさまざまな効果についても、3つの力と関連させて整理します。

(1) めざすみどりの都市像

みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや

都市環境と調和したみどりが、多面的な効果を発揮します
みどりの効果を享受することにより、まちの活気や暮らしの質が高まります
みどりがきらめく、人がきらめく、自然共生都市・なごやの実現をめざします

めざすみどりの都市像は、名古屋市総合計画2023の都市像（※1）やなごや緑の基本計画2020の都市像（※2）との関連性や継続性を踏まえるとともに、これからの緑のまちづくりにより“あらゆるみどりがいきいきとし、また誰もが十分に利用している”状態となり、自然と人が調和した「みどりがきらめき、人がきらめく都市」「自然共生都市」をめざすものとしします。

※1 名古屋市総合計画2023 都市像4「快適な都市環境と自然が調和したまち」

※2 なごや緑の基本計画2020 みどりの都市像「緑と水の豊かな自然共生都市」

(2) 基本方針（みどりにより高める3つの力）

めざすみどりの都市像を踏まえて、これからの緑のまちづくりの基本方針を以下のとおり示します。この基本方針に基づく取り組みを展開していくことで、みどりの都市像の実現をめざします。

基本
方針
1

みどりにより 都市力を高める

都市力：多くの人が訪れにぎわい、内外に魅力が発信され、市民や事業者などの活力があり、都市ブランドを示す力

まちに魅力があり多くの人が訪れ、まちと調和した美しい景観があり、市民や企業などに活力があるまちの実現をみどりの取り組みによりめざします。

基本
方針
2

みどりにより 地域力を高める

地域力：地域のさまざまな人々が地域に関心を持ち、協力し合いながら、地域の身近な課題に取り組み、住みやすく愛着の持てる地域、魅力のある地域をつくるための力

地域活動が盛んで、地域のコミュニティ活動や子育て・教育、健康・福祉の場として活用でき、誰もが楽しく過ごせる場所があるまちの実現をみどりの取り組みによりめざします。

みどりにより
持続力を高める

持続力：社会のインフラが確保され、安心・安全で良好な暮らしが未来にも持続する力

生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善、防災など安心・安全への対応が行われているまちの実現をみどりの取り組みによりめざします。

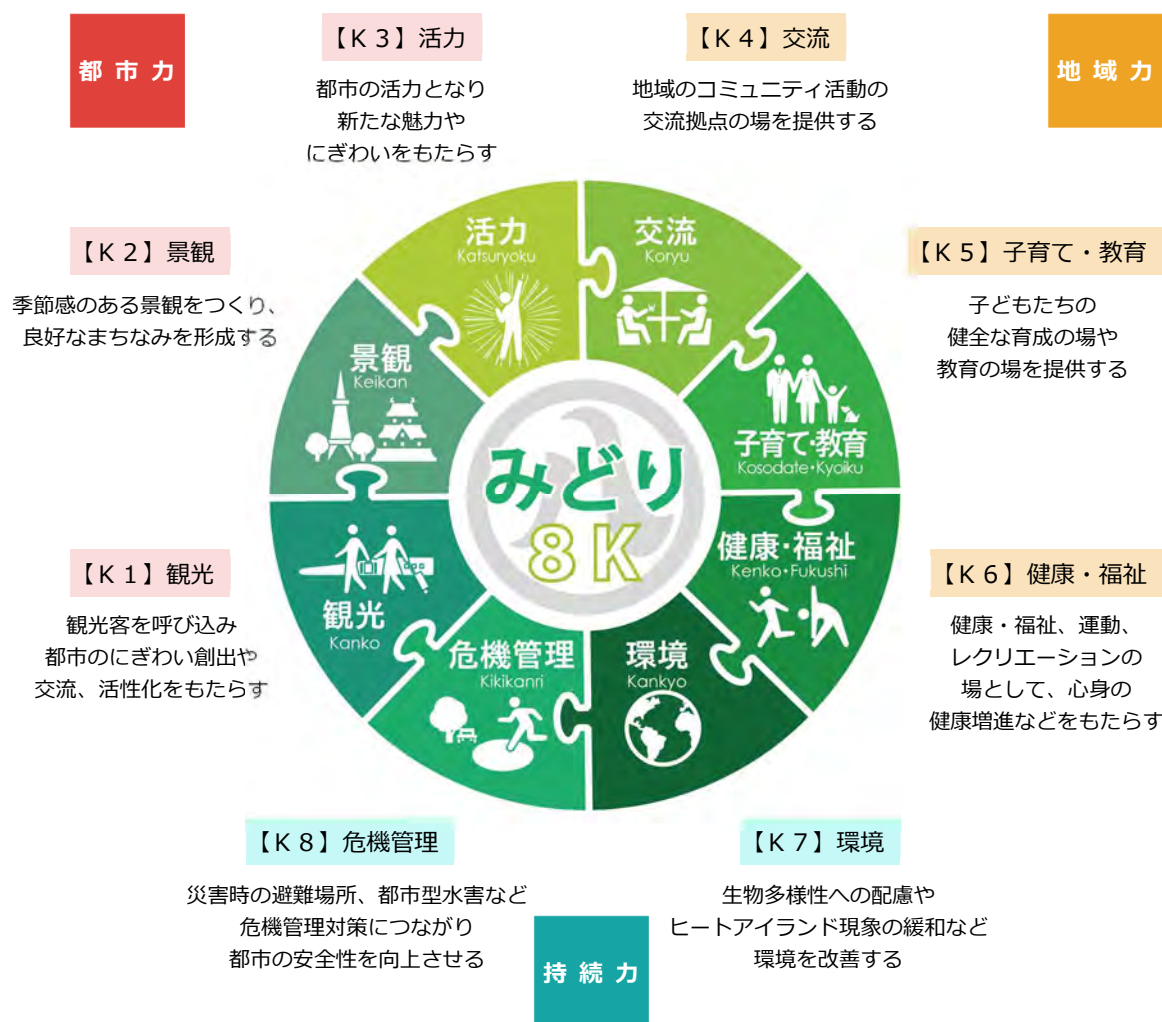
(3) 3つの力とみどりの多面的な効果（8 K）の発揮

みどりには多面的な効果があります。本計画ではみどりの効果を“か行”で始まる8つの言葉（観光、景観、活力、交流、子育て・教育、健康・福祉、環境、危機管理）に代表させて“8 K”と表現します。

基本方針である3つの力（都市力、地域力、持続力）と、それぞれを高めるために必要なみどりの多面的な効果（8 K）の関係は、以下の模式図となります。

なお、8 Kは相互に関係しながら効果を発揮するため、3つの力と8 Kのつながりは固定的なものではなく、相互に関連するものとなります。

また、8 Kの効果が十分に発揮されるためには、多様な立場の人たちが緑のまちづくりに関わり、パートナーシップによって進めていくことが重要となります。



■みどりの多面的な効果（8 K）

2 緑のまちづくりの施策展開の方向性

みどりの都市像の実現をめざして、基本方針に掲げた3つの力（都市力、地域力、持続力）を高め、みどりの多面的な効果（8 K）の発揮に向けた緑のまちづくりの施策を展開するにあたり、施策間に共通する3つの方向性を示します。

1つ目は、みどりのネットワークの形成です。本市域だけでなく、広域的なみどりのネットワークも念頭に、本市のみどりのネットワーク形成をめざして施策展開をはかります。

2つ目は、グリーンインフラの取り組みの推進です。みどりの多面的な効果（8 K）を活用した施策を行政だけでなく、市民や企業などとも連携して、ハード・ソフト両面から施策を展開し、なごやのまちの3つの力を高める社会基盤（グリーンインフラ）となることをめざします。

3つ目は、SDGsの達成です。本市は、令和元（2019）年度に「SDGs 未来都市」に選定されています。本計画では、名古屋市総合計画2023とともにSDGsの17のゴールの達成に向けて、緑のまちづくりの施策からアプローチしていくことをめざします。



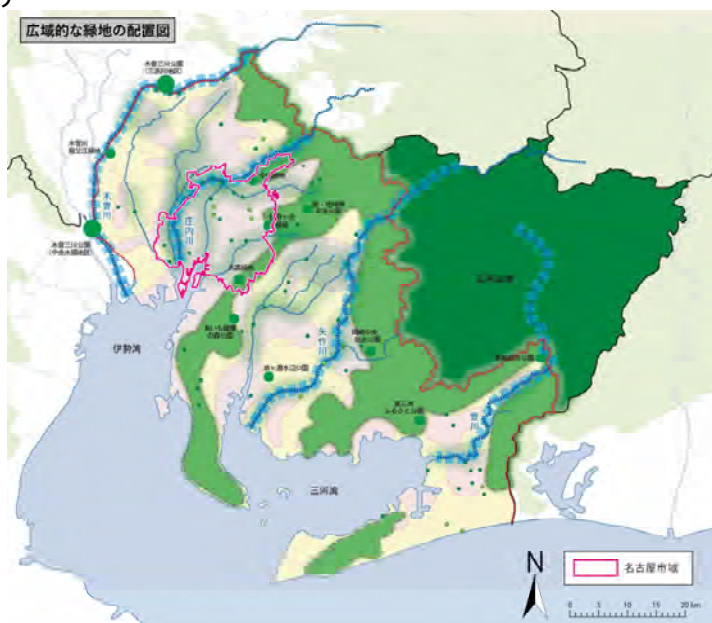
(1) みどりのネットワークの形成

「みどりのネットワーク」を形成することで、みどりの効果のさらなる発揮をめざします。

ア 愛知県における本市の位置づけ

平成 31（2019）年 3 月に策定された愛知県広域緑地計画では、三河山地などの大規模な樹林地や、里山と海をつなぐ大河川は「県土の骨格を形成する緑地」と位置づけられています。

本市においても、西部の沖積平野は木曽三川まで広がる農地の縁辺部にあたり、東部の丘陵地は知多半島へ続く里山のネットワークの一部を担います。



■ 広域的な緑地の配置図

出典：愛知県広域緑地計画

イ 本市におけるみどりのネットワーク

本市のみどりのネットワークの基本的な構造は前計画を継承します。大規模な公園緑地等を「みどりの拠点」と位置づけ、拠点を結ぶ広幅員道路や主要な河川等の「みどりの都市軸」により「みどりのネットワーク」を形成します。

そして、緑のまちづくりの各施策がみどりのネットワークの形成に寄与するように展開していきます。

また、行政だけではなく市民や事業者など、多様な主体とともに取り組みを推進し、長期的な展望の中で取り組むことが必要です。緑のまちづくりに関係するステークホルダーが、将来像を共有し進んでいくことで、自然共生都市・なごやの実現をめざします。



■ 将来的なみどりの構造のイメージ

(2) グリーンインフラの取り組みの推進

グリーンインフラとは、社会インフラ整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境（植物・水・土など）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みとされています。



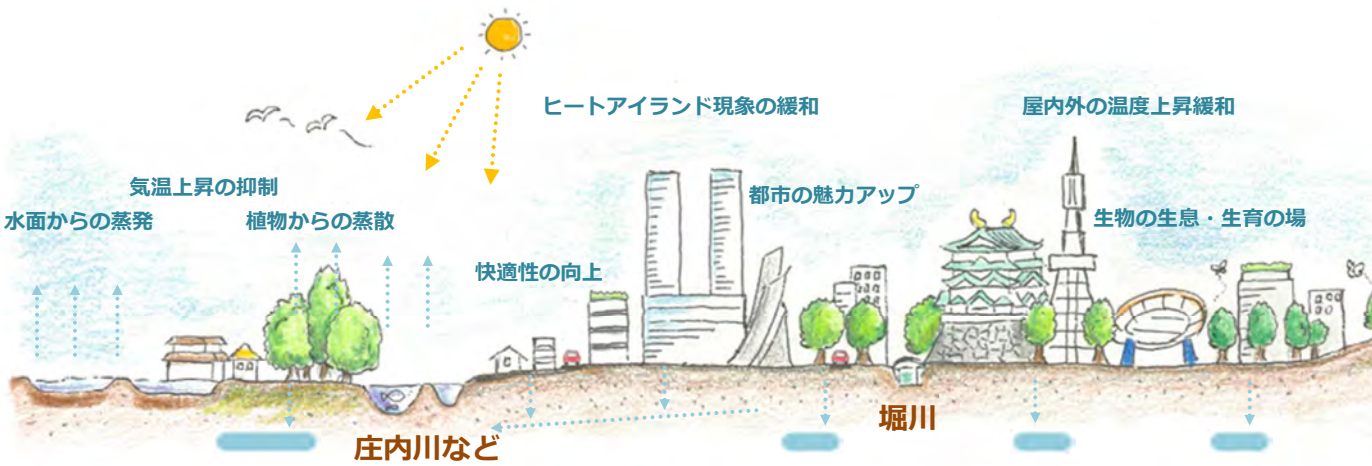
■ 自然環境が有する多様な機能
出典：国土交通省資料

西部の沖積平野

中央部の洪積台地

まとまりのある農地

都心



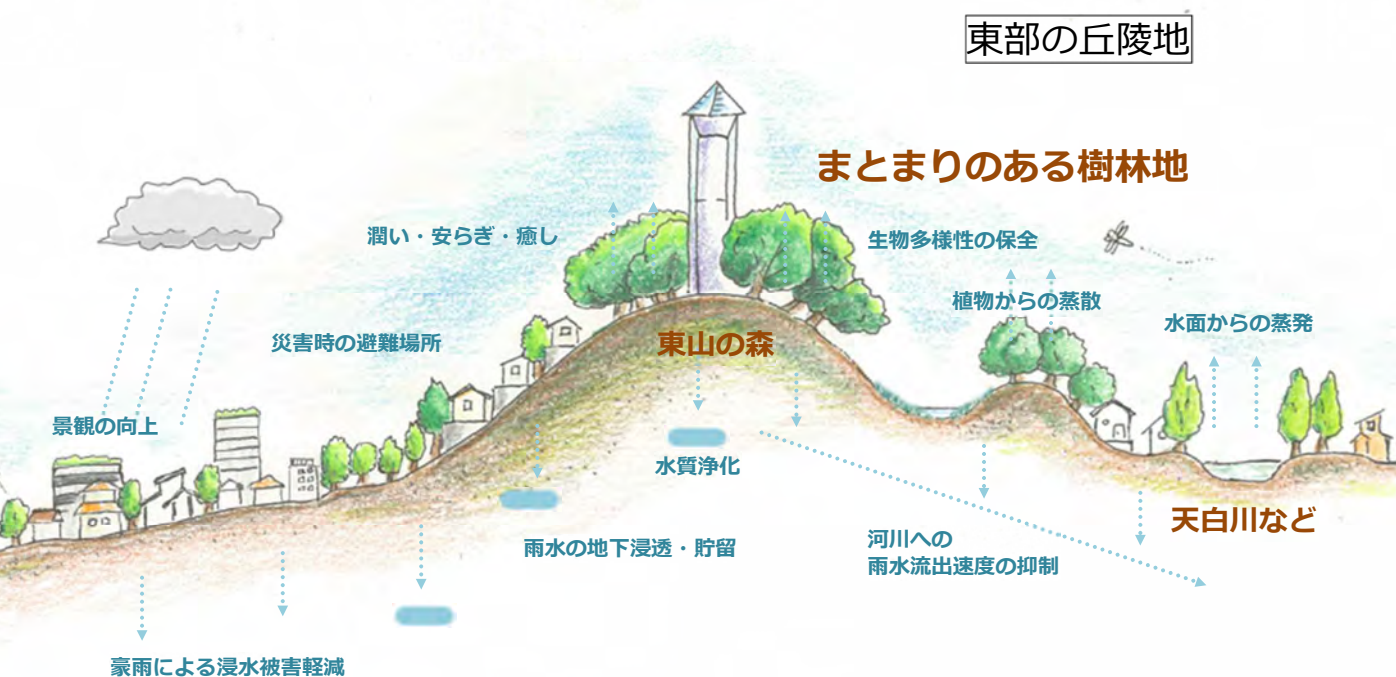
対象	海、干潟、港、運河	農地	商業・業務地、公共用地 民間施設、駐車場、公開空地、公共公益施設	道路、街路樹
ハード 施策 (例)	○干潟の保全 ○植生の復元	○農地の保全 ○農作物の生産基盤の確保	○建物緑化 （屋上緑化・壁面緑化など） ○敷地緑化 ○雨水流出抑制施設 （透水性舗装、雨庭・雨花壇・緑溝など） ○ミスト装置	○道路緑化 ○街路樹再生 ○雨水流出抑制施設 （透水性舗装、雨花壇など）
ソフト 施策 (例)	○水辺の利活用・魅力の創出 ○干潟とふれあう機会の提供	○農地の利活用・魅力の創出 ○農とふれあう機会の提供	○緑地の利活用・魅力の創出 ○みどりとふれあう機会の創出 ○景観・緑化の評価 ○エリマネジメント ○緑化のガイドライン作成	○街路樹の利活用・魅力の創出 ○みどりとふれあう機会の提供
○情報発信 ○普及啓発 ○学習機会の拡充				

■ 本市におけるグリーンインフラのイメージ図・期待される効果・対象・施策例

グリーンインフラの中には、農地・公園・緑地・樹林地などのみどりのように、存在そのものが良好な景観形成などの多面的な効果を発揮する場合や、グリーンインフラ技術（舗装に透水性や保水性をもたせる技術等）によりヒートアイランド現象の緩和や防災・減災などの多面的な効果を発揮する場合があります（ハード的な取り組み）。

また、グリーンインフラが活用された場を利用することで、地域コミュニティの形成やまち歩きによる健康増進などの多面的な効果をより発揮することができます（ソフト的な取り組み）。

ハード・ソフト両面から、市内のさまざまな場所でグリーンインフラの取り組みを展開していくことで、みどりがまちの魅力を高め、安心・安全なまちを支える社会インフラとなることをめざします。



公園、緑地	住宅地 住宅、敷地、庭、駐車場、空地	樹林地、湿地、ため池	河川
○緑地の保全 ○公園づくり ○公園再生 ○雨水流出抑制施設 (透水性舗装、雨庭・雨花壇・緑溝など) ○ミスト装置	○建物緑化 (屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなど) ○敷地緑化 ○雨水流出抑制施設 (透水性舗装、縦樋の非接続、雨庭・雨花壇・緑溝など) ○ミスト装置	○樹林地・湿地・ため池の保全 ○森づくり ○植生の復元	○治水施設整備 ○多自然川づくり ○植生の復元
○公園・緑地の利活用・魅力の創出 ○みどりとふれあう機会の創出 ○ガーデンツーリズム ○パークマネジメント ○公園での防災訓練	○緑地の利活用・魅力の創出 ○みどりとふれあう機会の創出 ○景観・緑化の評価 ○エリアマネジメント ○緑化のガイドライン作成	○樹林地などの利活用・魅力の創出 ○みどりとふれあう機会の創出	○水辺の利活用・魅力の創出 ○水辺環境とふれあう機会の提供
○情報発信 ○普及啓発 ○学習機会の拡充			

(3) SDGs の達成

公園、街路樹、農地、河川、みどり豊かな商業地や住宅地などにおいて、みどりの多面的な効果（8 K）が発揮されることは、SDGs の達成にも寄与することとなります。

本計画の施策は、SDGs のさまざまなゴール・ターゲットに関わっています。その関わり方は、SDGs のゴール・ターゲットと一対になるものもあれば、一つの取り組みが、複数のゴール・ターゲットに同時に効果を及ぼす場合もあります。また、さまざまな取り組みがお互いに好影響を及ぼし合い、相乗的な効果を及ぼす場合もあります。

SDGs 未来都市として、緑のまちづくりから SDGs の達成に向けてアプローチしていきます。

ゴール	アプローチ
 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	みどりをすべての子どもが健やかに育つ場所にします。
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	優良農地の保全による生産機能の維持、食農教育による地場の農業への理解と消費の促進などを通じて持続可能な農業に寄与します。
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	みどりを活かした健康づくりを促進することで、市民の健康増進と福祉の充実に寄与します。
 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	公園や学校、環境学習施設、イベントなど、みどりに関する多様な学びの場、学習機会を提供することで、子どもから大人まで幅広い市民の学びを促進します。
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	トイレの整備・改修にあたっては、男性トイレ・女性トイレ双方にベビーキープを設置するなどみんなが使える環境を整えます。
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	公園などのトイレ改修により衛生面の向上をはかるとともに、水辺空間の保全・再生・活用の取り組みを通じて市民の理解を高め、健全な水環境を維持します。
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	剪定枝をチップ化し、クリーンエネルギーとして活用します。

ゴール	アプローチ
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	本市の代表的な公園や庭園、観光施設の魅力向上、世界の玄関口となる名古屋駅の整備、第 20 回アジア競技大会の開催などを通じて、都市のブランド力を高め、観光の側面から持続可能な経済活性化につなげます。
 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進をはかる	治水面など安全な都市環境を形成し、本市の強みであるものづくり産業との連携の場を創出します。
 各国内及び各国間の不平等を是正する	市民の声や地域のニーズを公園などの整備に反映させることで、誰もが使いやすい空間を実現し、利用の不平等を是正します。
 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	コンパクトシティをめざして都市と調和するみどりを保全・創出し、地域や企業との協働による適切な維持管理を行うことで、にぎわい創出や安心・安全などみどりの機能を十分に活かせる持続可能なまちを形成します。
 持続可能な生産消費形態を確保する	現状のストックや資源を効率的に活用しながら、費用対効果の高い、緑のまちづくりを進めます。
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	地震や気候変動などに起因する風水害、ヒートアイランド現象などに対応するために、グリーンインフラを活用し、雨水流出抑制や微気象緩和などにより都市の安全性をより一層高めます。
 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	藤前干潟をはじめ、豊かな水辺環境を保全・創出し、生きものと共存できる海や河川を守り、育てていきます。
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	樹林地や湿地、農地など今あるみどりを適切に保全し、生物多様性の豊かな自然環境を守り、育てていきます。
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	みどりが平和や平等を実現する拠点となります。みどりに関わる情報や取り組みの透明性・公平性を確保します。
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	緑のまちづくりを進めるにあたり、愛護会制度などの従来の仕組みに加えて Park-PFI などの新たな仕組みも積極的に導入し、パートナーシップをより強化します。ラムサール条約を通じて、国際的なパートナーシップも強化します。また、第 20 回アジア競技大会を契機として、大会の先催都市やアジアの諸都市との都市間交流を推進します。

ゴールの日本語訳：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（外務省仮訳）

3 3つの力を高める取り組みのテーマ

みどりにより「都市力」「地域力」「持続力」という3つの力を高めていくために、みどりのネットワーク・グリーンインフラ・SDGs の考えを踏まえて、取り組みのテーマとみどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別テーマ（8 Kテーマ）を設定します。これまでの緑のまちづくりで築き上げてきた資産を十分に活かしながらテーマに沿った取り組みを進めていくことで、みどりの多面的な効果（8 K）が発揮されたまちの実現をめざします。

（1）都市力を高める取り組みのテーマ

●テーマ（都市力）

魅力あるみどりのまちを形成する



名古屋を代表する公園の利活用の活性化や、みどりがまちを魅力的なものにする取り組みを進めることで、都市力を高めていきます。

●テーマ（K1）



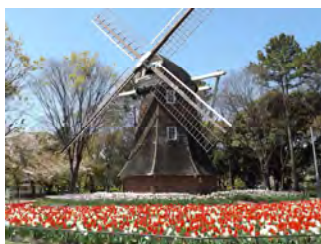
みどりを回遊して なごやを“観光”する

代表的な公園緑地や庭園などの魅力アップとまちを快適に回遊できる仕組みを構築していきます。

<みどりの資産>



■鶴舞公園



■名城公園



■久屋大通公園

<“観光”の効果が発揮されたイメージ>



■東山動植物園



■徳川園

●テーマ（K2）



みどりの“景観”を魅力的にする

沿道のみどりや街路樹などの質を高め、まちの景観の魅力アップをはかります。

<みどりの資産>



■まちのシンボルとなる並木



■沿道のみどり

<“景観”の効果が発揮されたイメージ>



●テーマ（K3）



みどりが“活力”を生み魅力を向上する

みどりに民間の有する自由なアイデアやパワーなどを取り入れて活力を生み出す場にします。

<みどりの資産>



■さまざまな使い方ができるオープンスペース



■民間活力を活用した公園施設

<“活力”の効果が発揮されたイメージ>



(2) 地域力を高める取り組みのテーマ

●テーマ（地域力）

身近なみどりを活用する



地域の公園などで、誰もがもっと使いやすく、もっとやりたいことが実現できるような取り組みを進めることで、地域力を高めていきます。

●テーマ（K4）



みどりを通じて “交流”の輪を広げる

地域の住民や市民団体などと連携した公園の利活用・維持管理、農の取り組みなどを通じて地域の交流の輪を広げていきます。

<みどりの資産>



■みどりに関わる地域住民



■身近な公園での愛護会活動



■まちかどのみどりで交流

<“交流”の効果が発揮されたイメージ>



■まちとともにある農業



■イベントを通じた交流

●テーマ（K5）



“子育て・教育”の場 としてみどりを活用する

みどりを知り、ふれあう中で、子どもの成長や人々の学びを応援できる場を充実していきます。

＜みどりの資産＞



■充実した身近な公園



■教育などへのみどりの活用

＜“子育て・教育”の効果が発揮されたイメージ＞



●テーマ（K6）



“健康・福祉”の場 としてみどりを活用する

子どもから高齢者、障害者など、幅広い市民が健康づくりやスポーツに利用できる場をユニバーサルデザインの考え方を踏まえて充実していきます。

＜みどりの資産＞

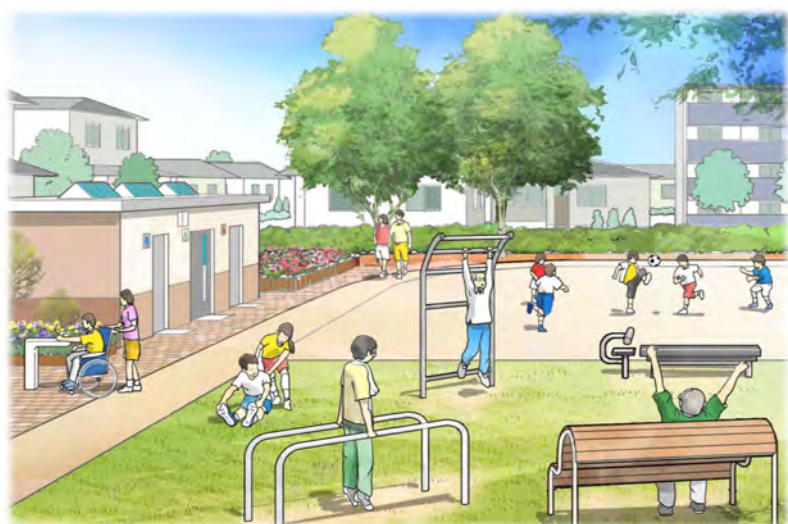


■みどりの中での健康づくり



■園芸福祉の花壇

＜“健康・福祉”の効果が発揮されたイメージ＞



(3) 持続力を高める取り組みのテーマ

●テーマ（持続力）

みどりの基盤を強化する



安心・安全で良好な都市環境の形成や持続可能な社会の実現をめざして、グリーンインフラの取り組みを推進することで、持続力を高めていきます。

●テーマ（K7）



自然“環境”や生活“環境”を みどりで豊かにする

樹林地や湿地、都市農地などの今あるみどりを保全するとともに、森づくりや緑化などみどりの創出にも取り組み、自然環境や生活環境をより一層豊かなものにしていきます。

<みどりの資産>



■樹林地・湿地
(八竜特別緑地保全地区（守山区）)



■都市農地
(西部平野、戸田川)



■干潟
(藤前干潟、ラムサール条約登録湿地)

<“環境”の効果が発揮されたイメージ>



■オアシスの森づくり
(猪高緑地（名東区）)

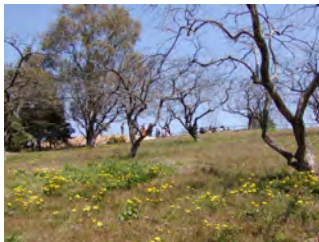


■自然観察会
(島田緑地（天白区）)

<みどりの資産>



■ 緑のカーテン

■ 風致地区内のみどり
(八事風致地区)■ 市民緑地
(大将ヶ根市民緑地（緑区）)

<“環境”の効果が発揮されたイメージ>



■ 全国に先駆けた緑化地域制度（事業地のみどり、住宅地のみどり）

● テーマ（K8）

“危機管理”効果を
みどりで発揮する

震災や風水害などに対する防災・減災機能など、みどりを通じて危機管理効果を発揮することによって、安心・安全なまちづくりを進めていきます。

<みどりの資産>

■ 防災機能を発揮するみどり
(防災公園：川名公園（昭和区）)

■ 防災訓練

<“危機管理”の効果が発揮されたイメージ>

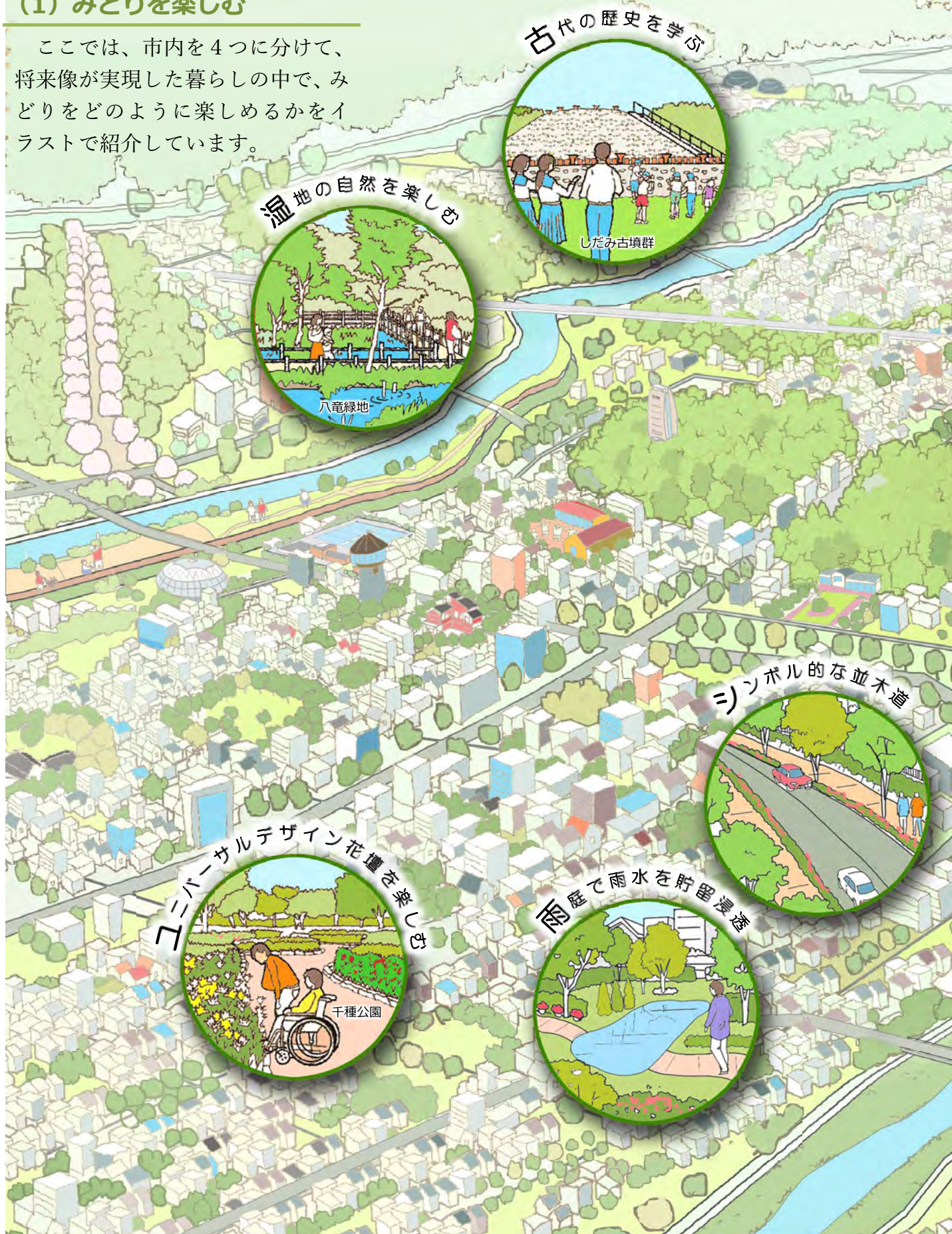


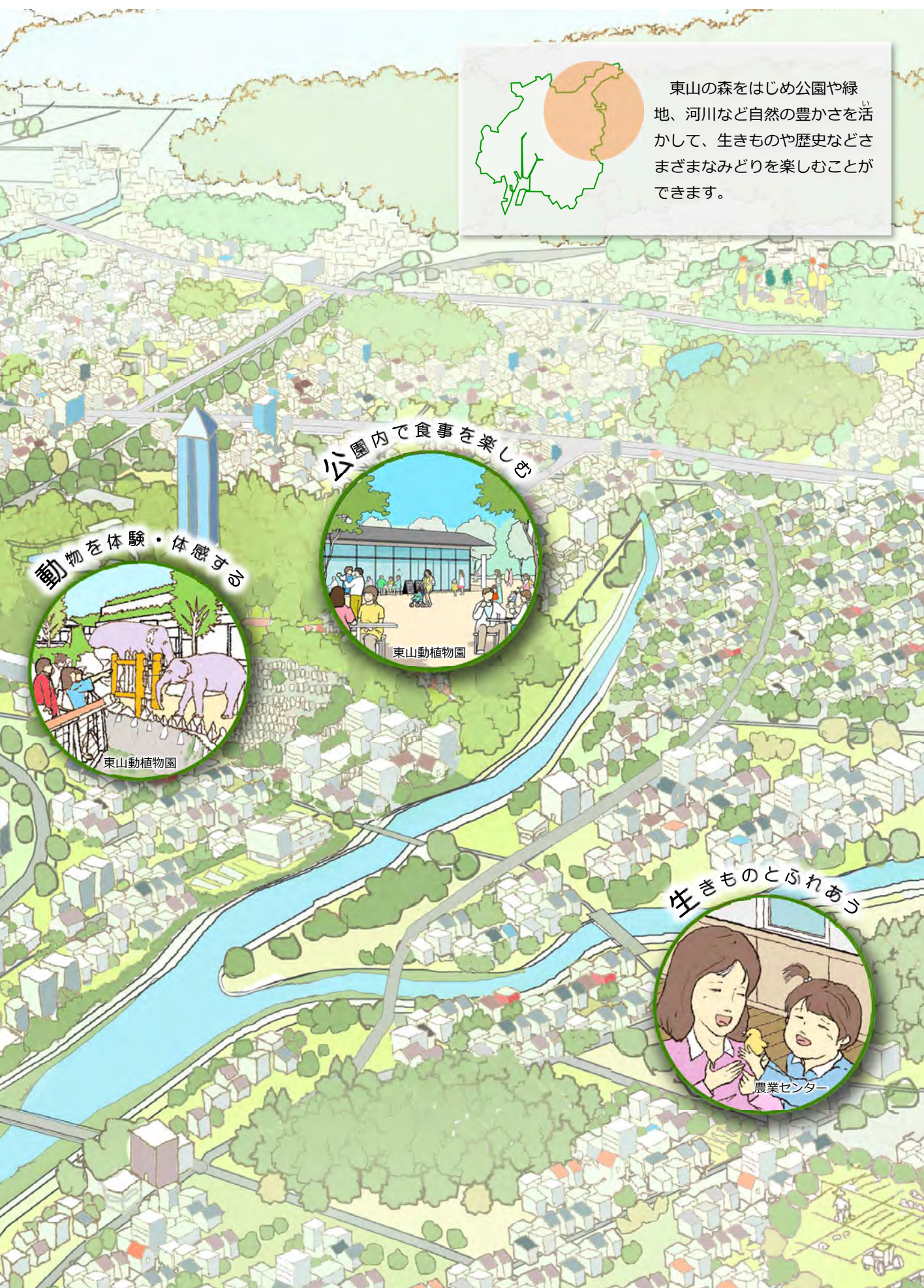
※ 公園では防災訓練が実施され、花壇や植樹帯から雨水が地下に浸透しています。みどりによる防災・減災機能が安心・安全なまちの実現に寄与しています。

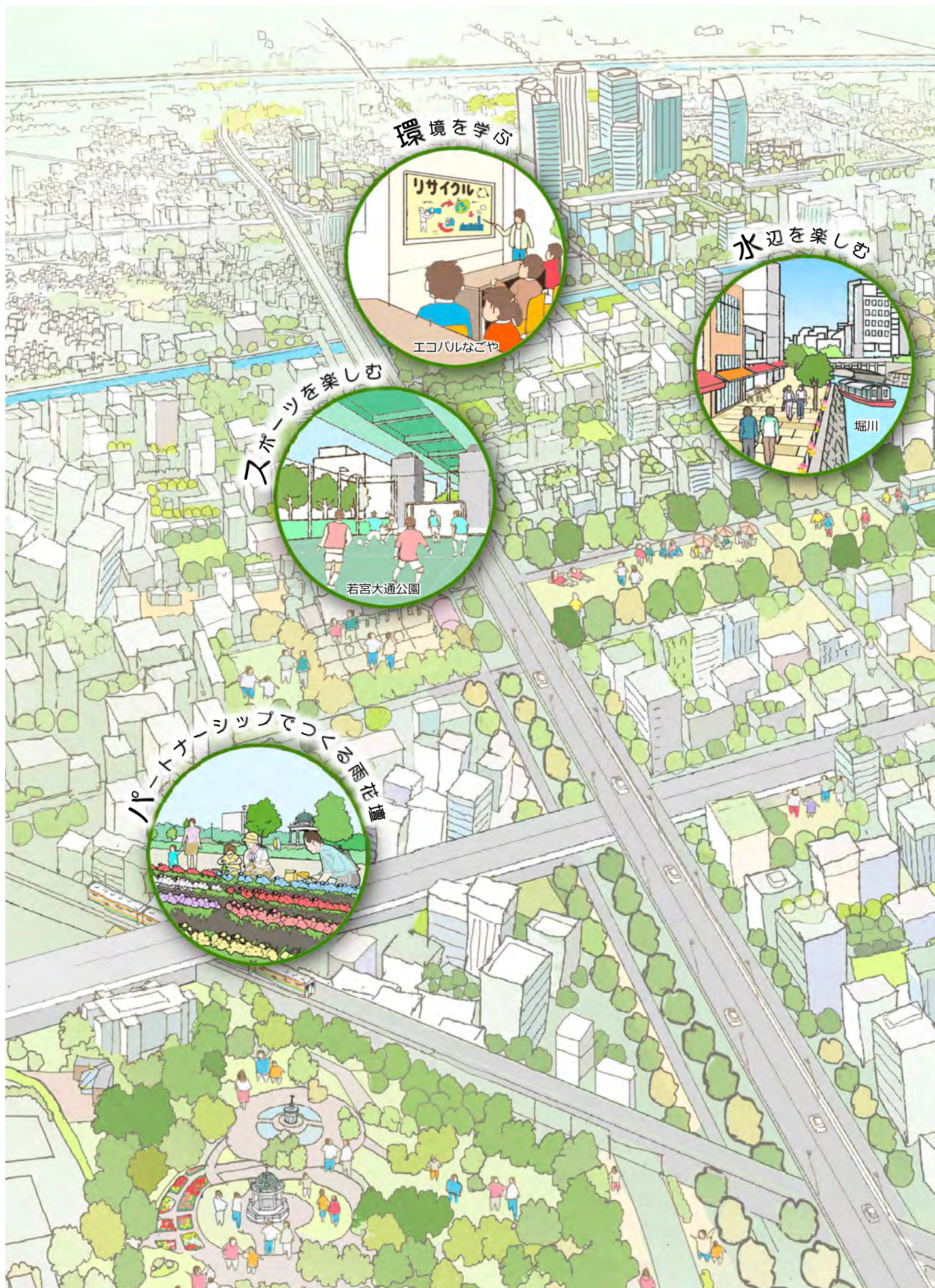
4 みどりの都市像の実現

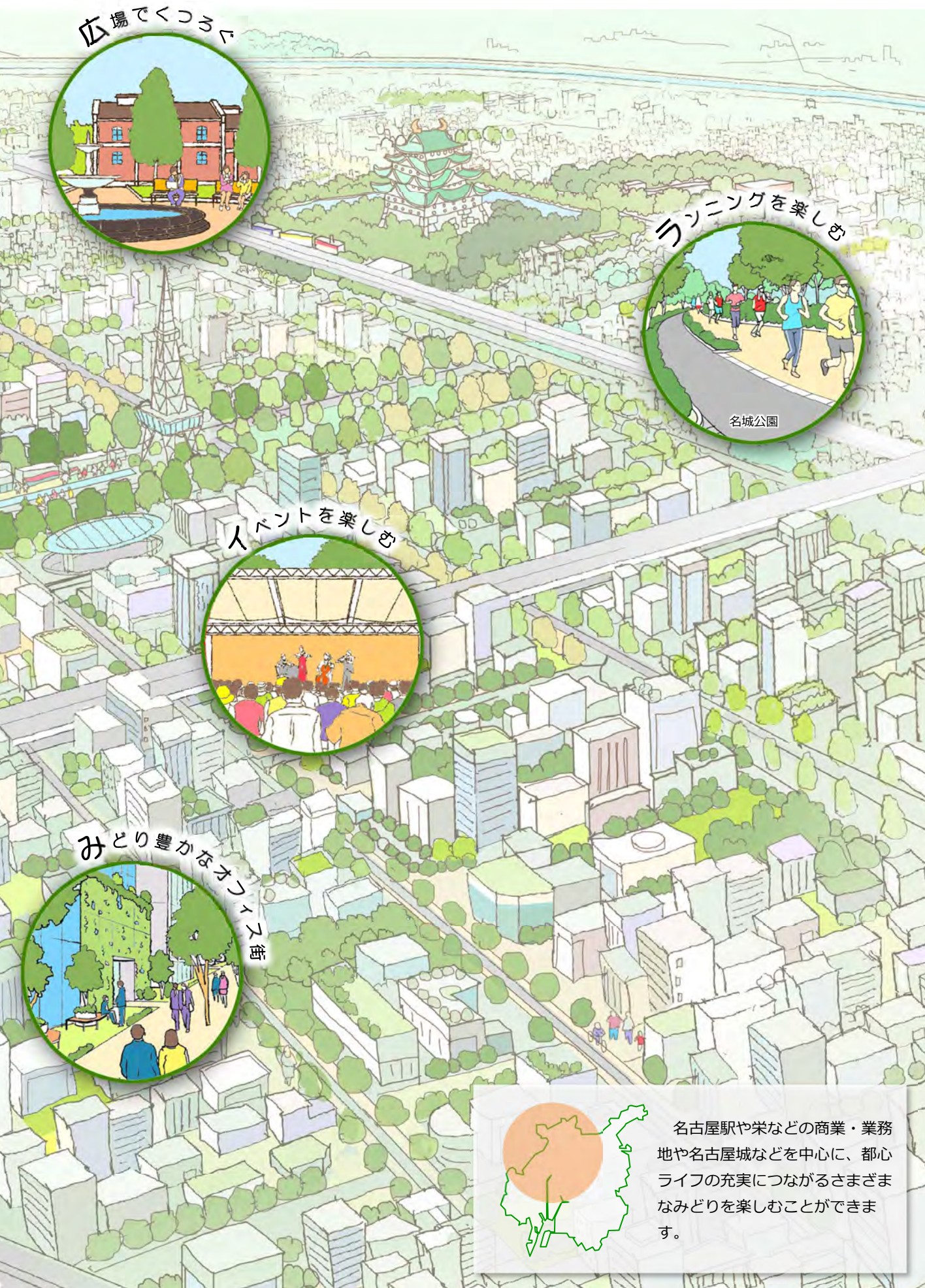
(1) みどりを楽しむ

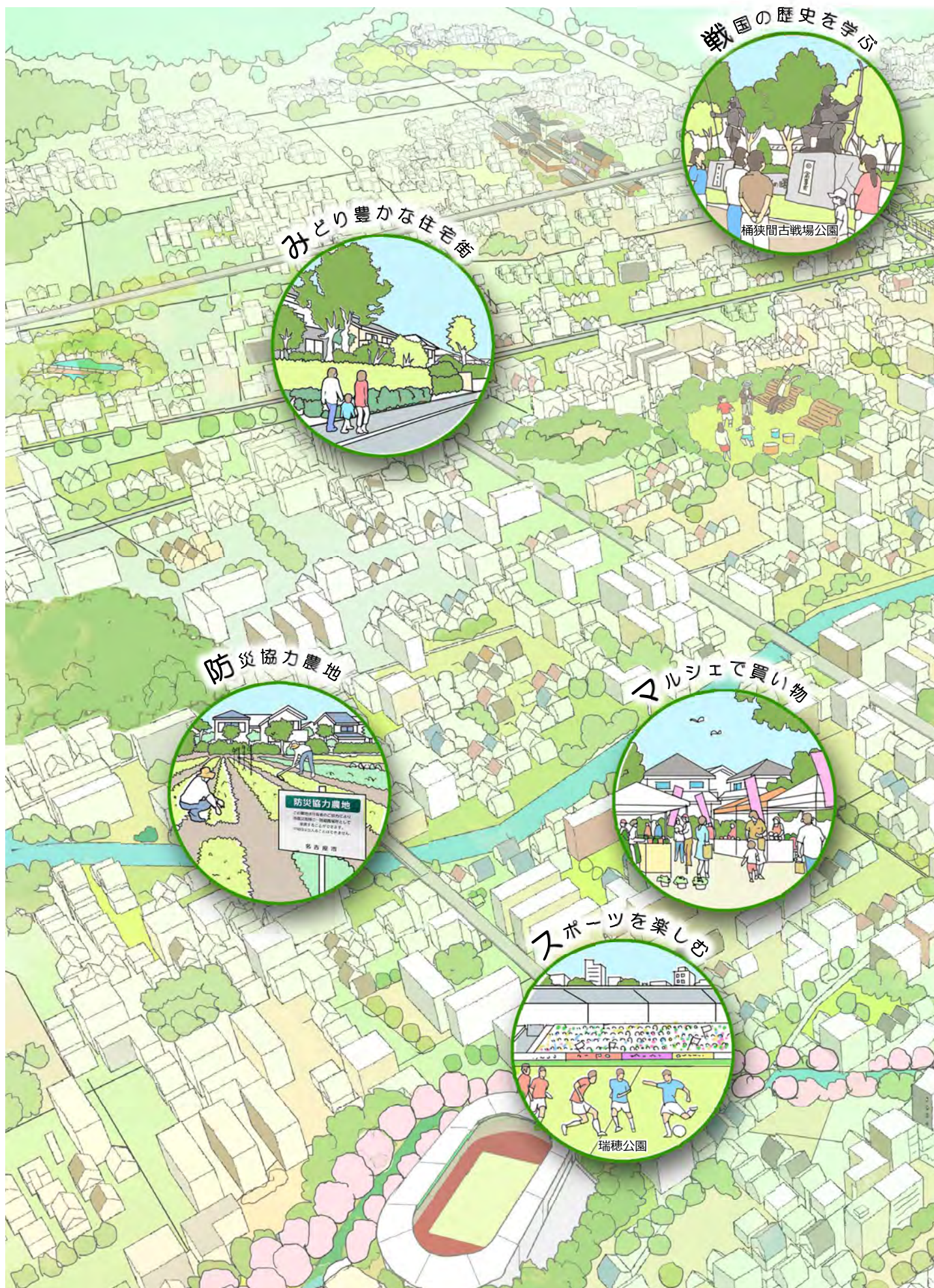
ここでは、市内を4つに分けて、将来像が実現した暮らしの中で、みどりをどのように楽しめるかをイラストで紹介しています。

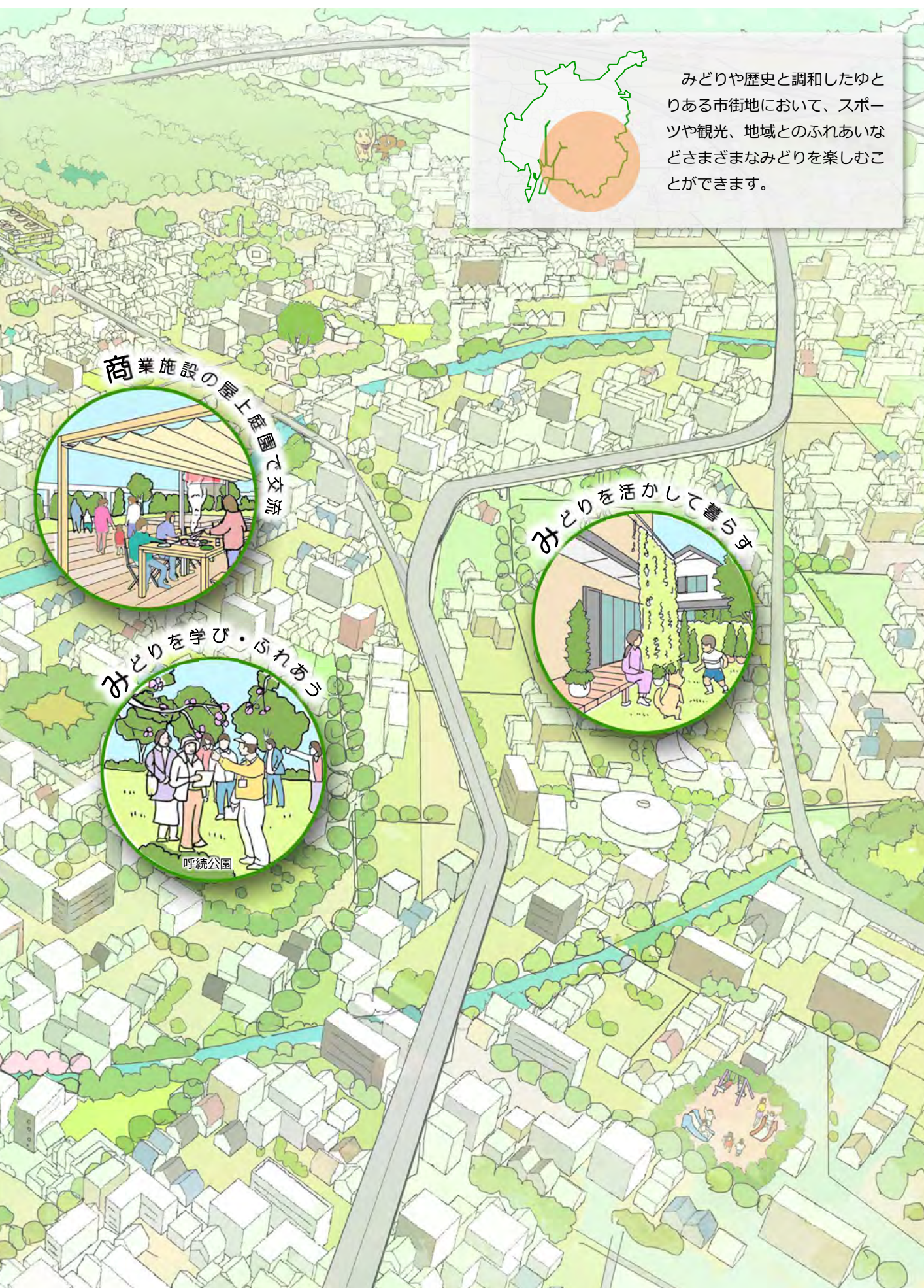




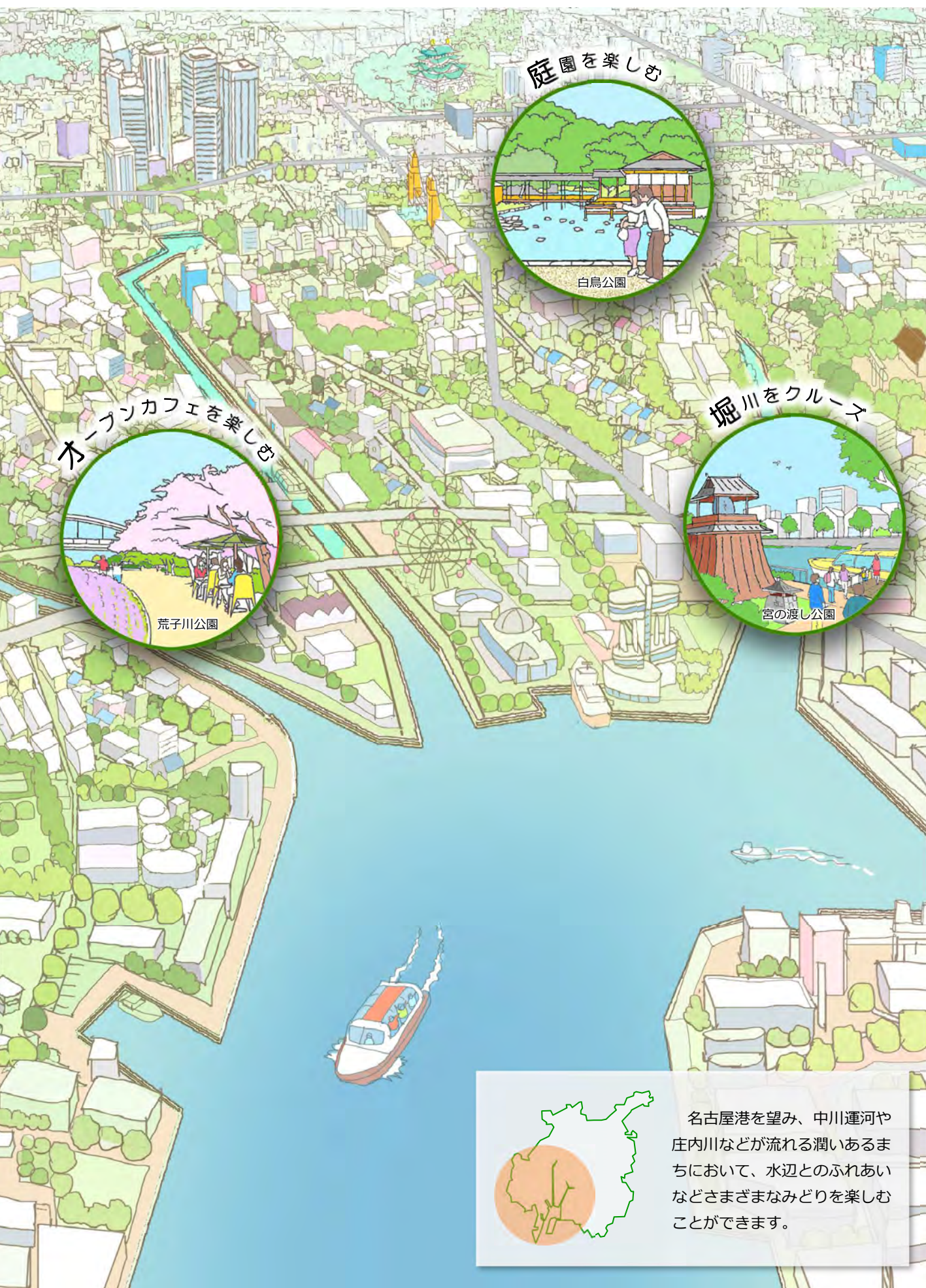












(2) 施策展開に向けて

本計画で掲げた「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」という“みどりの都市像”の実現に向けて、これからの緑のまちづくりの基本方針で示した「都市力」「地域力」「持続力」の“3つの力”、みどりの多面的な効果として整理した「観光」「景観」「活力」「交流」「子育て・教育」「健康・福祉」「環境」「危機管理」の“8K”は相互に関連するものです。

“3つの力”が枝葉となり、そこから発揮される“8K”の効果をまわりの人々が享受している大きな樹木を“みどりの都市像”と見立てて、「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」の実現をめざし、施策の展開をはかります。



■施策展開に向けて

第Ⅴ章

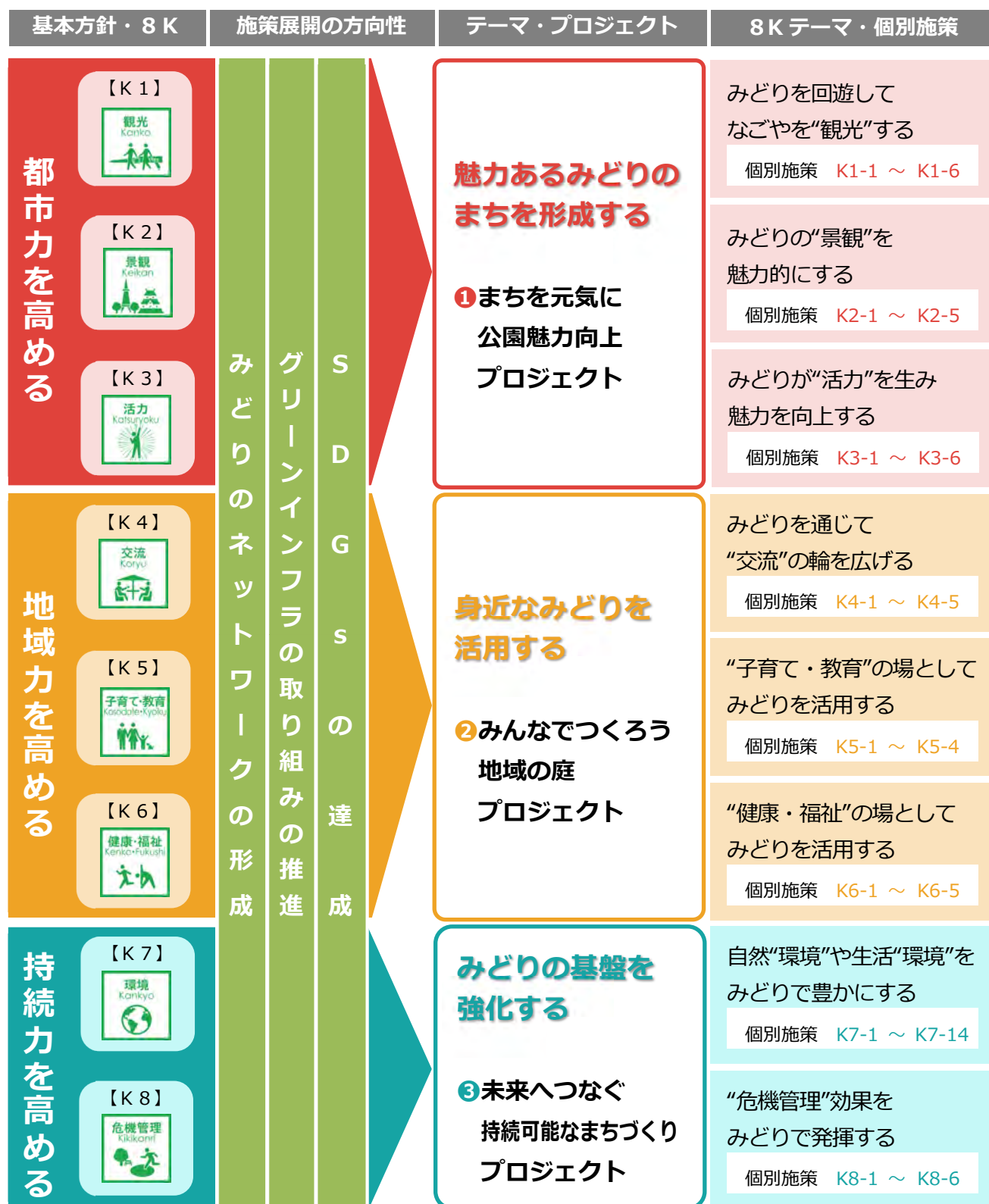
施策の展開

施策体系や都市力・地域力・持続力の3つの力を高めるプロジェクト、みどりの多面的な効果(8K)に対応した個別施策をまとめています。



1 施策体系

第Ⅳ章で整理した取り組みのテーマに沿って、みどりにより3つの力を高めるプロジェクトと、みどりの多面的な効果（8 K）を発揮するため、8 K テーマに対応した個別施策を施策体系として示します。



2 3つの力を高めるプロジェクト

みどりにより3つの力を高めるプロジェクトを展開し、みどりの都市像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 都市力を高めるプロジェクト

<プロジェクト1>

まちを元気に 公園魅力向上プロジェクト

鶴舞公園、名城公園、久屋大通公園、東山動植物園、徳川園など個性的でさまざまな魅力のある名古屋を代表する公園において、ニーズを踏まえ、さらなる魅力向上をはかり、公園を活性化していきます。

活性化にあたっては、民間の自由なアイデアや活力を取り入れながら、公園施設などの再整備や運営管理、魅力的なイベントの実施などに取り組みます。

このプロジェクトにより、市民や名古屋を訪れる人が公園で充実した時間を過ごし、満足度が高まることで、公園を中心にまちの魅力を向上させ、なごやの都市力を高めていきます。



目標（令和12（2030）年度）

◆公園の満足度

成果指標（アウトカム）

鶴舞公園 55%
名城公園 60%

公園を利用される方々の満足度向上をめざします。
公園内でのアンケート調査により満足度を把握し、結果を踏まえながら関連する個別施策を推進します。

◆民間活力の導入による整備及び運営管理（累計）

達成指標（アウトプット）

令和12年度までに10公園

公園施設などの再整備及び運営管理において、施設整備と運営管理の一体的な提案を事業者などから募集し、民間活力を導入した整備及び運営管理に取り組みます。

関連する個別施策

- K1-1,K1-2,K1-3 ... 名古屋を代表する公園の再生
- K2-5 多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有
- K3-1 都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度）

(2) 地域力を高めるプロジェクト

＜プロジェクト2＞

みんなでつくろう 地域の庭プロジェクト

地域の公園などで、誰もがもっと使いやすく、もっとやりたいことが実現できるような取り組みを進めていきます。

公園における子育て支援施設の導入やバリアフリー化などのハード面に加えて、地域のコミュニティ形成や公園の利用ルールづくりといった公園に関わるソフト面について、地域と行政が一緒になって考えていくことにより、地域の公園をみんなで育て、公園が地域の庭となることをめざします。

このプロジェクトにより、子どもがみどりの中で伸びのびと成長したり、公園を中心にした世代間の交流や健康な暮らしなどを実現することで、なごやの地域力を高めていきます。



目標（令和12（2030）年度）

◆公園の利用頻度

成果指標（アウトカム）

月1回以上の人の割合 65%

公園の利用頻度の向上をはかります。アンケート調査により、公園の利用目的と利用頻度を把握し、結果を踏まえながら関連する個別施策を推進します。

◆地域に身近な公園の再整備

達成指標（アウトプット）

10年間で10公園

地域の方々のご意見やアイデアを積極的に取り入れながら、パートナーシップによる魅力的な公園づくりを進めていきます。

◆主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数

達成指標（アウトプット）

10年間で34万人

みどりの保全や創出など、緑のまちづくりに関わる人々の環を広げていきます。

関連する個別施策

- K4-1,K5-1,K6-1 ... 魅力的な公園づくり
- K4-2 緑のまちづくり活動の推進
- K6-4 誰もが使いやすい公園づくり

(3) 持続力を高めるプロジェクト

<プロジェクト3>

未来へつなぐ 持続可能なまちづくりプロジェクト

みどりの保全や新たなみどりの確保に引き続き取り組むとともに、雨水流出抑制やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性への配慮など、環境と調和したまちを実現するために、グリーンインフラの考え方が社会インフラ整備のさまざまな分野に浸透するように取り組みを進めていきます。



また、長期末整備公園緑地の事業推進により防災公園の整備を進めるとともに、避難場所となる公園では災害対応型施設を活用した防災訓練を地域と連携して進めるなど、公園などの防災機能の充実をはかることで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

このプロジェクトにより、持続可能で安心・安全な暮らしの実現に向けて、みどりの基盤を強化することで、なごやの持続力を高めていきます。

目標（令和12（2030）年度）

◆名古屋のみどり

成果指標（アウトカム）

多いと思う人の割合 70%
満足している人の割合 70%

アンケート調査により、名古屋のみどりが多いと思う人、満足している人の割合を把握します。関連する個別施策の展開により、目標の達成をめざします。

◆防災公園の整備（10年間）

達成指標（アウトプット）

整備完了 3公園
新規事業着手 2公園

発災時に災害対応型施設をきちんと活用できるように地域の方々と話し合いながら整備を推進します。

◆新たに確保されたみどりの面積

達成指標（アウトプット）

10年間で 400ha

市街地のみどりの創出について、緑化地域制度などにより確保されたみどりの面積の向上をはかります。

関連する個別施策

- K7-9 民有地緑化の促進
- K7-13 生物多様性の主流化
- K8-1,K8-2 公園等の防災機能の充実
- K8-6 グリーンインフラの取り組みの推進

3 みどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別施策

みどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別施策を展開していきます。

8 K	個別施策		
K1 観光	K1-1	名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園）	P.74
	K1-2	名古屋を代表する公園の再生（久屋大通公園）	P.75
	K1-3	名古屋を代表する公園の再生（東山動植物園）	P.76
	K1-4	ガーデンツーリズムの推進	P.77
	K1-5	回遊性の向上	P.78
	K1-6	公園利用者へのサービスの充実	P.79
K2 景観	K2-1	シンボル並木の形成等によるまちの景観づくり	P.80
	K2-2	魅力的な都市景観の形成	P.81
	K2-3	多様な主体による都市の魅力の向上	P.82
	K2-4	民有地緑化の評価及びP R	P.83
	K2-5	多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有	P.84
K3 活力	K3-1	都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度）	P.85
	K3-2	都市公園等の魅力向上（なごやかベンチ等）	P.86
	K3-3	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（堀川）	P.87
	K3-4	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（中川運河・名古屋港）	P.88
	K3-5	まちづくりからの公園づくり	P.89
	K3-6	都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり	P.90
K4 交流	K4-1	魅力的な公園づくり（交流）	P.91
	K4-2	緑のまちづくり活動の推進	P.92
	K4-3	スポーツを通じた交流づくり（第20回アジア競技大会）	P.93
	K4-4	「農」の拠点からの情報発信	P.94
	K4-5	「農」を通じた交流の場づくり	P.95
K5 子育て・教育	K5-1	魅力的な公園づくり（子育て・教育）	P.96
	K5-2	みどりの遊び場・学び場づくり	P.97
	K5-3	みどり豊かな教育環境づくり	P.98
	K5-4	みどりを通じて歴史を学ぶ	P.99
K6 健康・福祉	K6-1	魅力的な公園づくり（健康・福祉）	P.100
	K6-2	みどりでスポーツを楽しむ（都市公園の活用）	P.101
	K6-3	みどりをお散歩して健康づくり	P.102
	K6-4	誰もが使いやすい公園づくり	P.103
	K6-5	農福連携	P.104
K7 環境	K7-1	協働による樹林地等の保全	P.105
	K7-2	都市計画公園緑地内の樹林地保全	P.106
	K7-3	民有樹林地の保全	P.107
	K7-4	都市農地の保全	P.108
	K7-5	藤前干潟の保全	P.109
	K7-6	なごやの森づくり	P.110
	K7-7	エコライフの推進	P.111
	K7-8	公共施設緑化の推進	P.112
	K7-9	民有地緑化の促進	P.113
	K7-10	緑の現況調査（緑被率等のモニタリング）	P.114
	K7-11	みどりに気づき、学び、行動する	P.115
	K7-12	生物多様性保全活動の推進	P.116
	K7-13	生物多様性の主流化	P.117
	K7-14	みどりに活かす財源の確保	P.118
K8 危機管理	K8-1	公園等の防災機能の充実（防災公園等）	P.119
	K8-2	公園等の防災機能の充実（風水害等への対応）	P.120
	K8-3	公園・街路樹等の維持管理	P.121
	K8-4	公園施設・街路樹等の計画的な更新等	P.122
	K8-5	名古屋市総合排水計画の事業推進	P.123
	K8-6	グリーンインフラの取り組みの推進	P.124

施策番号・施策名称

みどりの多面的な効果（8K）ごとに施策番号を振り分けています。
見出しを3つの基本方針（都市力を高める・地域力を高める・持続力を高める）ごとに色分けしています。

SDGs アイコン

施策を展開することで達成に寄与するSDGsのゴール（目標）を示す主なアイコンを掲載しています。

第V章 施策の展開

(1) 【K1】 みどりを回遊してなごやを“観光”する

観光 K1-1 名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園）



本市には、鶴舞公園、名城公園といったすぐれた公園景観を有し、観光・歴史・文化・スポーツなどさまざまな公園利用を通じて、市民に親しまれている公園があります。

今後、それぞれの公園において、資産（ストック）を活かすとともに新たなニーズに対応していくため、民間活力の導入による公園の活性化をはかりながら、名古屋を代表する公園として魅力を向上させる再整備を推進します。

施策の概要

施策の方針や内容などの概要を記載しています。

鶴舞公園

鶴舞公園は、市設置第1号の公園で創設110年以上の歴史を有しています。再整備にあたっては、国の登録記念物であることを踏まえ、公園全体のすぐれたデザインや主要な施設を尊重しつつ、時代のニーズに応える施設などを導入し、鶴舞公園の持つポテンシャルが最大限に引き出せるように再整備を進めていきます。



■鶴舞公園



■演奏堂



■テラスボ鶴舞

名城公園・名古屋城

名城公園は、名古屋城という歴史的拠点を有し、四季折々の花などの景観が楽しめる、本市を代表する総合公園です。

これまで名古屋城本丸御殿の復元をはじめ、金シャチ櫓丁や tonarino（トナリノ）の整備を進めてきました。今後、周辺では県体育館や大学の移転、ホテルの建て替え計画などの新しい時代への動きが見られることから、これらと連携し名城公園を魅力あふれる公園として再整備を進めていきます。

また、特別史跡名古屋城跡はさまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えていきます。世界に誇れる日本一の近世城郭をめざし、特別史跡名古屋城跡が有する価値の確実な継承と魅力の最大限の向上をはかるため、名勝「二之丸庭園」の保存整備や天守閣の木造復元など関連する事業を進めていきます。



■名城公園・名古屋城



■名城公園のオランダ風車



施策の内容

施策の具体的な内容や市内での実践例、関連する施設・制度など、より詳しい情報を写真などとともにご紹介しています。

(1)【K1】みどりを回遊してなごやを“観光”する

観光 K1-1

名古屋を代表する公園の再生 (観光拠点となる公園)



本市には、鶴舞公園、名城公園といったすぐれた公園景観を有し、観光・歴史・文化・スポーツなどさまざまな公園利用を通じて、市民に親しまれている公園があります。

今後、それぞれの公園において、資産（ストック）を活かすとともに新たなニーズに対応していくため、民間活力の導入による公園の活性化をはかりながら、名古屋を代表する公園として魅力を向上させる再整備を推進します。

鶴舞公園

鶴舞公園は、市設置第1号の公園で創設110年以上の歴史を有しています。再整備にあたっては、国の登録記念物であることを踏まえ、公園全体のすぐれたデザインや主要な施設を尊重しつつ、時代のニーズに応える施設などを導入し、鶴舞公園の持つポテンシャルが最大限に引き出せるように再整備を進めていきます。



■ 鶴舞公園



■ 奏楽堂



■ テラスポ鶴舞

名城公園・名古屋城

名城公園は、名古屋城という歴史的拠点を有し、四季折々の花などの景観が楽しめる、本市を代表する総合公園です。

これまで名古屋城本丸御殿の復元をはじめ、金シャチ横丁や tonarino（トナリノ）の整備を進めてきました。今後、周辺では県体育館や大学の移転、ホテルの建て替え計画などの新しい時代への動きが見られることから、これらと連携し名城公園を魅力あふれる公園として再整備を進めていきます。

また、特別史跡名古屋城跡はさまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えています。世界に誇れる日本一の近世城郭をめざし、特別史跡名古屋城跡が有する価値の確実な継承と魅力の最大限の向上をはかるため、名勝「二之丸庭園」の保存整備や天守閣の木造復元など関連する事業を進めていきます。



■ 名城公園・名古屋城



■ 名城公園のオランダ風車



■ 名古屋城二之丸庭園

観光 K1-2

名古屋を代表する公園の再生 (久屋大通公園)



久屋大通公園は、昭和 45（1970）年に供用された本市を代表する公園です。久屋大通公園を含む栄地区では、平成 25（2013）年 6 月に栄地区のまちづくりの基本方針となる「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」を策定し、「公共空間の再生」、「民間再開発の促進」、「界限性の充実」の 3 つの方針に沿ってまちづくりを進めていくこととし、「公共空間の再生」において、主要な事業のひとつとして久屋大通の再生を引き続き進めていきます。



■久屋大通公園のエリア別の空間イメージ

出典：栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～

北エリア・テレビ塔エリア

本市では、久屋大通の再生に向け、平成 29（2017）年の都市公園法改正により創設された Park-PFI 制度を導入し、飲食店・売店などの収益的な施設を設置するとともに、全域にわたり園路や広場などの一般的な公園施設の整備及び管理運営を行う事業者を選定し、指定管理者として指定しました。

令和 2（2020）年 9 月には「Hisaya-odori Park」として開業し、今後、魅力的な公園イベントやさまざまなアクティビティを通じて多彩なにぎわいを創出していきます。

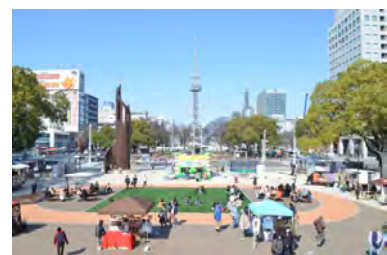


■テレビ塔エリア

南エリア

栄地区グランドビジョンにおいて、「にぎわいの空間」として大規模イベント空間の充実をはかり、来訪者が集い楽しむことのできる公園の整備をめざしており、令和 2（2020）年 2 月には、栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用事業として「ミツコシマエ ヒロバス」を開業しました。

今後は本格的整備に向けて、「久屋大通再生有識者懇談会」より提言された「久屋大通のあり方（南エリア部分）」の具体化をはかるべく再整備プランを検討し、民間活力を導入した公園の整備・運営につなげていきます。



■ミツコシマエ ヒロバス

観光 K1-3

名古屋を代表する公園の再生 (東山動植物園)



昭和 12 (1937) 年に開園した東山動植物園は、平成 22 (2010) 年 5 月に策定した「東山動植物園再生プラン新基本計画」に基づき、再生事業を進めています。

動植物園の 4 つの役割である展示、環境教育、種の保存、調査研究を展開することにより、自然のすばらしさや大切さを体験、体感するとともに、市民のさまざまなニーズに対応した楽しみを提供するフィールドとすることで、「人と自然をつなぐ懸け橋」に生まれ変わることを目指しています。

また、市民が誇れる動植物園として、本市の観光拠点となることもめざします。

体験・体感型展示の展開 (動植物の展示)

「見る」から「体験・体感」できる展示をめざし、アジアゾウエリア、アフリカの森エリア、重要文化財温室及び洋風庭園などの整備を進めてきました。今後も、アジアの熱帯雨林エリアの整備などを進め、開園 100 周年 (2036 年度) に向けて再生を進めていきます。



■新ゴリラ・チンパンジー舎
(平成 30 (2018) 年 9 月オープン)



■重要文化財温室前館と
洋風庭園のイメージ



■アジアの熱帯雨林エリア
のイメージ

来園者の利便性・快適性の向上

イベントや飲食などの多様な楽しみを充実させるとともに、園内移動施設の導入や IT を活用した情報提供を行うなど、何度も訪れたいくなる動植物園をめざして来園者サービスの充実をはかっていきます。



■イベントの様子
(ナイトズー)



■園内の飲食施設の様子



■園内移動施設のイメージ

観光
K1-4

ガーデンツーリズムの推進



本市には徳川園、白鳥庭園、久屋大通庭園フラリエなど個性豊かな庭園があります。今後、県内の他の公園や庭園などとも連携して、魅力的な体験や交流を創出するガーデンツーリズムの取り組みを推進していきます。

徳川園

徳川園は、尾張徳川家の別邸跡地に整備された池泉回遊式庭園で、清流が滝から溪谷を下り海に見立てた池へと流れるありさまは、日本の自然景観を象徴的に凝縮しています。新緑や紅葉、牡丹や花菖蒲の花々など四季を通じて楽しめる庭となっています。



■山車揃え



■龍仙湖と紅葉



■牡丹

白鳥庭園

白鳥庭園は、池泉回遊式庭園で、中部地方の地形をモチーフに、築山を「御嶽山」、そこからの流れを「木曽川」、流れの水が注ぎ込む池を「伊勢湾」に見立て、源流から大海までの『水の物語』をテーマにした市内随一の規模を誇る日本庭園です。



■清羽亭とサクラ



■ライトアップ



■雪吊り

久屋大通庭園フラリエ

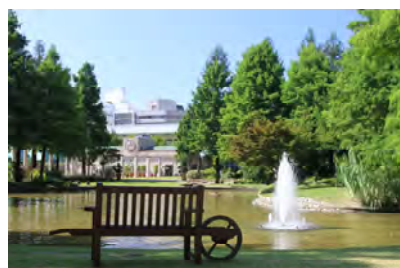
久屋大通庭園フラリエは、旧ランの館より、平成26（2014）年9月27日にリニューアルオープンしました。花や緑、水辺など6つのテーマガーデンを中心に、散策やグルメ、ショッピングのほか、イベントや各種教室なども自分らしく都会の中で自然を感じながら過ごすことができる庭園です。



■エントランスガーデン



■フラリエコート



■ウォーターガーデン

観光
K1-5

回遊性の向上



本市では、公共交通や自転車などの利用を促進するとともに、道路空間を人が主役の「まち」へと転換し、歩いて楽しいにぎわいのある「まち」をめざす「みちまちづくり」に取り組んでいます。

特に都心部では、ウォーカブルな空間創出の取り組みとして、人がまちを回遊するような空間づくりの検討を進めています。

都心部のみどりにおいても、名古屋を代表する公園の再生や、民間事業者による緑化の促進などの取り組みは、ウォーカブルなまちづくりに寄与すると考えられます。

また、まちの回遊を促進する施設の導入・誘導を進めることで、観光客や市民が本市のみどりの魅力に多くふれられるまちづくりを進めます。

移動手段の充実

誰でも快適に利用しやすい地下鉄やバスなどの公共交通のほか、都心部においては新たな路面公共交通システム（SRT）の導入や観光客も利用しやすい観光ルートバス（メーグル）などにより、回遊性を高め、歩いて楽しいにぎわいのあるまちづくりを進めます。



■ SRT のイメージ



■ 観光客も利用しやすい観光ルートバス（メーグル）のルート

回遊性を高める施設の導入

歩行者案内サイン、シェアサイクルポートなどを導入・充実することで、みどりからみどりへの回遊性を高め、にぎわいのあるまちづくりを進めます。



■ 歩行者案内サインの設置事例



■ シェアサイクルポートの設置事例



観光 K1-6

公園利用者へのサービスの充実



誰もが公園で充実した時間を過ごせるよう、公園をより便利で、より快適な魅力的な空間にしていくことが重要です。

観光の拠点となる公園において、快適性の向上、施設案内の工夫に取り組むなど、公園利用者へのサービスを充実させていきます。

快適性の向上

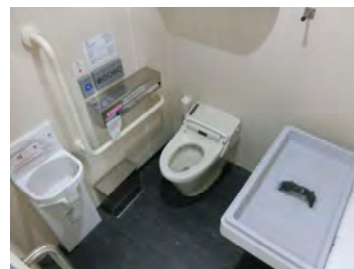
観光の拠点となる公園において、休憩施設や無料公衆無線 LAN などの通信環境の充実などにより、公園利用者がより居心地よく快適に過ごしていただける空間をめざします。また、トイレの整備・改修にあたっては、施設の特徴に応じた外観イメージの調和をはかりながら、便器の洋式化や温水洗浄便座、手すり、ベビーキープ・ベビーシートの設置などを行い、誰でも使いやすい、快適なトイレづくりを進めていきます。



■ NAGOYA Free Wi-Fi のロゴ



■ トイレ外観
(名古屋城正門前駐車場)



■ トイレ個室ブース
(名古屋城正門前駐車場)

施設案内の工夫

観光の拠点となる公園において、多言語表記やピクトグラムを活用した案内表示・リーフレットを導入するなど、観光客や外国の方も含めた多様な公園利用者にとってわかりやすい施設案内をめざします。

また、デジタルサイネージによる散策ルート案内や季節の花情報の提供など新技術の導入も視野に入れながら、よりわかりやすい施設案内について検討を進めていきます。



■ 多言語リーフレット

公園の基礎情報のオープン化の検討

公園へのアクセス方法、施設や遊具の種類といった公園の基礎情報、見ごろの花や風景の写真などを、誰でも利用できる情報・素材として、ホームページ上などで公開することを検討します。

これにより、事業者などのみなさんが自由に情報・素材を活用しウェブサイトやタウン情報誌などに掲載することができます。より多くの情報を活用しやすくすることで、市民が公園の魅力などを知る機会が増え、ニーズに合った公園を利用することで満足度が高まったり、公園を利用するきっかけになったりするなど、さまざまな効果が期待されます。

(2)【K2】みどりの“景観”を魅力的にする

景観 K2-1

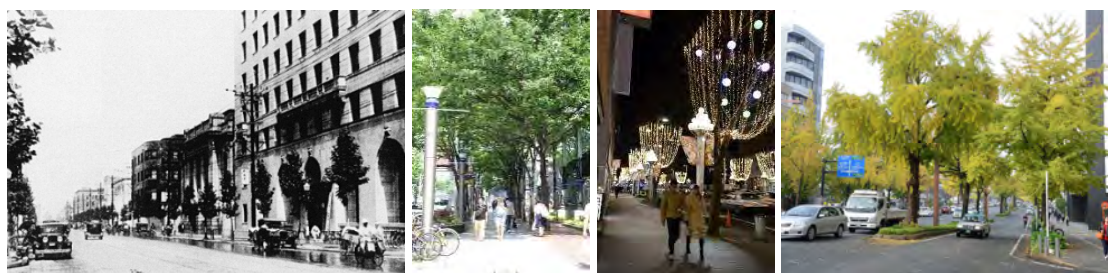
シンボル並木の形成等によるまちの景観づくり



本市では、「街路樹再生指針」による取り組みを進めています（詳細は P.25 コラム参照）。3つの再生方針のうちの1つである「名古屋の顔となるシンボル並木の形成」にあたっては、次の3点の取り組みを進めていきます。

シンボル並木の育成管理

名古屋を代表する路線にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮した質の高い維持管理につとめます。



■ 広小路通のケヤキの昔と現在

■ 桜通のイチョウ

地域に愛される街路樹づくり

それぞれの地域が親しみと誇りを持てるみどりの景観を形成していくために、地域の住民や事業者が街路樹や花壇の整備や維持管理などに関わることができる取り組みを充実させ、より一層の連携強化をはかります。

また、地域に親しまれている並木道の再生に取り組んでいきます。



■ 地域との協働による整備

民間主体による街路樹づくりの促進

民間再開発の際に、地域全体の魅力の向上につながるよう事業者による街路樹づくりを促進します。

また、エリアマネジメントなど地域のまちづくりにおいて、並木の愛護や花壇づくりといった利活用を広げます。



■ 沿道の緑化と一体となった街路樹整備

景観 K2-2

魅力的な都市景観の形成



本市では、名古屋市都市景観条例に基づき都市景観施策を実施してきました。
平成 16（2004）年 6 月に景観法が制定されたことから、平成 19（2007）年 3 月に景観法に基づく名古屋市景観計画を策定し、それ以降、景観計画に基づき都市景観施策を展開しています。

景観法に基づく届出制度の実施

本市では、良好な景観形成を誘導するため、市内全域を景観計画区域に指定し、大規模建築物・工作物の新築などの際に守るべき景観形成の基準を設けています。

また、大都市圏の玄関としての風格やシンボリックな空間形成が求められる名古屋駅といった新たな市街地景観の創造をはかる地区や、白壁・檜木・主税や四間道といった歴史的な建築物が残されている地区など、特に良好な景観の形成を進める地区として都市景観形成地区を指定し、地域特性に応じた景観誘導をはかっています。



■ 四間道都市景観形成地区

今後も景観法に基づく届出制度の実施を通じて、良好な景観形成の誘導に取り組んでいきます。

名古屋まちなみデザインセレクションの実施

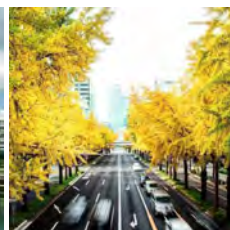
良好なまちなみの形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動などを表彰する「まちなみデザイン賞」と、市民からお気に入りの風景を募集し、応募風景をもとに“好き”、“大切にしたい”風景を市民投票により選定する「まちなみデザイン 20 選」の 2 つの取り組みからなる「名古屋まちなみデザインセレクション」をはじめとする市民啓発を今後も実施していきます。



■ 平和公園の「虹の塔」



■ 堀川から見た国際会議場



■ 桜通のイチヨウ並木



■ 徳川園

出典：まちなみデザイン 20 選（第 4 回）選定風景（一部）

景観 K2-3

多様な主体による都市の魅力の向上



都市景観の向上には、民有地のみどりが大きく関わっており、沿道部（道路沿い）やオープンスペースなどのみどりは、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成につながることが期待されます。

まちなみ緑化ガイドラインや市民緑地認定制度の運用により、多様な主体による都市の魅力の向上をはかっていきます。

まちなみ緑化ガイドラインの運用

沿道部の緑化は市民生活を快適にするだけでなく、まちの景観形成や街路樹とのみどりのネットワーク形成など、緑のまちづくりにおいて高い効果があります。

こうした「まちなみ緑化」を推進するため、「まちなみ緑化ガイドライン（平成 31（2019）年 4 月策定）」を活用し、効果的なみどりの創出の誘導を進めます。



■ まちの魅力を高めるみどりのイメージ
（緑視率 19.7%）

市民緑地認定制度の運用

平成 29（2017）年度に、民間主体（NPO 法人、住民団体、企業など）が公園と同等の緑地を整備・管理する取り組みを支援・促進する制度である「市民緑地認定制度」が創設され、「ノリタケの森」を本市初めての認定市民緑地として認定しました。

民有地内に良好なオープンスペースが確保されることで、都市景観とにぎわいの向上が期待されることから、今後も引き続き制度の活用を進めていきます。



■ ノリタケの森（西区）
写真提供：株式会社ノリタケカンパニーリミテド

景観 K2-4

民有地緑化の評価及びPR



民有地緑化の中には、高い自主性のもと、魅力的で質の高い緑化を行っている事例が見受けられます。こうした緑化事例の評価やPR などにより、民有地緑化の普及促進や質の向上をはかっていきます。

NICE GREEN なごや（緑化施設評価認定制度）の運用

民間施設において質の高い緑化を進めるため、建築物の敷地内などで整備される緑化施設を一定の基準のもとに評価し、ランクを認定する「NICE GREEN なごや」を推進します。



■緑化の評価ランクに応じた認定ラベル

TEAM GREEN なごや（自己宣言型緑化プログラム）の運用

緑のまちづくりへの取り組みを自己宣言し、実践していく「TEAM GREEN なごや」への事業者やグループなどの参加を推進します。「TEAM GREEN なごや」のメンバーへは、本市から承認証とチームパスを発行します。



■チームパス

なごやグッドグリーン賞の実施

民有地緑化の普及・促進や質の向上をはかることを目的に、市民や企業などによる民有地の優良な緑化事例を顕彰しPR する「民有地緑化コンクール なごやグッドグリーン賞」を実施しています（平成 27（2015）年度に第 1 回、平成 30（2018）年度に第 2 回）。

今後も引き続き、取り組みを進めていきます。



■バーデンハイム鳥栖（個人）



■木立に暮らす家（個人）



■パークコート上前津プレミアプラス（企業）



■グローバルゲート（企業）



■J Pタワー名古屋（企業）

出典：平成 30（2018）年度第 2 回受賞作品（一部）

景観 K2-5

多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有



本市には、数多くの魅力ある公園緑地や庭園、街路樹などのみどりがあります。それぞれが良好なまちなみの景観をつくり、人々に癒しを与えてくれます。多様な情報ツールによって、みどりの魅力の発信や共有を進めていきます。

みどりの魅力の発信

ウェブサイトや SNS など多様な情報ツールを活用し、美しい並木道やサクラの名所などの良好な公園景観等、みどりの魅力を発信していきます。



■ 美しいみどりの景観の例

みどりの魅力の共有

SNS やモバイルアプリケーションなど多様な情報ツールの普及により、市民によって、みどりの魅力の発信や共有ができる機会が増えており、新しい魅力の発見や新たなコミュニティづくりなど、みどりの利活用の可能性が広がっています。

写真・絵画などのコンテストや、フォトジェニックスポットづくりなどみどりの魅力の共有につながる取り組みを進めていきます。



■ コンテストの取り組み事例

■ フォトジェニックスポット

（3）【K 3】みどりが“活力”を生み魅力を向上する

活力 K3-1 都市公園等の魅力向上 （Park-PFI、指定管理者制度）



公園が持つ機能を十分に発揮させ、まちの活力となっていくためには、多様な主体が持つノウハウなどを公園の整備や運営管理に取り入れていくことが重要です。

公園のポテンシャルを多面的にとらえて、民間活力を活用した整備及び運営管理や指定管理者による運営管理の充実等により、都市公園などの魅力向上をはかっていきます。

民間活力を活用した整備及び運営管理

公園利用者の飲食店や売店、飲料等自動販売機などの便益施設は、公園施設として都市公園の効用を高めるものです。

そのため、公園の特性を活かし、公募設置管理制度（Park-PFI）などにより民間事業者による公園施設の整備及び運営管理を推進し、公園の魅力向上をはかっていきます。



■名城公園 tonarino（トナリノ）

指定管理者による運営管理の充実

本市では、鶴舞公園や徳川園など、園内に核となる施設があり園地と一体的な管理を行う大規模な公園緑地や本市を代表する公園、日本庭園に指定管理者制度を導入しています。

市民ニーズを踏まえた事業者の事業提案を活かし、適切な指定期間やインセンティブにつながる収益事業との組み合わせの検討など運営の改善をはかりながら、公園の魅力向上をはかっていきます。



■指定管理者制度を導入している公園（一例）

パークマネジメントプランの展開

本市では、「名古屋市公園経営基本方針（詳細は P.27 コラム参照）」に基づき、各々の公園における「公園がめざすべき姿」と「それに向けた取り組み方針」を具体的に定めた「パークマネジメントプラン」を作成しています（令和3（2021）年3月現在・19公園で作成）。

パークマネジメントプランを踏まえた公園の整備や運営管理などを進めることで、公園の魅力向上をはかっていきます。



■名古屋市公園経営基本方針

活力 K3-2 都市公園等の魅力向上 (なごやかベンチ等)



都市公園等の魅力向上の取り組みの一つとして、個人・団体・企業などからの寄附などを活用していくことが考えられます。それにより、寄附者は公園に愛着を感じ、公園利用者にとっては魅力的な場所になることが期待できます。

みどりに関する寄附メニューの充実をはかり、制度を運用することで、都市公園等の魅力向上を進めていきます。

なごやかベンチ（寄附ベンチ）制度の運用

本市では、みんなで名古屋の公園を魅力的にしていこうため、個人・団体・企業から寄附をいただき、公園に新しいベンチを設置する「なごやかベンチ事業」を展開しています。

ベンチには、寄附者のお名前と想いが込められたメッセージを記したプレートを取り付けます。今後は、積極的な広報や公園整備にあわせた重点的な募集などにより、より多くの方のご協力をいただけるよう展開していきます。



■なごやかベンチ（※プレートのデザインは公園によって異なります。）

スポンサー花壇制度の運用

本市が管理する都市公園等の花壇管理に要する費用の協力や一緒に活動していただける企業・団体を募集しています。

協賛金は花苗代や花壇の維持管理費に充てるほか、花の植付けや手入れに活躍するボランティア活動の促進に活用しています。今後は、小口の寄附や歩道にある花壇の募集などにより、より多くの方のご協力をいただけるよう展開していきます。



■スポンサー花壇

ネーミングライツ制度の運用

民間企業の社会貢献やPRの場を提供するとともに、ネーミングライツ料で公園のさらなる魅力向上をはかっていきます。

特にイベント広場については、イベント広報などによるPR効果が高いことから、久屋大通公園の久屋広場では、平成30（2018）年度から企業とネーミングライツのパートナー協定を結んでいます。

これからは、民間活力を活用した整備などの機会もとらえ、ネーミングライツを展開していきます。

活力 K3-3

水辺の魅力創出とにぎわいづくり (堀川)



堀川は、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生を目標に、堀川圏域河川整備計画に基づき、水害から市民を守るとともに、多様な生物が生息し、都心の癒し空間となるよう、周辺環境と一体で都市軸を形成する川づくりに取り組んでいます。また、堀川まちづくり構想に基づき、市民団体などと連携し、堀川のにぎわいづくりを進めています。

市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を活用することでにぎわいづくりを進め、都心部における貴重な水辺空間として魅力向上をはかります。

にぎわいづくり

納屋橋周辺では、広場や遊歩道を活用したオープンカフェの実施や、堀川フラワーフェスティバル、黒川では堀川友禅流し、宮の渡しでは堀川まつりなど、市民協働による各種イベントが堀川の沿川で開催され、にぎわいづくりに寄与しています。

今後もリニア開業や沿川まちづくりの機会をとらえるなど、さらなるにぎわいのある水辺空間の創出に地域とともに取り組んでいきます。

また、民・産・学・官で構成する「堀川まちづくりの会」（平成 25（2013）年発足）において、各団体間の情報共有や連携及び堀川の魅力の発信に向けた取り組みを実施していきます。



■オープンカフェ（納屋橋）

水質浄化

水辺の魅力向上のため、河床掘削にあわせたヘドロの除去や、浅層地下水の導入、瀬・淵の形成、下水道の対策などによる水質浄化に取り組んでいます。

また、「堀川 1000 人調査隊」をはじめとする市民団体などと連携をはかりながら堀川のさらなる浄化に、市民と一体となってつとめていきます。



■河床掘削にあわせたヘドロ除去



■浅層地下水の導入



■瀬・淵の形成

活力 K3-4

水辺の魅力創出とにぎわいづくり (中川運河・名古屋港)



名古屋の暮らしとものづくりの発展を下支えしてきた中川運河の歴史的役割を尊重しながら、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見だし、潤いや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生します。

また、名古屋大都市圏のものづくりを支える名古屋港では物流機能との調和をはかりつつ、市民や来訪者に親しまれる親水性の高い魅力とにぎわいのある拠点整備を進めます。

中川運河（堀止緑地・広見憩いの杜）

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業などとの連携により、潤いや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。平成 31（2019）年 4 月には露橋水処理センターの上部を有効利用した水とみどりの憩いの場となる「広見憩いの杜」の整備が完了しました。

また、堀川や名古屋港などと連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。



■ 中川運河



■ 堀止緑地



■ 広見憩いの杜

名古屋港（ガーデンふ頭・金城ふ頭）

ガーデンふ頭では、水族館や親水性などを最大限活用しながら、ふ頭全体の再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

金城ふ頭では、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や民間によるアミューズメント施設の開業など魅力向上を一体的に進めるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるような新しい名古屋の名所づくりを進めます。



■ ガーデンふ頭



■ 金城ふ頭

活力 K3-5

まちづくりからの公園づくり



公園は、まちの活力となり、地域の活性化やにぎわいをもたらす効果が期待されます。そのため、公園をエリアマネジメントの核となる素材の一つとしてとらえて、地域の魅力を高めるためのまちづくりに貢献していくことが重要です。

エリアマネジメントの促進やみどりのストック再編など、まちづくりからの公園づくりを進めていきます。

エリアマネジメントの促進

本市では、まちづくり協議会や都市再生推進法人など、地域まちづくりの取り組みが進められており、今後もこれらの取り組みを促進していきます。

<事例> 矢場公園

栄二丁目、三丁目を中心とする栄ミナミ地区では、地元主体のまちづくりが展開されており、平成 28 (2016) 年度には、5 つの商店街組合からなる栄ミナミまちづくり株式会社が設立され、平成 29 (2017) 年度には公的な位置づけを持つ都市再生推進法人に市から指定されています。

エリア内には矢場公園があり、イベントの開催など交流の拠点として積極的に活用されており、今後もさらなる活用ができるよう、エリアマネジメントを促進していきます。



■矢場公園（中区）

みどりのストック再編

人が集まる施設をどのように配置するかはまちづくりの大きな要素であり、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化や常住人口の減少も見据えて総合的に検討する必要があります。

公園などのみどりは、多くの人が集まりにぎわいが生まれる場所として、他の公共施設や民間の集客施設と同様に重要な役割を担っています。まちづくりの中で、みどりが果たすべき役割をしっかりと踏まえた上で、みどりの配置や機能の再編について対応を考えていきます。

[配置の再編（集約化）]

地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



[機能の再編]

みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



■都市公園ストック再編のイメージ

出典：国土交通省資料

活力 K3-6

都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり



リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋駅のスーパーターミナル化など高い防災性と利便性を備えた都市機能の強化や民間再開発の促進などにより、名古屋駅周辺地区・栄地区・金山地区を中心とした都心のにぎわいや回遊性の向上など魅力づくりを進めます。

民間再開発の促進

リニア時代にふさわしい名古屋都心の形成のため、都市再生特別地区制度などの活用や事業費補助の実施などにより民間再開発を促進し、圏域の中核として必要となる都市機能の集積やにぎわいにあふれた快適な都市空間の形成をはかります。

都市再生特別地区制度などの活用による土地の高度利用と公共貢献などをセットにした民間開発を誘導するにあたっては、開発にあわせた緑化や緑地の保全を評価することにより、みどりの創出・保全に取り組みます。

名古屋駅のスーパーターミナル化

リニア時代のスーパーターミナル駅にふさわしい高い機能性の発揮と世界の目的地となる名古屋の新しい顔づくりが整備の基本コンセプトです。

「車中心」から「人中心」の駅前広場への再編など、人々の交流やにぎわいの創出などをはかるとともに、駅前広場の交流・文化・にぎわいをまちへと波及させるため、リニア駅上部空間の新たな広場や、地域資源などを活かした周辺のまちづくりと連携し、駅とまちが一体となった回遊空間の形成をはかることで、世界の人々から「訪れたいまち」となることをめざします。

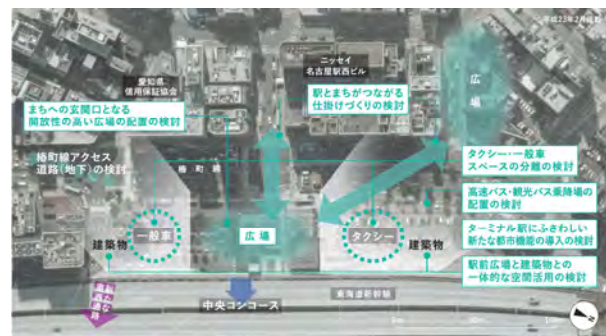


■リニア駅上部空間（西側）広場のイメージ

出典：リニア駅周辺のまちづくりの方向性
〔西地区〕（中間とりまとめ）



■再整備イメージ（東側エリア）



■検討イメージ（西側エリア）

出典：名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）

（4）【K 4】 みどりを通じて“交流”の輪を広げる

交流 K4-1

魅力的な公園づくり（交流）



地域の身近な公園は、コミュニティ活動の交流拠点の場となります。引き続き、街区公園の適正配置の推進に取り組むとともに、公園の新設・面的な再整備にあたっては、ワークショップの実施などにより地域の声やアイデアを取り入れた取り組みを進めていきます。また、既存の公園についても身近な公園の利活用の推進により、魅力的な公園づくりを進めていきます。

街区公園の適正配置の推進

街区公園は、地域にとって最も身近な公園であり、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用されることから、市全域にきめ細かく配置していく必要があります。このため、公園が不足している地域など特に整備を促進する学区を一定基準に基づいて指定し、街区公園の適正配置を推進していきます（令和3（2021）年3月現在・街区公園適正配置促進学区 35学区）。

また、本市ではこれまで、土地区画整理事業などを通じて多くの都市公園が整備され、良好な都市環境が形成されてきました。今後も、都市計画法、土地区画整理法などの関連法令に基づき、事業者による公園整備を指導し、良好な街区公園などを配置していきます。

ワークショップの実施

ワークショップでは、見学会、デザインゲーム（計画図・模型づくり、遊具や樹木えらび）、絵タイル製作会などを通じて公園のデザイン工程を一緒に体験したり、完成後の公園の活用方法や利用ルールを話し合ったりもします。

子どもからお年寄りまで、さまざまな世代の声やアイデアを活かせるようにしています。



■ワークショップ

身近な公園の利活用の推進

身近な公園は、子どもの遊び場だけではなく、地域のお祭りやスポーツ大会などにも使われています。地域の交流の場としてさらに公園を活用していけるように、地域連携による公園活用の仕組みを検討するなど、身近な公園の利活用を推進していきます。



■地域の交流

交流
K4-2

緑のまちづくり活動の推進



公園・街路樹愛護会や川を美しくする会といった清掃活動を行う市民団体や、活動承認団体、緑のパートナーといった自主的に企画立案を行い、公園などの主体的な管理運営を行う市民団体との連携を強化し、市民による緑のまちづくりの推進をはかります。

緑のパートナー・活動承認団体

「緑のパートナー」は、愛護会や活動承認団体での活動を経たのちに、市と活動に関する協定を締結して総合的な管理運営（自主的な企画立案と一定の責任分担）を行う市認定の団体です。

「活動承認団体」は、公園、街路樹、市民緑地などにおいて、掃除や除草活動に限定されない緑地保全や緑化活動を行う市が承認する団体です。

これらの団体の活動の支援や団体間の連携をはかることなどにより、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。



■緑のパートナー活動の様子

公園愛護会・街路樹愛護会

「公園愛護会・公園特定愛護会」は、公園がいつもきれいで安全かつ楽しく利用できるように、公園管理を本市と協力して取り組む、市認定の地域住民による団体です。

「街路樹愛護会・街路樹特定愛護会」は、都市の美化などの高揚をはかるため、街路樹の愛護活動に本市と協力して取り組む、市認定の地域住民による団体です。

これらの団体の活動の支援や団体間の連携をはかることなどにより、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。



■愛護会活動の様子

川を美しくする会

「川を美しくする会」は、本市と協力して河川などの環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動に取り組む市認定の地域住民による団体です。

これらの団体の活動の支援などを行い、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。

交流
K4-3スポーツを通じた交流づくり
(第 20 回アジア競技大会)

令和 8（2026）年に本市及び愛知県において開催される第 20 回アジア競技大会は、本市が今まで経験したことのない規模の国際総合スポーツ大会です。

期間中には、過去大会の実績から、選手団（選手・チーム役員）約 1.5 万人、観客約 150 万人がこの地域を来訪すると見込まれており、本市では、第 20 回アジア競技大会を一過性のスポーツイベントで終わらせるのではなく、大会の開催効果をスポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など、さまざまな分野につなげていくことが必要と考えています。

そのため、大会終了後の令和 12（2030）年頃を見据え、大会の開催を契機として本市がめざすまちの姿を明らかにするため「2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン」を策定しています。



■ 2026 アジア競技大会
NAGOYA ビジョン

瑞穂公園

大会で活用する施設について、大会後も継続して大規模競技大会やイベントなどの誘致・開催に対応できるようにするとともに、アスリートだけでなく、すべての市民が安心・安全・快適に利用でき、にぎわいの拠点などとなるように、その後の活用を見据えた環境整備を進めるとともに、効率的な運営に取り組めます。

各種のスポーツ施設を備えた総合運動公園である瑞穂公園が、第 20 回アジア競技大会後も本市のスポーツ振興の拠点となるよう、令和 2（2020）年 7 月に「瑞穂公園マスタープラン」を策定公表しました。

今後は、体育館や陸上競技場をはじめとした施設整備を進めるとともに、市民の憩いの場や地域の防災拠点としての機能を視野に入れた公園全体の整備を推進します。



■ 名古屋市瑞穂公園
陸上競技場イメージ

交流
K4-4

「農」の拠点からの情報発信



本市には農業センター、農業文化園、東谷山フルーツパークの3つの農業公園があり、多くの方々に親しまれています。

これらの農業公園において利用者満足度を高めるため、イベントや市民講座の開催など、「農」に関わるさまざまな取り組みを展開し、さらなる魅力向上をはかります。

農業センター

農業センターは農とのふれあいを通じ、市民が農業知識の理解を深めることができる農業公園です。

都市農業のより一層の振興をはかり、市民が楽しみながら園芸・畜産などについて知識を得られるよう、年間を通じて各種の体験教室や講習会などを開催していきます。

また、さらなる魅力向上をはかるため民間活力の導入を推進します。



■農業センターのしだれ梅（天白区）

農業文化園

農業文化に接することができる農業公園であり、農業技術史コーナーや昆虫標本室を有する農業科学館、4つのテーマ温室を配置したフラワーセンターが中心となる施設となっています。

農業文化園は都市公園である戸田川緑地と隣接しており、地域の象徴的存在として緑地内に再現した水田を活用した講座やイベントを開催するなど、戸田川緑地との一体的な市民利用に配慮した「農」の情報発信の場としての活用をはかります。



■農業科学館（港区）

東谷山フルーツパーク

東谷山フルーツパークは、東谷山の豊かな自然を背景に、果樹栽培技術の普及・指導を通じて都市農業の振興をはかることを目的とした農業公園です。

園内には世界の熱帯果樹温室、果樹園、くだもの館など果樹をテーマにした施設を配置しており、果樹の観察や散策とともにシダレザクラの名所としても市民に利用されています。こうした資源を活かし、果樹の収穫体験や講座、定期的なイベント開催などにより、「農」の情報発信の場として活用をはかるとともに、市民利用サービスの充実につとめます。



■東谷山フルーツパーク（守山区）

交流 K4-5

「農」を通じた交流の場づくり



「農」に関わる体験などを通して、ゆとりと潤いのある暮らしを楽しむ「耕す市民」を応援します。

- ① さまざまな関心を持つ市民が気軽に「農」を楽しめる環境を整えます。
- ② 市民農園の開設と利用を促進します。
- ③ 趣味や生きがいとしての「農」からさらに一歩進んで農業にチャレンジする人を応援します。

市民水田・田んぼアートの展開

市民水田は、主に手作業で稲作を行う体験水田で、農家などから指導を受け、田植えから収穫までの一連の作業を通じて収穫の喜びを味わったり、水田の生きものを観察したりできます。港区において平成 21（2009）年度から実施しています。

田んぼアートは、葉の色が異なる古代米などを使って広大な田んぼに絵を描く取り組みで、市内有数の米どころである港区南陽地区において平成 23（2011）年度から実施しています。

こうした市民と農家との協働により、貴重な水田の保全をはかります。



■田植え



■稲刈り



■田んぼアート

市民農園の開設支援等

市民農園（貸し農園）は、市民が区画割した土地を有料で借りられる農園です。土にふれるとともに気軽に野菜づくりを楽しむことができます。現在、市が運営する市民農園には憩いの農園、コミュニティ農園、みのりの農園、市民菜園、分区園の 5 種類があります。さらに、農家や企業が開設している民間開設型市民農園もあります。本市では市民農園の開設補助も行っています（一定の条件あり）。

チャレンジファーマーカレッジの実施

チャレンジファーマーカレッジは、家庭菜園から一歩進んで、市内で農地を借りて耕作し、品質のよい農産物の栽培を手掛けてみたい方や、定年帰農など市内で耕作を始める方に、必要な栽培技術と知識を習得していただくために開催する講座です。

貸し農園や家庭菜園などで農作業の経験のある方などを対象とし、この講座を修了された方は、「農地バンク制度」に登録することができます。市内農地の保全のため、新たな農の担い手を育成していきます。

(5)【K5】“子育て・教育”の場としてみどりを活用する

子育て・教育 K5-1

魅力的な公園づくり（子育て・教育）



地域の身近な公園は、子どもたちの健全な育成の場となります。市民アンケートにおいても、身近にある小規模な公園の望ましい姿として「子どもが楽しく遊べる公園」の回答の割合が最も高くなっています。子育て支援施設の導入などにより、子どもが楽しく遊べるよう魅力的な公園づくりを進めていきます。

子育て支援施設の導入

本市では、子育て支援コーナーが整備されている公園があります。今後も整備の機会をとらえて、地域のニーズを踏まえながら「子どもが楽しく遊べる公園」づくりを進めていきます。



■ 幼児向けすべり台



■ 子育て支援コーナー



■ 休憩できるスペース

Column

都市公園法改正に伴う保育所の設置

平成 29（2017）年 6 月の都市公園法の改正により、都市公園内で保育所の設置が可能になりました。

本市では、令和 3（2021）年 3 月現在、1 か所の保育園が設置されています。

保育や公園に関する地域のニーズを把握し、都市公園が本来持つオープンスペースとしての機能を確保した上で保育所を設置することにより、公園が保育の場になることに加えて、園児やその保護者・保育者・地域住民などとの交流の場としての機能も促進され、公園の活性化につながります。



■ 社会福祉法人緑の丘福社会
のかぜ保育園
(平和公園（千種区）)

写真提供：のかぜ保育園
撮影：そあスタジオ

子育て・教育
K5-2

みどりの遊び場・学び場づくり



子どもからお年寄りまで、誰もが思い切り遊び、みどりに親しみ、みどりをはじめとした環境を大切にする心を育める、みどりの遊び場・学び場づくりを進めていきます。

プレーパーク・森のようちえん

プレーパークでは、過ごし方を子どもの思いに任せており、よほどのことがない限り、大人は見守り、指示や制限はしません。そして、この「禁止事項のない遊び場」が成り立つために、プレーパークは住民が中心となって、運営を進めています。

森のようちえんは、北欧発祥で 1980 年代に日本に導入されてきたとされており、NPO 法人森のようちえん全国ネットワーク連盟では、「自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育」と定義しています。ここでいう“森”は森だけでなく、海や川や野山、里山、畑、都市公園など、広義にとらえた自然体験をするフィールドを指しています。

本市においても、子どもたちの遊び場・学び場として、みどりの活用を進めていきます。



■てんぱくプレーパーク
(天白公園(天白区))

みどりの学習機会の拡大

生涯学習活動の拠点施設における緑化講習会、緑化関連施設を利用した講座の開催など、市民を対象としたみどりの学習機会を充実していきます。



■みどりの学習情報も掲載

出典：生涯学習 Web ナビなごや

子育て・教育
K5-3

みどり豊かな教育環境づくり



子どもたちにとって、みどりを通じた運動や遊びは、五感の発達や自然への愛着を高める役割があります。また、みどりはヒートアイランド現象の緩和にも貢献することから、みどり豊かで快適な教育環境の形成にも役立ちます。

こうしたみどりの機能を活かし、教育環境において花壇などの整備、グリーンカーテン事業などに取り組むことで、子どもたちが自然とふれあえる、みどり豊かな教育環境の創出を進めていきます。

また、「食」の根本を支える農業の大切さを伝える食農教育について、本市特産の農産物や地域に根差した伝統野菜を活用しながら、小学校などと連携した食農教育事業などを推進していきます。

教育施設等の緑化

施設の新築・改築の際に、外周部や屋上、壁面などの緑化を検討し、良質な教育環境の創出をはかります。



■吉根中学校（守山区）

フラワー・ブラボー・コンクール（FBC）の実施

学校花いっぱい運動の一環として、草花種子を配布し、学校ごとに育成管理、さらに学校花壇のコンクールとして表彰を行うフラワー・ブラボー・コンクール（FBC）を実施し、学校環境美化と情操教育の向上をはかります。



■港明中学校（港区）

小学校での食農教育（地産地消給食講師）の展開

本市では、児童の地産地消への理解と地元の農産物への関心を深めることを目的として、職員による出前授業や生産農家さんによる圃場見学を行っています。

この出前授業では、学校給食の「みんなで食べる！なごや産」の日において使用される名古屋産食材を教材にしています。



■出前授業の風景



■学校給食

子育て・教育
K5-4

みどりを通して歴史を学ぶ



本市の公園緑地などのみどりには、地域の歴史や文化と深い関わりのあるものがあります。三英傑にまつわる名所のほか、弥生時代、古墳時代の遺跡がいくつもあり、歴史に浸ることができます。そのため、このような歴史的資産を活かした魅力アップをはかっていきます。

中村公園

中村公園は、豊臣秀吉、加藤清正ゆかりの地で、中村公園記念館や大正天皇お手植えの松など多くの歴史的な資産を有する公園です。これまでに中村公園記念館の耐震化や、記念館周辺のほまれの広場・茶庭の再整備を進めてきました。

今後も、中村公園の歴史的資産を活かした魅力アップにつながるよう、地域と連携・調整をはかりながら施設の再整備を進めていきます。

桶狭間古戦場公園

桶狭間古戦場公園は、桶狭間の戦いの中心地で、今川義元の最期の地とされています。園内は、合戦当時の地形、城、砦などを模したジオラマ公園として整備されています。平成 31 (2019) 年 3 月には、公園の近くに桶狭間古戦場観光案内所がオープンするなど、今後も歴史的資産を活かした魅力の向上につとめます。

見晴台遺跡と笠寺公園

見晴台遺跡は、南区見晴町の笠寺公園周辺にひろがる、旧石器時代から室町時代にかけての遺跡です。残されている遺構の時期は、弥生時代中期から古墳時代初頭、およそ 2000 年前から 1700 年前が中心になります。

見晴台遺跡の発掘調査は、調査のほぼすべての過程を市民参加で実施することを特徴としています。各地で同様の体験発掘事業が行われていますが、長期間にわたって、発掘調査の各工程が体験できる見晴台遺跡の市民発掘調査は、全国的に見ても他に例の無い事業といえます。

歴史の里 しだみ古墳群

市内にある古墳の約 3 分の 1 にあたる 66 基の古墳が守山区上志段味で確認されており、限られた範囲に古墳時代を通じて造られた、大きさや形の異なるさまざまな特徴を持った古墳を見ることができる全国的にも珍しい「リアル古墳図鑑」です。

本市では、こうした貴重な古墳群と周りの豊かな自然環境を将来にわたって守り伝えていくために「歴史の里 しだみ古墳群」として整備しました。古墳を巡る拠点施設である「体感！ しだみ古墳群ミュージアム」では、しだみ古墳群の出土品の展示、古墳時代を体感できる体験活動のほか、古墳ガイドツアーも実施しています。

今後も、古墳時代の営みなどの歴史学習と自然体験を通じて、子どもから大人まで楽しみながら歴史を学ぶことができるように運営していきます。

(6)【K 6】“健康・福祉”の場としてみどりを活用する

健康・福祉 K6-1

魅力的な公園づくり（健康・福祉）



地域の身近な公園は、心身の健康増進に役立つことが期待されます。市民アンケートにおいても、身近にある小規模な公園の望ましい姿として「健康づくりができる公園」を求める意見も一定の割合があります。健康器具系施設の導入や健康をテーマにしたイベントの実施などにより、市民がいきいきとした生活が過ごせるような魅力的な公園づくりを進めていきます。

健康器具系施設の導入

本市には、身近な公園で手軽に運動が楽しめ、健康の維持と増進をはかることのできる施設として、ジョギングコースや健康増進を目的とした施設が整備されている公園があります。

今後も整備の機会をとらえて、地域のニーズを踏まえながら、健康器具系施設の導入を進めていきます。



■ツイスト



■平行棒



■背のばしベンチ

健康をテーマにしたイベントの実施

公園緑地をはじめとしたみどりににおいては、ランニングやウォーキングといった利用のほか、ヨガのイベントなど、健康増進に関わる幅広いイベントが実施されています。

みどりがより一層、健康づくりや地域の交流の場となるよう、引き続きイベントを実施していきます。



■青空ヨガ教室

Column

ウェルネスガーデンと志賀公園

平成 27（2015）年 7 月にクオリティライフ 21 城北の敷地内にウェルネスガーデンがオープンしました。ウォーキングコースやセンターラーフ（屋根付き広場）などの施設があり、誰でもご利用いただけるようになっています。

志賀公園が隣接しており、ウェルネスガーデンと連携したみどりの利用による相乗効果の発揮が期待できます。



■ウェルネスガーデン

健康・福祉
K6-2みどりの中でスポーツを楽しむ
（都市公園の活用）

公園には、広場や有料公園施設などスポーツやレクリエーションの場として、健康増進などをもたらす機能があります。スポーツを切り口として、公園利用者などのアイデアを取り入れ、地域住民の理解が得られる場合には、スポーツ施設を設けるなど、みどりの中でスポーツを楽しめる公園づくりを進めていきます。

施設整備後においても、利用調整や利用ルール、施設の不具合の早期発見などにおいて、公園利用者と施設管理者が連携しながら、管理運営を進めていきます。

庄内緑地

庄内緑地は、庄内川の小田井遊水地を利用した公園で、「水と緑と太陽」がテーマの総合公園です。緑地内には、約 3.5ha ある市内有数の芝生広場を中心に、わんぱく広場、バラ園、ピクニック広場、シンボルツリー（ケヤキ）、サイクリングコースなどがあります。

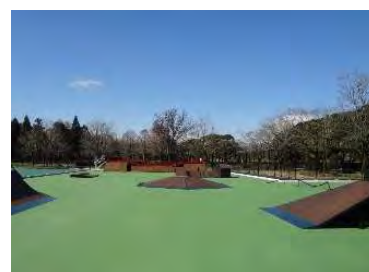
平成 31（2019）年 4 月には初心者から中・上級者まで技量に応じて楽しめるスケートパークが完成しました。今後もスポーツを楽しめる公園づくりを進めていきます。



■ケヤキと芝生広場



■サイクリングコース



■スケートパーク

若宮大通公園

市制 100 周年記念事業の一環として整備された若宮大通公園は、都市高速道路高架下の空間を活用した公園です。

フットサル、テニス、バスケットボール、ホッケー、スケートボード、ゲートボールなど、さまざまな年代の利用者がスポーツを通じて交流できるよう、機会をとらえながら再整備を進めていきます。



■フットサルコート

スポーツ施設利用者と連携した公園の管理運営

スポーツをきっかけにした結びつき（大学サークルなど）を施設の管理運営につなげることで、利用調整やルール設定、施設の不具合の早期発見などが期待されます。今後も、公園利用者と施設管理者の連携を進めていきます。

健康・福祉
K6-3

みどりをお散歩して健康づくり



本市の樹林地や並木、緑道、公園緑地などのみどりは、市内に広く分布し、それぞれに個性的な魅力があります。

引き続きこのようなみどりを整備・保全・維持管理するとともに、散策ルートの普及やウォーキングイベントの開催などを通じて、みどりによる健康づくりを促進していきます。

なごやのみどりお散歩マップの周知・PR

東部丘陵地の樹林地や社寺林、名木、美しい並木などを散策マップの中で紹介しています。散歩を楽しみながら、身近なみどりの存在や魅力に気づくことが期待できます。

<コース一覧（令和3年3月現在）>

	コース名	区	延長
①	大高の歴史とみどりを巡る	緑区	7.2km
②	扇川・滝ノ水の花とみどりを巡る	緑区	7.2km
③	徳重・平針の水辺とみどりを巡る	緑区～天白区	7.6km
④	鳴海・相生山の歴史とみどりを巡る	緑区～天白区	7.3km
⑤	天白の池とみどりを巡る	天白区	4.3km
⑥	天白・八事の川とみどりを巡る	天白区～昭和区	8.3km
⑦	八事・東山の森とみどりを巡る	昭和区～千種区	4.4km
⑧	東山・覚王山の森とみどりを巡る	千種区	5.7km
⑨	覚王山・香流川の花とみどりを巡る	千種区～守山区	8.0km
⑩	大森・小幡の水辺とみどりを巡る	守山区	6.5km
⑪	小幡・志段味の風景とみどりを巡る	守山区	7.5km
⑫	志段味・東谷山の歴史とみどりを巡る	守山区	5.3km



■お散歩マップ

ウォーキングイベント等の開催

魅力あるスポットを訪ね歩きながら楽しむウォーキングイベントなどを開催し、普段気づかなかったみどりの魅力を知ってもらうきっかけにするなど、より多くの方にみどりへ愛着を持っていただく機会とします。

また、バス・鉄道といった交通機関などとも連携し、より多くの人に市内のみどりを知っていただけるような取り組みを進めていきます。



■ウォーキングイベント



健康・福祉
K6-4

誰もが使いやすい公園づくり



年齢や障害の有無、体格、性別などに関わらず、多くの人が利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公園づくりをめざして、機会をとらえて公園の整備を進めていきます。

公園のバリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

公園の整備にあたっては、「福祉都市環境整備指針」に定められた技術的基準に基づいて、都市公園への出入りや公園内での移動のしやすさに配慮した園路・スロープ、各種案内板の整備・改修、高齢者や障害者に配慮したトイレ、水飲み場、休憩施設、視覚障害者誘導ブロックなどの設置・改修につとめます。

公園トイレについては、利用状況や老朽化の進行度などを把握した上で、便器の洋式化などを含めたトイレの環境改善に向けた取り組みを進めます。

また、遊具などについても、ニーズを踏まえながらユニバーサルデザインへの対応を検討していきます。



■スロープ



■公園トイレ



■公園トイレの多目的ブース

Column

誰もが花を楽しめる環境づくり

本市では、平成 31（2019）年 3 月に、鶴舞公園の香りの園をリニューアルしました。

香りの園では、点字案内板による施設案内や、手すりの点字プレートによる植物紹介など、目が不自由な方にも楽しんでいただけるようになっています。また、車いすに対応したレイズドベッド（立ち上がり花壇）により、近くで花を観賞することもできます。

さらに、鶴舞公園では、市民活動団体や園芸福祉士の方々と、花壇の手入れを行っています。みどりを五感で感じることは、心身に潤いや癒しを与え、健康の維持・回復、生活の質の向上などの効果が期待できます。



■点字案内板



■レイズドベッド



■園芸福祉花壇

健康・福祉
K6-5

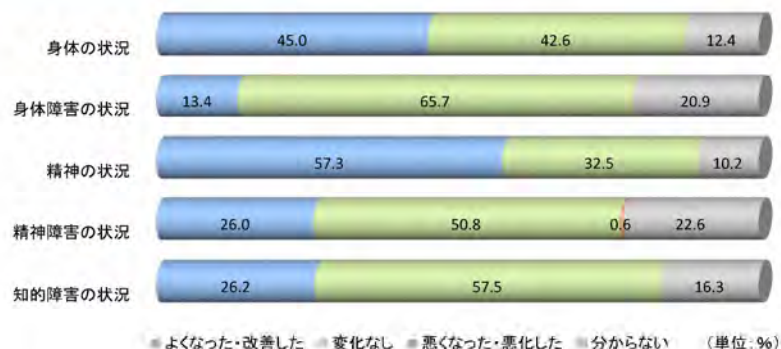
農福連携



近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果などが改めて評価されています。その中で、農業分野での活躍を通じて障害者などの自信や生きがいを創出し、その社会参画を促す農福連携の取り組みが全国各地で進められています。本市においても、農福連携の取り組みを支援していきます。



○ 農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体が、57.3%が精神の状況がよかった・改善したと回答しています。



出典: 「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利活動法人日本セルフセンター)
注: 障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施)

■ 農作業と健康について

出典: 農福連携に関するパンフレット「福祉分野に農作業を」(令和元(2019)年9月)

（7）【K 7】 自然“環境”や生活“環境”をみどりで豊かにする

環境 K7-1

協働による樹林地等の保全



これまでに策定した「樹林地維持管理計画」に沿って、緑のパートナーなどの市民活動団体と行政の協働により樹林地・湿地の保全活動を進めることで、生物多様性保全の取り組みを継続していきます。

八竜緑地

八竜緑地は東部丘陵地の北端に位置し、標高 90m、東海丘陵要素と呼ばれるトウカイコモウセンゴケやシラタマホシクサなどが生育する約 5,000 m²の八竜湿地と、これを取り囲むコナラ、アカマツなどの樹林地があり、下流部にはこれらの水を集めるため池（新池）があります。

市民活動団体や教育機関、行政などの連携により、一層の保全活動の進展と地域における緑地保全への理解促進に取り組んでいます。



■八竜緑地の湿地（守山区）

滝ノ水緑地

滝ノ水緑地は、滝ノ水川の水源となる「滝ノ水北池」を擁する面積 4.42ha の都市緑地です。丘陵地と湿地とため池からなり、かつての面影を残す貴重な自然が残されたオアシスとして、また人と自然とのふれあいの場として、平成 3（1991）年の開園から地域に親しまれています。

市民・企業・行政などの役割分担を進めて活動することにより、地域の財産としての緑地の価値と認識を一層広めるよう取り組んでいます。



■滝ノ水緑地のため池（緑区）

新海池公園

新海池公園は面積 7.11ha の都市公園で、樹林地を有し、新海池（ため池）と隣接する公園です。公園南部には、市内でも貴重で重要な約 2.5ha の天然生林があります。

市民活動団体や行政などの連携により、一層の森づくり活動の進展と地域住民の理解促進に取り組んでいます。



■新海池公園の樹林地（緑区）

島田緑地

島田緑地は、「地域の環境向上」と「人間と自然との共生」をテーマとしたビオトープ公園であり、都市化が進む中で、往時の自然の姿を残す貴重な場所となっています。この緑地には、湧水による池と湿地があり、トウカイコモウセンゴケやシラタマホシクサ、湿地固有の昆虫であるハッチョウトンボやヒメタイコウチなどが生育・生息しています。

市民活動団体や行政などの連携により、一層の保全活動の進展と地域における緑地保全への理解促進に取り組んでいます。



■島田緑地の湿地（天白区）

環境
K7-2

都市計画公園緑地内の樹林地保全



本市では、長期的なまちづくりの視点に立ち、都市計画公園緑地として、あらかじめその区域を都市計画に定めています。宅地化が進む中、市内の樹林地は減少し、樹林地の孤立や細分化が進んでおり、現在、東部丘陵地に残されたまとまりのある樹林地の大部分が都市計画公園緑地内にあり、これらの樹林地の重要性は年々高まっています。

引き続き長期未整備公園緑地の事業推進（用地取得、整備など）に取り組むとともに、用地取得までの期間においては、良好な樹林の保全と育成をはかるため、市民参加によるオアシスの森づくり事業の推進に取り組んでいきます。

長期未整備公園緑地の事業推進

公園緑地のうち、都市計画決定後、長期間経過しており、買収が必要な民有地が存在している長期未整備公園緑地については、今後も公園緑地の事業推進に時間を要するため、関係権利者の方々に対して建築制限がかかるなど、将来の生活設計が立てにくい状況にあります（令和3（2021）年3月現在・長期未整備公園緑地 29 公園）。

こうした課題に対応するため、10 年を単位とした事業着手の時期を示した長期未整備公園緑地の整備プログラムを策定し、これに基づき計画的に事業を推進していくとともに、公園緑地を取り巻く状況の変化など必要に応じて見直しも検討していきます。

なお、現在、相生山緑地などで民有樹林地などの用地取得を進めています。

オアシスの森づくり事業の推進

都市計画公園緑地として計画された区域内には多くの民有樹林地が残っており、みどりの保全・活用のためにはできるだけ早く買収し、誰もが利用できるように整備することが必要です。しかし、これら樹林地の面積は膨大であり、事業を実施するには多くの資金と時間を要します。

そこで、都市計画決定後、長期間を経過しているにも関わらず事業に着手していない長期未整備公園緑地では、区域内の樹林地について、先行取得地と借地した民有樹林地を「オアシスの森」として市民開放し、市民に自然との身近なふれあいの場を提供しています。オアシスの森では、市民と市が一体となって、専門家などの助言を得ながら良好な里山を育てていきます。



■相生山緑地（天白区）



■猪高緑地（名東区）



■細根公園（緑区）

環境
K7-3

民有樹林地の保全



民有地の樹林地を保全していくためにはさまざまな法制度があります。これらの制度を活用し、グリーンインフラとしての樹林地を保全するとともに、良好な都市環境の形成をはかり、健康で文化的な都市生活の確保につなげていきます。

保存樹・保存樹木・保存樹林制度によるみどりの保全

保存樹・保存樹木・保存樹林は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「緑のまちづくり条例」に基づき、幹周り、樹高、面積など一定の基準にしたがって指定するものです。

これにより、都市の美観、風致の維持と健全な環境の維持・向上をはかります。

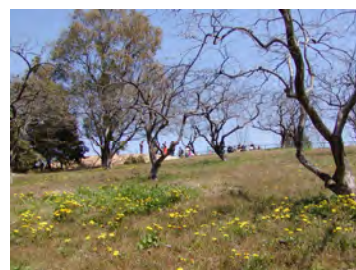


■熊野三社のクスノキ（南区）

市民緑地契約制度によるみどりの保全

市民緑地契約制度は、良好な都市環境を確保するため、土地所有者などと市が、区域、施設整備、管理の方法などを定めた契約を結び、市が管理して広く市民に開放する制度です。

従来から本市独自の制度としてあった「緑化木公園」という制度から市民緑地に移行した創出型のタイプと、民有樹林地を借地しベンチや散策路などの整備によって市民緑地として公開している保全型のタイプがあります。



■大将ヶ根市民緑地（緑区）

特別緑地保全地区制度によるみどりの保全

自然環境のすぐれている緑地（無秩序な市街化や災害などの防止に資する緑地、地域において伝統的・文化的意義を有する緑地、風致・景観がすぐれている緑地、動植物の生息地・生育地として保全する必要がある緑地）を特別緑地保全地区に指定しています。建築行為など一定の行為の制限などにより、みどりの保全をはかるものです。

また、特別緑地保全地区のみどりを健全で良好な緑地として保全するために、倒木のおそれのある危険樹木や、公道などへ著しく越境しているなど支障となっている樹木の伐採・剪定にかかる費用の一部助成を行います。

今後も土地所有者の方々と協力してみどりの保全につとめていきます。



■熱田神宮特別緑地保全地区
（熱田区）



■八竜緑地特別緑地保全地区
（守山区）



■名古屋城特別緑地保全地区
（中区）

環境
K7-4

都市農地の保全



農地は、雨水流出抑制や景観の維持といった機能があります。そのため、農業生産の基盤となる優良農地などを守っていきます。

生産緑地地区の指定・継続

本市では、生産緑地法に基づき、指定面積の緩和や一定の条件のもと駅そば市街地の農地も指定を可能にするなど市街化区域内農地の保全に取り組んでいます。

また、本市の生産緑地地区の多くは令和4（2022）年に指定後30年を迎えることから、その後も優良農地として保全するよう、特定生産緑地に指定し、生産緑地地区の継続につとめていきます。

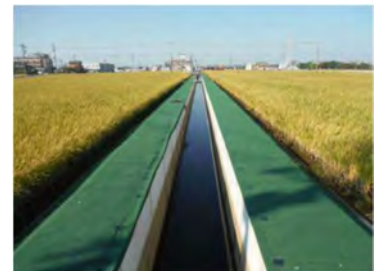
農地中間管理事業の活用

本市では、農地中間管理事業法に基づき、農業の効率化・高度化を目的に市街化調整区域内農地の集積・集約を推進し、優良農地の保全に取り組んでいます。

生産基盤の確保

農業用水路、排水機場、農道などの生産基盤は、良好な生産活動を行うためには不可欠です。

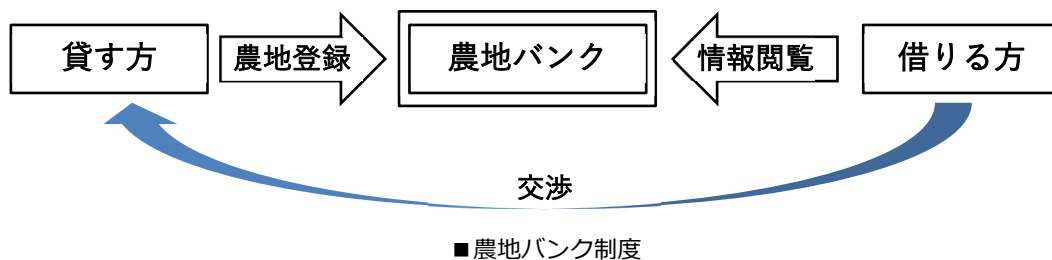
本市は、こうした施設について、地域と協働して維持管理や長寿命化に取り組むとともに、担い手による利用集積の進展に応じた整備につとめていきます。



■水路の寿命を延ばす補修（港区）

農地バンク制度の運用

農地所有者の高齢化などが原因で、農地として十分に活用されていない農地が発生しています。本市は、農業委員会による農地の利用状況調査などによる実態把握をもとに、適切に耕作されるよう促します。さらに、農地バンク制度などを介して、農地を利用したい個人や事業者により、このような農地が活用されるようはたらきかけていきます。



出典：本市公式ウェブサイト

環境
K7-5

藤前干潟の保全



藤前干潟は伊勢湾最奥部に位置し、愛知県西部の庄内川、新川、日光川の3河川が合流する河口部に位置しています。潮が最も引いたときには、238haという広大な干潟が現れます。

藤前干潟は、大都市港湾、工業地帯に囲まれているため、周辺で大規模な埋立てが進められてきた中でわずかに残されました。干潟の一部にごみ処分場が計画された時には市民・研究者と行政の最終判断により断念され、これが契機となって本市はごみ減量化に大きな一歩を踏み出しました。

このように藤前干潟は自然環境の保全上重要な場となっただけでなく、大都市が循環型社会への取り組みを大きく推進させる転機となった好例としても大きな意味を持っています。生命のすばらしさや干潟環境の美しさ・豊かさ、循環型社会のあり方を“楽しみながら考える場”として藤前干潟の可能性は大きいです。

藤前干潟の保全と活用に向けた取り組みの実施

藤前干潟の魅力を市民の皆さんに伝えていくため、本市、環境省、愛知県、NPOなどが協力し藤前干潟ふれあい事業としてさまざまなイベントを行っています。

周辺には、次の3つの拠点となる施設があります。

- ・野鳥観察館・・・備え付けの望遠鏡で干潟の水鳥を観察する施設。
- ・稲永ビジターセンター・・・渡り鳥など干潟の生きものに関する展示、解説による総合的環境学習の場。
- ・藤前活動センター・・・干潟とのふれあいや自然体験型学習の場。



こうした拠点施設を活かして、ラムサール条約の目的である、国際協力によって、湿地の保全のみならずワイズユース（賢明な利用）を進めていくことに取り組んでいきます。

Column

ラムサール条約湿地とは？

平成14（2002）年11月に、藤前干潟は国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されました。

登録の理由は、次の3点です。

- ① 2万羽を超える水鳥を定期的に支えていること
- ② 動植物のライフサイクル上の重要な段階を支えていること
- ③ 国際的に絶滅のおそれのある種または生態学的群集の生存にとって重要だと考えられること

なお、ラムサール条約湿地に登録されるためには、鳥獣保護区特別保護地区に指定されるなど、将来にわたって、自然環境の保全がはかられることが必要です。



■オナガガモと干潟
写真提供：野鳥観察館

環境
K7-6

なごやの森づくり



東山の森づくりや西の森づくりをはじめ、市内の樹林地や湿地において、市民協働により里山環境の保全・育成や、自然とのふれあいを推進するなど、次世代に引き継ぐ「なごやの森」を育てます。

東山の森づくり（東山公園・平和公園エリア）

東山公園・平和公園一帯は、市内で最も豊かな樹林地を有する地域となっています。

「なごや東山の森づくり基本構想」に基づき、名古屋のみどりのシンボルとなるような森づくりを進めるため、市民・事業者・行政など、多様な主体との連携により、里山環境の保全や自然とふれあう活動に引き続き取り組みます。



■東山の森づくりにおける収穫活動



西の森づくり（戸田川緑地エリア）

戸田川緑地において平成12(2000)年度より市民・事業者、行政などのパートナーシップにより、苗木を植え、豊かな森を育てる「西の森づくり」を推進してきました。

今後も引き続き間伐や下草刈りなどの育樹活動に取り組み、豊かな森を次世代に引き継いでいきます。



■西の森づくりにおける育樹活動

環境
K7-7

エコライフの推進



暮らしの中に花や樹木などのみどりを取り入れることは、彩り豊かなまちの景観づくりにつながり、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全や、心のやすらぎなど健康・福祉の観点からも生活環境を豊かにしてくれます。こうしたことから、エコライフの取り組みを推進していきます。

緑のカーテンで暮らしに潤いを

日差しをさえぎって室温の上昇を抑えることは、エアコンの使用量が減り、省エネ効果があります。ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる緑のカーテンは、植物の持つ蒸散作用により、すだれや断熱シートよりも温度を下げる効果があります。

緑のカーテンづくりに取り組む人を増やすため、環境デーなどや地域環境イベントにおいて緑のカーテン講習会を実施するほか、平成28（2016）年度から、「なゴーヤ隊」を募集しています。なゴーヤ隊は、緑のカーテン写真コンテストや、翌年の新たな参加者に配布する種の寄附を募っています。

今後も緑のカーテンの普及啓発を進めていきます。



■なゴーヤ隊の取り組み



■緑のカーテンの効果

植物性廃棄物（落ち葉、剪定枝等）のリサイクル

本来、樹木が葉を落とすことは、植物としての生命を維持していくための大切な活動です。人の生活の中では、不要物（ごみ）として扱われることもありますが、自然界では、落ち葉は微生物などによって分解されて土へと還り、再び植物の養分として利用されています。

落ち葉を通じて自然のサイクルにふれることは、食物連鎖をはじめとした人と他の生きものとの関係に気づき、人の生活が自然の恩恵の上に成り立っていることを学ぶよいきっかけとなります。樹木について、まち中を彩るものといった観点だけでなく、そういった目で落ち葉を見て、落ち葉リサイクルについての普及啓発を広げていきます。

また、公園・街路樹などの維持管理で発生する剪定枝や刈草についても、チップ化による再利用を進めていきます。

環境 K7-8

公共施設緑化の推進



行政には、みどりの重要性を市民や事業者に対して示し、率先してみどりの創出に取り組む姿勢が求められます。民有地緑化における先導的役割を果たすため、市内にある区役所や病院、福祉施設といった、日常生活の中で多くの市民が訪れる公共施設において、敷地周辺の生垣化、建築物の屋上・壁面緑化、駐車場の緑化を積極的に進め、市民や事業者のみどりに対する愛着や意識の向上をはかります。

公共施設緑化のガイドラインの運用

公共施設の緑化に関する市の基本的な方針、立地条件・施設の種別などに応じた緑化の手法などを取りまとめたガイドラインを活用して、公共施設の緑化を推進します。

先導的役割を果たすための取り組みの実施

市の建築物を新築・増築する際の緑化は、緑化地域制度に定めた緑化率の最低限度に 5% 上乗せして緑化を行っています。

今後も市内の各所で公共施設の緑化の取り組みを進めていきます。



■フェンス緑化
(北区役所楠支所)



■壁面緑化
(荒子川公園ガーデンプラザ)



■駐車場緑化
(緑土木事務所)

環境
K7-9

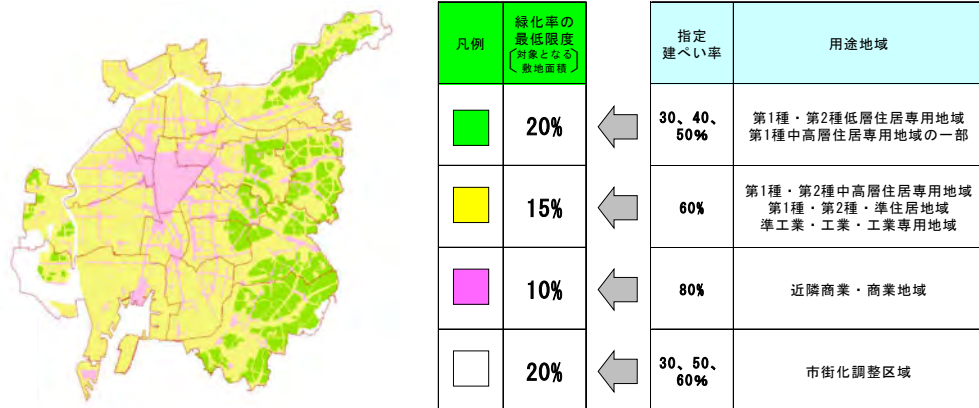
民有地緑化の促進



良好な都市の環境づくりを進めていくため、緑化地域制度や風致地区、みどりの補助金などの取り組みを進めることで、民有地の緑化を促進していきます。

緑化地域制度等の運用

都市緑地法に基づく緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に基づく規定により、建築物の新築・増築の際に、一定割合以上の緑化を義務づけるものです。今後も緑化地域制度などを運用して、質の高い民有地緑化を促進していきます。



■緑化地域制度などの指定状況、緑化率の最低限度

風致地区の指定・継続

良好な自然環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に風致地区を定めることにより、建築の規制などを行い、自然的な要素にとんだ土地の保全や緑と調和した住宅地の形成をめざします。



■風致地区

みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）

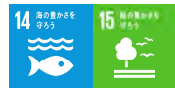
みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）は「あいち森と緑づくり税（愛知県税）」を財源として、一定の規模などの条件を満たす生垣緑化、屋上・壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化に対する助成を行っています。

この制度を引き続き運用し、民有地の緑化を促進していきます。



■みどりの補助金

環境 緑の現況調査 K7-10 (緑被率等のモニタリング)

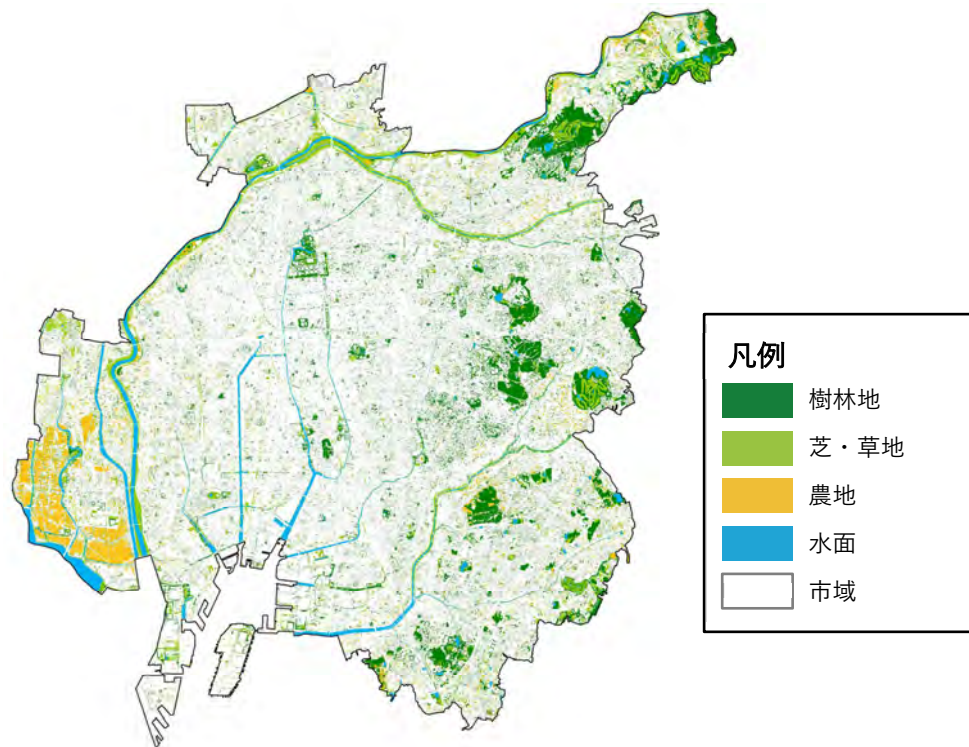


本市では、みどりの現況や推移を把握し、今後の緑化施策などの基礎資料とすることを目的として緑の現況調査を実施しています。また、緑地行政のみならず、まちづくりに関連した他の分野でも活用できる重要な基礎調査となっています。

この調査では、緑のまちづくり条例に基づき、平成2（1990）年から5年ごとに継続して緑被率などの調査を実施しています。今後も引き続き、みどりの状況を定期的にモニタリングしていきます。

緑被率調査の実施

緑被率とは、「みどりの面積が市域面積に占める割合」のことで、本市では樹林地、芝・草地、農地、水面を対象にしています（詳細は P.12 (3) 参照）。



■令和2（2020）年 緑被地図

出典：緑の現況調査報告書（R2）

緑視率調査や沿道緑化率調査の実施

緑視率とは、人の視野に占める「緑の面積」の割合であり、市民が目にする緑の量を把握することができます（詳細は P.12 (4) 参照）。

沿道緑化率とは、民有地などの敷地の接道延長に対する植栽（生垣や壁面緑化など）の延長を割合で示したものであり、沿道の緑化状況を把握することができます（詳細は P.13 (5) 参照）。

緑視率調査や沿道緑化率調査などにより、市民にとって実感しやすいみどりの量を把握し、今後の緑化施策等につなげていきます。

環境
K7-11

みどりに気づき、学び、行動する



市民や事業者などが、みどりの多面的な効果（8 K）や環境問題などについて、「参加して知る」、「交流して理解を深める」、「行動の輪の拡大」という3つのステップから施策を展開していきます。

STEP1「参加して知る」 ～みどり・環境に対する関心・意識の向上～

「緑のまちづくりフォーラム」、「環境デーなごや」などのイベントや自然観察会などを通じて、持続可能な社会の大切さなど、関心・意識の向上につながる機会の充実に取り組みます。



■みどり・環境に関する各種イベントの様子

STEP2「交流して理解を深める」 ～学んだことを実践につなげる～

分野や主体、世代を超えて交流し、学び合うことで、新たな発見や気づきが得られ、活動の輪が広がります。そうした立場を超えて学び合える場を積極的につくっていきます。

環境学習拠点である「エコパルなごや」などを活用して、多様な主体が交流できる場を創出していきます。



■エコパルなごや（中区）

STEP3「行動の輪の拡大」 ～主体的に行動する人のネットワークづくり～

さまざまな分野や主体、世代を超えた交流を行うことで、主体的に行動する人のネットワークができていきます。

こうしたネットワークを活用しながら、地域の活動を支援していくとともに、SDGs の取り組みを進めていきます。



■なごや環境大学×SDGs

出典：なごや環境大学ガイドブック

環境
K7-12

生物多様性保全活動の推進

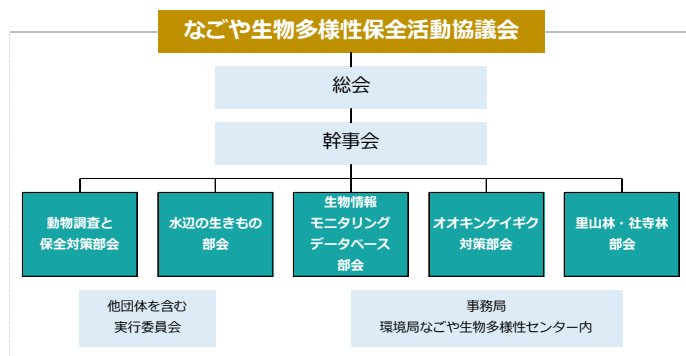


本市では、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」をめざし、引き続き市民協働により身近な自然の保全・再生に向けた取り組みを進めています。

なごや生物多様性保全活動協議会の活動の展開

平成 23 (2011) 年 5 月に、従前の「名古屋ため池生物多様性保全協議会」から対象範囲・活動内容、さらに組織体制と人材を拡充し、「なごや生物多様性保全活動協議会（以下「協議会」といいます。）」を設立しました。

これからも「なごやに生息・生育する生物及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来種防除などを通し、身近な自然の保全を実践する」という協議会の設置目的のもと、活動分野ごとの部会において活動の展開を進めています。



■協議会の組織・構成（令和 3 年 3 月末時点）



■細口池公園における活動（天白区）

なごや生物多様性センターの運営

なごやでは、COP10 の誘致・開催を契機として、身近な自然の保全に取り組む地域の活動がますます活発に行われています。この動きを発展させていくため、本市では、なごやの生きものに関する情報を次世代へ伝えるため、発信するとともに、なごやの身近な自然の調査・保全活動を推進する「なごや生物多様性センター」を平成 23 (2011) 年 9 月に設立しました。

これからも、センターの次の 3 つの役割と機能について、取り組みを進めています。

- ①生きものに関する情報の収集・発信（標本・写真、レッドリスト・レッドデータブックなど）
- ②生きものの調査・保全活動の市民協働による実施（協議会の事務局、市民調査員など）
- ③連携・交流とネットワークづくり（大学、研究所などとの相互協力、市民活動団体への支援など）

なごや市民生きもの調査員

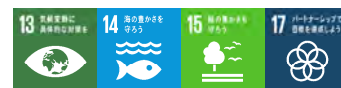
市民を対象に、協議会が実施する調査やイベントなどに参加する仕組みとして、「なごや市民生きもの調査員」を募集しています。

登録した市民へは、イベントなどの募集情報を随時案内しています（令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在・登録者数 919 名）。



環境
K7-13

生物多様性の主流化



私たちの暮らしを支えている生物多様性を守ることやその恵みを持続可能に利用することの大切さを広め、市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促します。

なごやグリーンウェイブの展開

グリーンウェイブは、国連が定める「国際生物多様性の日」である5月22日の午前10時に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動です。

本市は、平成30（2018）年3月に国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）が認定するグリーンウェイブオフィシャルパートナーに任命されており、市内のグリーンウェイブ活動のさらなる促進をはかります。



■小学校での植樹の出前講座

なごや生きもののポータルサイトの運営

なごや生物多様性センターに蓄積された多くの生きものの情報や写真などを広く発信し、市民・事業者などの自主的な学習や啓発活動などに活用できるウェブサイトを開設しています。

生物多様性の普及啓発

生きものに関する講座やイベントを開催し、生きものや標本にふれたり見たり、身近な生きもの・自然に関わる楽しさを感じる機会を提供していきます。

今後は生物多様性の主流化を一層進めるため、多くの人を訪れるまちなかのみどりを活用して生物多様性の大切さを伝えるなど、さまざまな手法で普及啓発をはかっていきます。



■なごや生物多様性センターまつり
(天白区)

環境

K7-14

みどりに活かす財源の確保



みどりの多面的な効果（８Ｋ）が持続的に発揮されるためには、みどりを適切に保全していく必要があります。そのため、寄附金やクラウドファンディングなど多様な手法により、みどりの保全の財源確保につとめていきます。

ふるさと寄附金（納税）の活用

本市は、ふるさと納税の対象となる団体として総務大臣により指定を受けています。

みどりに関係する寄附金を始め、33 種類の寄附金メニューから、寄附金の目的や使い道を選ぶことができます（令和 3（2021）年 3 月現在）。



■リーフレット

＜みどりに関係する寄附金＞

名称	内容
公園事業寄附金	鶴舞公園、名城公園をはじめとする本市の公園の魅力アップや利用者サービスの向上に役立ってます。
街路樹保全事業寄附金	街路樹はまちに彩りや潤いを与え、住みやすい生活環境をつくり出し、災害の防止や生きものの生息空間としても役立っています。街路樹の診断や治療、植替えなどに役立ってます。
里山保全寄附金	都市化の進展により、里山が減少し、残された里山も人の手が入らなくなり、うっそうとした暗い森になってしまいました。混み合った樹木の間引きや枯れ木の撤去などに役立ってます。
東山動植物園寄附金	開園 100 年を迎える 2036 年に向け、東山動植物園がより魅力的になるための施設整備などに役立ってます。
しだれ梅寄附金	全国有数の規模を誇る農業センターのしだれ梅園において、これから何年先もこの魅力あるしだれ梅を残していくため、しだれ梅の剪定などに役立ってます。
地産地消推進寄附金	朝市・青空市のさらなるにぎわいをはかるため、名古屋市産の農作物が買える朝市・青空市・直売所等を載せたマップの作製などに役立ってます。
堀川再生寄附金	“うるおいと活気の都市軸・堀川”の再生をめざし、堀川の浄化やにぎわいづくりに役立ってます。
なごやの水源・木曽三川流域連携事業寄附金	安全でおいしい水をお届けするため、木曽三川流域の自治体が行う水環境保全活動に必要な用品の購入をはじめ、流域の魅力を発信するためのイベントなどに役立ってます。
環境保全事業寄附金	環境保全に関する知識の普及や、地域における環境保全活動の支援、省エネ効果の高い設備の導入などの環境に配慮した公共施設の整備等、環境保全に関する事業に役立ってます。

森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税とは、市町村が実施する間伐や林業界の人材育成、木材利用の促進などに関する費用、並びに都道府県が実施する市町村による森林整備に対する支援などに関する費用に充てることができる税です。

この税を活用して、本市として守っていくべき樹林地である特別緑地保全地区などについて、間伐などを実施することで樹林地の健全な育成をはかっていきます。

（8）【K 8】“危機管理”効果をみどりで発揮する

危機管理 K8-1

公園等の防災機能の充実（防災公園等）



本市においては、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。このような震災時には、市民の一次的避難や自衛隊・警察・消防などの活動拠点等として、みどりの危機管理の効果の発揮が求められます。

そのため、防災公園の整備や避難地の確保などのハード面の取り組みを進めるとともに、地域と連携した防災訓練等の実施などのソフト面の取り組みを進めていくことで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

防災公園の整備・災害対応型施設の導入

「名古屋市災害対策実施計画（平成 31（2019）年 3 月策定）」、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第 2 次）（平成 30（2018）年 3 月策定）」に基づき、広域避難地や一次避難地に指定されている都市計画公園緑地を優先的に事業着手し、整備を推進していきます。また、防災公園の整備にあたっては、地域住民の意見を聞きながら、災害対応型施設の導入を進めていきます。



■昭和橋公園（中川区）

■ソーラー式公園灯

■災害用トイレ

■災害対応型トイレ

避難地の確保

都市公園の新設や再整備においては、広場や芝生などのオープンスペースを適切に配置するとともに、出入口や園路など、円滑な避難動線の確保につとめます。

地域と連携した防災訓練等の実施

川名公園など、発災時に活用できる防災施設を設置している公園については、それらの施設が実際に活用できるようにすることが重要です。そのため、地域との連携をはかりながら、災害対応型施設の設営訓練などを行うなど、ソフト面の取り組みについても進めていきます。



■井戸ポンプの組み立て

■災害対応型日除棚のテント

■ヘリコプターの訓練

危機管理
K8-2

公園等の防災機能の充実（風水害等への対応）



本市においては、平成 12（2000）年に東海豪雨が発生し、甚大な被害が発生しており、風水害等に対して総合的な対応が求められています。

公園や農地などのみどりの分野においても、雨水流出抑制機能の確保やがけ崩れ危険箇所の対策実施、防災協力農地登録制度の運用等により、都市防災機能を高め、災害に強いまちづくりを進めています。

雨水流出抑制機能の確保

大雨による浸水被害を防ぐために、公園などでは人工被覆部分を極力抑制するとともに、透水性舗装などの雨水浸透施設や一時貯留施設を設置するなど、グリーンインフラの考え方を取り入れて雨水流出抑制機能の確保を進めます。

がけ崩れ危険箇所の対策実施

市内には、公園内において急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域などに指定されている「がけ崩れ危険箇所」があります。

こうした公園内のがけ崩れ危険箇所について、「名古屋市災害対策実施計画（平成 31（2019）年 3 月策定）」に基づき現地調査などを進め、公園利用者や周辺の住宅や交通などに影響を及ぼすおそれのある箇所などから法面の対策工事を実施できるよう取り組んでいます。

防災協力農地登録制度の運用

大地震の発生時、市民がとっさの避難空間として農地を利用できるよう、本市は防災協力農地への登録を推進しています。

防災協力農地には立て看板を設置し、避難空間として市民の認知を広げるとともに、都市農地には重要な機能があることを伝えています。

危機管理
K8-3

公園・街路樹等の維持管理



計画的・定期的な点検により、遊具などの損傷を早期に発見し修繕などの対応を行うとともに、除草・清掃や樹木の刈り込みなどの維持管理を計画的に行っていきます。

適切な維持管理を行い、市民が安心・安全で快適に公園・街路樹などの施設や空間を利用できるようにつとめていきます。

点検の実施

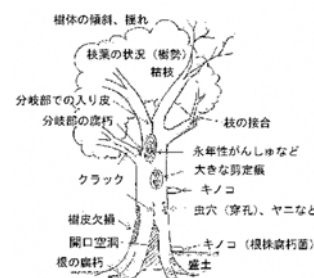
計画的・定期的に職員による公園・街路樹などの点検や道路パトロールを行い、施設や樹木などの異常・不具合の早期発見につとめます。



■研修（点検技術の向上）



■道路パトロールカー



■公園樹・街路樹の点検ポイント

出典：道路植栽の設計・施工・維持管理
（平成 24 年 1 月、（一社）経済調査会）

修繕の実施

点検や通報によって発見した異常に対して、直営補修班などにより、迅速で適切な対応を行うことで、安心・安全なまちの維持につとめます。



■補修班のトラック



■補修班の作業状況



■どりょくん
（緑政土木局補修班イメージキャラクター）

維持管理の実施

除草や清掃、樹木の刈り込みなどの維持管理を計画的に適切に実施します。これにより、過ごしやすく見通しの良い空間を維持し、市民が安心・安全で快適に公園や街路を利用できるようにつとめていきます。

危機管理 K8-4

公園施設・街路樹等の計画的な更新等



公園施設・街路樹などの計画的な更新を行うためのベースとなる公園施設台帳（公園管理システム）や街路樹維持管理台帳システムを活用しながら、老朽化した公園施設や街路樹の計画的な更新を進めていきます。

また、市民が安心・安全に暮らせるように、地域の防犯性の向上につながる取り組みを公園などにおいても進めていきます。

公園施設更新

公園施設の全体的な老朽化が進んでいることから、施設ごとに定期的な点検を行い、更新対象となる施設や優先度を整理した公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新等を計画的に進めます。



■ブランコ（更新前）



■ブランコ（更新後）



■すべり台（更新後）

街路樹更新

街路樹の老木化などに伴う事故を未然に防止し市民の安全を確保するため、「街路樹再生指針」に基づく計画的な街路樹の撤去・更新や、点検や維持管理の効率化をはかるための樹高抑制を進めます。

また、市民が居心地よく歩けるように、積極的に花の咲く街路樹に樹種変更を行います。

実施にあたっては、路線ごとの現状評価を行い、街路樹再生の取り組みの事業スケジュールなどをまとめた街路樹再生実行プランを策定して、計画的に事業を進めます。



■ナンキンハゼからハナミズキへの樹種変更

公園等の防犯性の向上

公園などにおける防犯対策、犯罪の未然防止については、園内だけではなく、まちづくり全体の中で取り組んでいく必要があります。

そのため、犯罪の起きる環境（状況）に着目し、犯罪の誘発要因を除去して、より安心・安全で快適な環境づくりをめざすため、「安全で快適な環境づくり（ハード）」と「安心して暮らせるコミュニティづくり（ソフト）」の両面から対策を進めていきます。

ハード面では、照明設置や植栽帯の再整備などで見通しを確保することで、防犯性の向上をはかります。ソフト面では、地域が主体となって防犯パトロールや声かけ活動、安全マップづくりなど身近で小さな取り組みを積み重ねていくことが重要であると考えています。

危機管理 K8-5

名古屋市総合排水計画の事業推進



名古屋市総合排水計画により、「市民の命を守る」、「市民の財産を守る」、「都市機能を確保する」ことの実現に向け、“ともにつくる 大雨に強いまち なごや”をめざした施策を展開していきます。



■総合的な治水対策の推進による防災力の向上イメージ

出典：名古屋市総合排水計画

河川整備

河川は生物の生息・生育・繁殖環境となるほか、多様な河川景観を創出するなど、良好な都市環境の形成に寄与しています。

治水安全度を向上させるための河川整備を行う際にも、多自然川づくりの考えに基づき、自然環境・生物多様性の保全に配慮した、多様な水辺空間の保全・再生につとめます。



■戸田川

貯留浸透施設設置の推進等（雨水流出抑制）

雨水を一時的に貯留または浸透させるため、グリーンインフラの考えを視野に入れて、公共施設において雨水流出抑制の推進をはかります。また、市民、事業者に対しては、イベントなどの機会をとらえ、雨水流出抑制の効果や必要性を伝えるなど、民間施設などにおける雨水流出抑制施設設置の普及・啓発につとめます。

ため池・緑地・農地の保全（雨水流出抑制）

本市には大都市でありながら、東部丘陵地を中心に100か所以上のため池があります。ため池の環境や景観が損なわれないよう、ため池保全要綱に基づき、保全をはかります。

また、既存緑地や遊水機能のある都市公園の保全、緑化地域制度に基づく緑地の創出及び農地の保全により、雨水流出抑制を推進します。



■猫ヶ洞池（千種区）

危機管理 グリーンインフラの K8-6 取り組みの推進



社会インフラ整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの考え方が重要です。

そのため、さまざまな分野に浸透させ、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていくため、グリーンインフラの取り組みを推進していきます。

グリーンインフラの名古屋モデルの検討

グリーンインフラの取り組みを進めるにあたり、市民・NPO など、事業者、教育・研究機関のニーズや全国的な動向を踏まえて、基本的な考え方を定めることが必要となります。

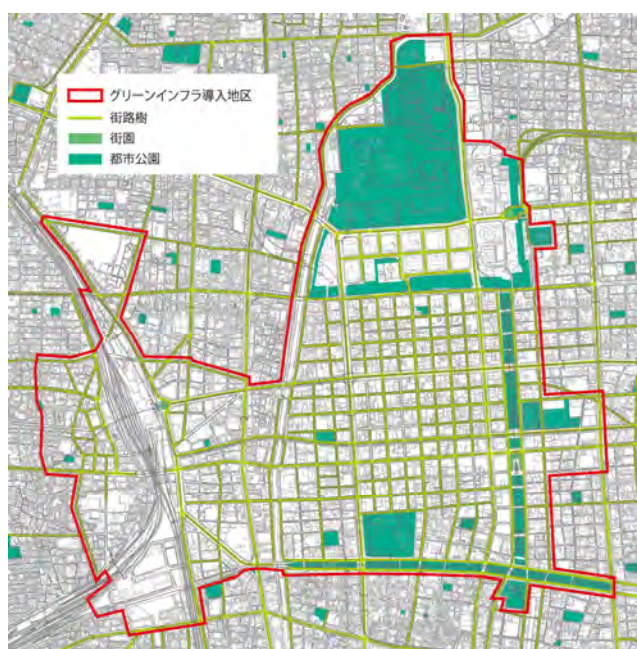
そこで、「名古屋市グリーンインフラ基本方針（案）」の検討を進め、取り組みの方針や、本市が取り組むことで効果的なグリーンインフラを形成する技術についてまとめていきます。

また、グリーンインフラの取り組みを全市的に進めるためには、多様な主体との共通認識のもと進める必要があることから、パートナーシップにより推進していくための体制づくりを検討していきます。

計画的なグリーンインフラの導入

商業・業務地、公共用地、住宅地など、まちづくりにおいて発揮されるべきみどりの多面的な効果（8 K）は、雨水流出の抑制、暑熱対策、生物多様性の保全、働きやすさ、駅周辺のにぎわい創出などさまざまなものが考えられます。

そのため、社会環境や市民生活に対するグリーンインフラの効果や価値について調査・検討し、グリーンインフラ導入計画（地区設定、指標等）の策定検討を進めていきます。



■地区設定のイメージ

第Ⅵ章

計画の推進

本計画の推進体制、進行管理についてまとめています。



1 推進体制

本計画の推進にあたっては、産学官民（事業者、教育・研究機関、行政、市民・NPO など）の多様な主体がさまざまな役割を担い、それぞれが得意とする技術やアイデアなどを結びつけ、パートナーシップによって緑のまちづくりを進めていきます。

行政の庁内体制については、総合的な調整及び相互連携の強化をはかるため、関係各課が参加する「緑のまちづくり推進連絡調整会議」を設置して情報共有を行うなど、連携・協力体制を構築します。

なお、本計画の推進にあたり重要な施策課題などの検討については、緑のまちづくり条例第 40 条に基づく「名古屋市緑の審議会」において審議を行い適切な対応を行います。

産 事業者

- ・みどりの整備、維持管理を行う
- ・みどりを活用して社会や地域に貢献する
- ・資金や技術のみどりの分野で活用する

学 教育・研究機関

- ・みどり分野で活躍する人材を育成する
- ・みどりの学び場づくりに関わる
- ・みどりの知識を蓄積して情報発信する
- ・知識や技術のみどりの分野で活用する

官 行政

- ・みどりの整備、維持管理を行う
- ・みどり分野の制度などを構築・運用する
- ・みどりの情報を積極的に発信する
- ・パートナーシップ推進の仕組みを整える

民 市民・NPO など

- ・みどりの利用者となり、魅力をみんなに伝える
- ・身近な場所でみどりを大事にする
- ・みどりのイベントに参加する、運営する
- ・みどりを守り、育てる担い手となる

パートナーシップ

みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや

2 進行管理

(1) 進行サイクル

本計画を実現性の高い計画とするために、進行管理にあたっては、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「公表（PUBLICATION）」、「市民意見の把握（LEARN）」、「改善（ACTION）」の6つの視点のサイクルを適切に運用します。



(2) 評価と見直し

進行管理における評価については、次の3つの指標を設定します。

- **成果指標（アウトカム指標）**
緑のまちづくりの中で、質的目標となる指標（アンケートなどからの引用）
- **達成指標（アウトプット指標）**
緑のまちづくりの中で、量的目標となる指標
- **共有指標**
緑のまちづくりを進めていく中で市民・NPO、事業者、行政がみどりの現状を把握し、ともにみどりの保全・創出を進めていくための指標
また、本計画の8Kの取り組みは、まちづくりに波及していくことが期待されるため、「名古屋市総合計画2023」の指標などを参考として共有指標に位置づけ

これらの指標を用いて、おおむね5年ごとに評価を行うものとします。評価結果は公表し、市民や事業者の皆さんからの意見などを収集するとともに、必要に応じて計画を見直します。

(3) 評価指標

基本方針	成果指標 (アウトカム)	直近の 現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	達成指標 (アウトプット)	目標値 令和 12 (2030) 年度	共有指標 1	直近の 現状値
都市力を高める	公園の満足度 ＞鶴舞公園	35% (R1 年度)	55%	民間活力の導入による整備及び運営管理(累計)	令和 12 年度までに 10 公園	沿道緑化率	18.9% (R2 年度)
	＞名城公園	51% (R1 年度)	60%				
地域力を高める	公園の利用頻度 ＞月 1 回以上の人の割合	59% (R2 年度)	65%	地域に身近な公園の再整備	10 年間で 10 公園	市民 1 人当たりの都市公園の面積	7.0 ㎡ (R1 年度)
				主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	10 年間で 34 万人		
持続力を高める	名古屋のみどり ＞多いと思う人の割合	66% (R2 年度)	70%	防災公園の整備(10 年間)	整備完了 3 公園 新規事業着手 2 公園	緑被率	21.5% (R2 年度)
	＞満足している人の割合	66% (R2 年度)	70%	新たに確保されたみどりの面積	10 年間で 400ha		

第Ⅰ章

第Ⅱ章

第Ⅲ章

第Ⅳ章

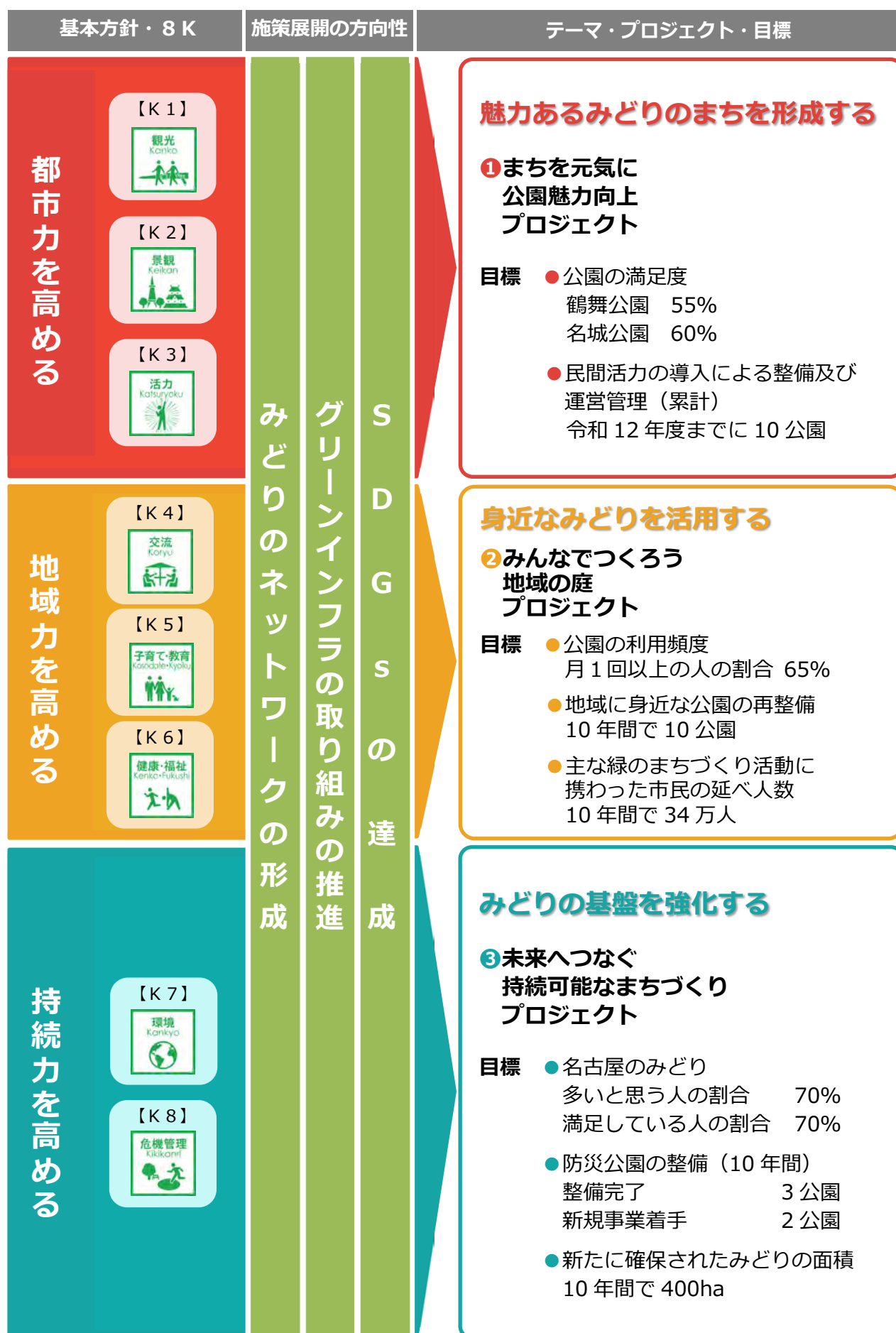
第Ⅴ章

第Ⅵ章

資料編

共有指標 2 (8K)	直近の現状値	8K
・観光客数 ・観光客の満足度 ・外国人宿泊者数 ・名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	4,999 万人 (R1 年) 65.1% (R1 年) 225 万人 (R1 年) 43.4% (R1 年度)	K 1 観光
・名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合 ・市民参加によって景観づくりを進めている地区数 (累計)	63.9% (R1 年度) 12 地区 (R1 年度)	K 2 景観
・名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合 ・仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合 ・法人設立等件数 ・企業誘致件数	41.8% (R1 年度) 39.3% (R1 年度) 5,106 件 (R1 年度) 14 件 (R1 年度)	K 3 活力
・親しみがある公園があると思う市民の割合 ・生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合 ・農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数	70.6% (R1 年度) 80.2% (R1 年度) 70 区画 (R1 年度)	K 4 交流
・子育てしやすいまちだと思う市民の割合 ・生涯学習を行っている市民の割合	82.9% (R1 年度) 36.4% (R1 年度)	K 5 子育て ・教育
・成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合 ・運動をすることが好きな子どもの割合 ・高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人が使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合 ・健康寿命 (本計画においては、介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」をさします。)	55.8% (R1 年度) 小 63.1% 中 53.2% (R1 年度) 49.1% (R1 年度) 男 79.63 年 女 83.71 年 (H30 年)	K 6 健康 ・福祉
・暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合 ・市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数 (累計) ・名古屋市版レッドリスト掲載種数 ・熱帯夜日数 ・温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算値)	56.4% (R1 年度) 461 団体 (R1 年度) 植物 335 種 動物 419 種 (R1 年度) 33 日 (R1 年) 1,477 万トン (H29 年度)	K 7 環境
・災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合 ・公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	54.4% (R1 年度) 30.5% (R1 年度)	K 8 危機 管理

(4) 施策体系図



8Kテーマ	個別施策	みどりの都市像
みどりを回遊して なごやを“観光”する	K1-1 名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園） K1-2 名古屋を代表する公園の再生（久屋大通公園） K1-3 名古屋を代表する公園の再生（東山動植物園） K1-4 ガーデンツーリズムの推進 K1-5 回遊性の向上 K1-6 公園利用者へのサービスの充実	みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや
みどりの“景観”を 魅力的にする	K2-1 シンボル並木の形成等によるまちの景観づくり K2-2 魅力的な都市景観の形成 K2-3 多様な主体による都市の魅力の向上 K2-4 民有地緑化の評価及びPR K2-5 多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有	
みどりが“活力”を生み 魅力を向上する	K3-1 都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度） K3-2 都市公園等の魅力向上（なごやかベンチ等） K3-3 水辺の魅力創出とにぎわいづくり（堀川） K3-4 水辺の魅力創出とにぎわいづくり（中川運河・名古屋港） K3-5 まちづくりからの公園づくり K3-6 都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり	
みどりを通じて “交流”の輪を広げる	K4-1 魅力的な公園づくり（交流） K4-2 緑のまちづくり活動の推進 K4-3 スポーツを通じた交流づくり（第20回アジア競技大会） K4-4 「農」の拠点からの情報発信 K4-5 「農」を通じた交流の場づくり	
“子育て・教育” の場として みどりを活用する	K5-1 魅力的な公園づくり（子育て・教育） K5-2 みどりの遊び場・学び場づくり K5-3 みどり豊かな教育環境づくり K5-4 みどりを通じて歴史を学ぶ	
“健康・福祉” の場として みどりを活用する	K6-1 魅力的な公園づくり（健康・福祉） K6-2 みどりの中でスポーツを楽しむ（都市公園の活用） K6-3 みどりをお散歩して健康づくり K6-4 誰もが使いやすい公園づくり K6-5 農福連携	
自然“環境”や 生活“環境”を みどりで豊かにする	K7-1 協働による樹林地等の保全 K7-2 都市計画公園緑地内の樹林地保全 K7-3 民有樹林地の保全 K7-4 都市農地の保全 K7-5 藤前干潟の保全 K7-6 なごやの森づくり K7-7 エコライフの推進 K7-8 公共施設緑化の推進 K7-9 民有地緑化の促進 K7-10 緑の現況調査（緑被率等のモニタリング） K7-11 みどりに気づき、学び、行動する K7-12 生物多様性保全活動の推進 K7-13 生物多様性の主流化 K7-14 みどりに活かす財源の確保	
“危機管理”効果を みどりで発揮する	K8-1 公園等の防災機能の充実（防災公園等） K8-2 公園等の防災機能の充実（風水害等への対応） K8-3 公園・街路樹等の維持管理 K8-4 公園施設・街路樹等の計画的な更新等 K8-5 名古屋市総合排水計画の事業推進 K8-6 グリーンインフラの取り組みの推進	

市の木・市の花&区の木・区の花

市の木・市の花



クスノキ

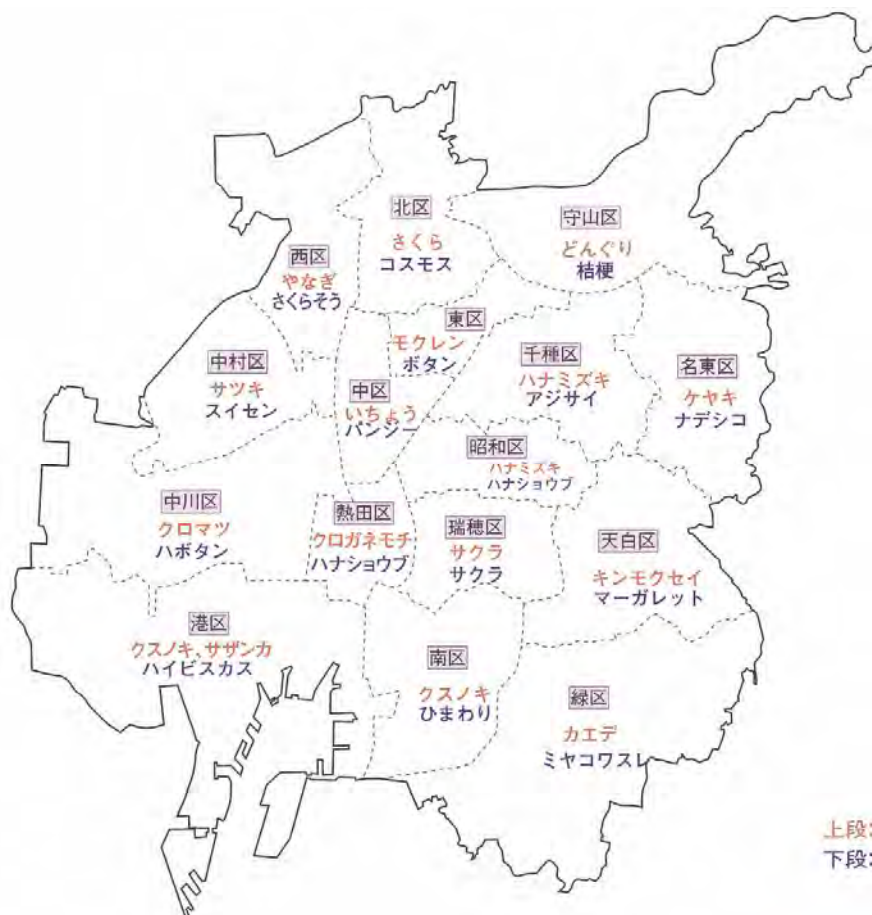
昭和 47 年 8 月選定



ユリ

昭和 25 年 4 月選定

区の木・区の花



上段:区の木
下段:区の花

資料編

「なごや緑の基本計画2020実績」、「名古屋市緑の審議会」
及び「なごや緑の基本計画2020改定検討部会」等による
改定にあたっての審議の経緯、用語解説をまとめています。



1 なごや緑の基本計画2020 実績

	項目	リーディングプロジェクトの主な実績	
1 緑に関わる市民を増やす	①市民参加の裾野の拡大	オープンガーデン事業の展開	クオリティライフ 21 城北のウエルネスガーデンや空見スラッ ジリサイクルセンターの散策路など、公共施設の緑化部分を市民 に開放する取り組みを進めました。
		オアシスの森づくり事業	猪高緑地をはじめ 6 公園緑地において、引き続き市民と行政と の協働により良好な樹林地を育てる取り組みを進めました。
		市民による緑の管理	市民参加により、西の森（戸田川緑地）や東山の森（平和公園・ 東山公園）における森づくり活動を実施したほか、愛護会や緑の パートナーなど、市民団体による公園や緑地の管理が進められま した。
		市民緑地の指定・継続	大將ヶ根市民緑地をはじめとした市民緑地において、引き続き 貴重なみどりを良好に保全・育成する取り組みを進めました。
		多様な市民農園の展開	田んぼアートを実施するなど、市民が身近な「農」にふれあえ る取り組みを進めました。
	②市民団体等との協働の強化	緑の質の評価と市民調査の拡充	名古屋市長の審議会で、1ha 以上のまとまりのある民有樹林地 を対象として、緑の質の評価を行いました。
		緑の市民運動の展開	緑の人材育成講座の開催をはじめ森づくり活動に資する人材 の育成を進めました。
2 緑と水の回廊をつくる	①都市軸（道路・河川等）の緑化と緑の拠点づくり	街路樹の適正管理	街路樹再生指針を策定・公表し、これに基づき街路樹の更新を 行うなど、街路樹の健全な育成に取り組みました。
		多自然川づくり	守山区長戸川や野添川における河川改修（約 690m）において、 生物多様性の保全や河川景観に配慮した整備を進めました。また、 北区堀川において、瀬・淵を設置し、多様な生物の生育・生息 環境創出に取り組みました。
		長期未整備公園緑地の事業推進	川名公園はじめ 6 公園の長期未整備公園緑地を解消したほか、 船頭場公園や昭和橋公園の事業に着手するなど、整備プログラム に基づき、事業を着実に進めました。
	②街なかの緑の形成促進	公園緑地のエコアップ	翠松園緑地などにおいて、動植物の生息環境の保全など、生物 多様性の保全に配慮した公園整備を行いました。
		公共施設の緑化	なごや小学校をはじめとした公共施設において緑化を行い、効 果的に緑を創出しました。
		緑豊かな教育環境づくり	小中学校などで緑のカーテンを実施するなど、緑豊かな教育環 境づくりを進めました。
		緑化地域制度等の推進	建物の新築などにあわせて緑化を義務付ける緑化地域制度に より、民有地において約 386ha の緑を確保しました。
	③人と生物がすみやすい環境づくり	郷土種子を活用した緑化	市民や企業との協働により、郷土種子から苗木を育成し、森づ くりや民間施設緑化への活用など、生物多様性保全に配慮した緑 化を進めました。
		環境保全型農業の推進	平成 27 年度より、展示圃の設置から、農業者・農業者団体の 取り組みに対する助成である優良農地保全利用対策にシフトし、 生物農薬、フェロモン剤、生分解性マルチフィルムなどの施用に 対して助成しました。
		ため池の環境保全	ため池で池干しや生物調査を行うなど、ため池の環境を保全す る取り組みを進めました。
3 今ある緑を可能な限り保全する	①新たな発想による樹林地や農地の保全	緑地保全地域の指定	都市緑地法に基づく制度ですが、土地所有者に対する優遇措置 がないため、固定資産税の課税評価額の軽減にかかる基準を定め ることを国に要望しました。
		なごや里山構想の推進	猪高緑地や荒池緑地において園路などの整備を行うなど、生物 多様性の保全に配慮しながら、市民利用をはかる取り組みを進め ました。
	②緑の保全・維持管理の仕組み	里山保全基金の設立	名古屋市長の審議会からの答申を受けて、樹林地の保全を目的 としたふるさと寄附金モデルメニューを創設しました。
		樹林地維持管理の仕組みづくり	滝ノ水緑地はじめ 4 公園緑地において、樹林地維持管理計画を 策定するなど、市民とともに樹林地を維持管理する仕組みづくり を進めました。
	③都市公園の利活用の推進	公園経営基本方針の策定	名古屋市長の審議会や名古屋市長の審議会や名古屋市長の審議会 を策定・公表したほか、なごやかベンチ事業、まごころ遊具事業 などにより公園経営の取り組みを進めました。

2 改定の経緯

改定にあたっては、名古屋市緑の審議会や緑のまちづくり推進連絡調整会議において検討・審議いたしました。

名古屋市緑の審議会・なごや 緑の基本計画 2020 改定検討部会等	緑のまちづくり推進連絡調整会議 (作業部会・推進会議)
平成 29 (2017) 年度	
【諮問及び部会の設置】 ◆第 21 回 審議会 [2 月 1 日]	
平成 30 (2018) 年度	
現行計画の評価、現状と課題 ◆第 1 回 検討部会 [5 月 28 日]	◆第 4 回 作業部会 [5 月 11 日]
めざすみどりの姿、基本方針、施策体系 ◆第 2 回 検討部会 [8 月 2 日] ◆第 3 回 検討部会 [11 月 12 日]	◆第 5 回 作業部会 [7 月 17 日] ◆第 6 回 作業部会 [10 月 29 日]
【中間報告】 ◆第 22 回 審議会 [2 月 1 日]	◆第 8 回 推進会議 [1 月 17 日]
令和元 (2019) 年度	
施策体系、関連事業 ◆第 4 回 検討部会 [6 月 14 日]	◆第 7 回 作業部会 [4 月 24 日]
緑のまちづくりフォーラム[10 月 14 日]	
関連事業、推進体制、答申素案について検討 ◆第 5 回 検討部会 [11 月 8 日]	◆第 8 回 作業部会 [10 月 24 日]
【答申】 ◆第 23 回 審議会 [1 月 27 日]	◆第 9 回 推進会議 [1 月 8 日]
令和 2 (2020) 年度	
市民意見の募集 [10 月 1 日～10 月 30 日]	◆第 10 回 推進会議 [12 月 22 日]
【計画案の報告】 ◆第 24 回 審議会 [2 月 8 日]	
市民意見の内容及び市の考え方の公表 名古屋市みどりの基本計画 2030 の策定	
令和 3 (2021) 年度～	
名古屋市みどりの基本計画 2030 に基づく施策の展開	

3 名古屋市緑の審議会等の委員

(1) 名古屋市緑の審議会

氏 名	職 業 等
五十嵐 康之	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 緑地環境室長
○ 池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
石原 則義	なごやの森づくりパートナーシップ連絡会 代表
● 黒田 達朗	椙山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
○ 小嶋 幸則	愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課長
◎ 千頭 聡	日本福祉大学大学院 国際社会開発研究科 教授
○ 長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
○ 堀江 典子	佛教大学 社会学部公共政策学科 准教授
増田 理子	名古屋工業大学 しくみ領域 教授
○ 村山 顕人	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
百瀬 則子	一般社団法人中部 SDGs 推進センター 副代表理事
○ 山田 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
横張 真	東京大学大学院 工学系研究科 教授

●会長、◎部会長、○部会委員

※ 敬称略、令和 2（2020）年 1 月 27 日（答申受領時）時点

○印の委員は「なごや緑の基本計画 2 0 2 0 改定検討部会」に所属

※ 「なごや緑の基本計画 2 0 2 0 改定検討部会について」の諮問時（平成 30（2018）年 2 月 1 日開催の第 21 回緑の審議会）に、委員であった古澤達也氏（国土交通省）は平成 30（2018）年 7 月まで、桜井種生氏（愛知県）は平成 31（2019）年 3 月まで委員を務め、後任の方が引き続き委員を務められています。

(2) 緑のまちづくり推進連絡調整会議

推進会議委員		
局	緑の基本計画の検討段階(～令和2年6月)	策定・推進段階(令和2年7月～)
防災危機管理局	・危機管理企画室長	・危機管理企画室長
総務局	・企画部 企画課長	・企画部企画課長
財政局		・財政部資産経営戦略室長
スポーツ市民局		・総務課長
観光文化交流局	・文化歴史まちづくり部 歴史まちづくり推進室長 ・ナゴヤ魅力向上担当部 ナゴヤ魅力向上室長	・総務課長
環境局	・環境企画部 環境企画課長 ・環境企画部 低炭素都市推進課長 ・環境企画部 主幹(生物多様性の保全) ・地域環境対策部 地域環境対策課長	・環境企画部 環境企画課長 ・環境企画部主幹(国連生物多様性の 10年最終年に係る企画調整等)
健康福祉局	・健康部 健康増進課長	・総務課長
子ども青少年局	・企画経理課長	・企画経理課長
住宅都市局	・企画経理課 主幹(企画調整) ・都市計画部 主幹(防災・都市施策) ・建築指導部 開発指導課長 ・営繕部 企画保全課長 ・都市整備部 まちづくり企画課長 ・リニア関連都心開発部 都心まちづくり課長 ・リニア関連都心開発部 リニア関連・名駅開発推進課長	・企画経理課 主幹(企画調整) ・都市計画部 主幹(防災・都市施策)
上下水道局	・経営本部 企画経理部 主幹 (技術調整・国際協力)	・経営本部 企画経理部 主幹 (技術調整・国際協力)
教育委員会	・総務部 学校整備課長 ・生涯学習部 生涯学習課長 ・生涯学習部 文化財保護室長	・総務部 企画経理課長
緑政土木局	・主幹(企画) ・路政部 道路利活用課長 ・路政部 道路維持課長 ・道路建設部 道路建設課長 ・河川部 河川計画課長 ・河川部 主幹(堀川総合整備) ・都市農業課長 ・農業センター所長 ・緑地部 緑地管理課長 ・緑地部 緑地利活用室長 ・緑地部 緑地維持課長 ・緑地部 緑地事業課長 ・東山総合公園 管理課長 ・東山総合公園 再生整備課長	・主幹(企画) ・路政部 道路利活用課長 ・道路建設部 道路建設課長 ・河川部 河川計画課長 ・都市農業課長 ・農業センター所長 ・緑地部 緑地管理課長 ・緑地部 緑地利活用課長 ・緑地部 緑地維持課長 ・緑地部 緑地事業課長 ・東山総合公園 管理課長

4 用語集

あ行

愛知目標	生物多様性の損失を止めるため、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、令和 2（2020）年を期限とし、国連機関や生物多様性条約の締約国が協力してめざす 20 項目の個別目標。
池干し	ため池の水を抜き、底にたまった泥や砂を取り除くこと。かいぼりともいう。また、その際に池に生息・生育する外来生物を駆除することもできる。
ウォーカブル推進都市	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに向けた政策実施のパートナーを国土交通省が募集し、この取り組みに賛同した地方公共団体。 “歩きたくなる”“建物の 1 階がまちに開かれている”“多様な人の多様な用途、使い方ができる”“開かれた空間が心地よい”といったキーワードが掲げられている。
雨水流出抑制	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。
SRT	Smart Roadway Transit の略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでもちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。
SNS	Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。
SDGs（エス・ディー・ジェズ）	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
NPO	Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
オープンスペース	建築物などによって占有されていない空地のうち、空き地のまま存続させることを想定している土地。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とする。

か行

ガーデンツーリズム	地域の活性化と庭園文化の普及をはかるため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取り組み。
郷土種子	その土地に古くから生育してきた植物から採取した種子。郷土種子から育てた植物を植栽に用いると、在来の植生への影響が小さい。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

公園経営	従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和などによる事業者・市民の参画拡大、多様な資金調達とサービスの還元、経営改善手法の活用など、公園の利活用重視の発想から、公園を資産としてとらえ、関係する経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方。
洪積台地	更新世（洪積世）に形成された平坦面が、その後隆起したことで形成された台地。水もちが悪く、水田に適さないため、畑作に利用されることが多い。
COP10	生物多様性の保全と持続可能な利用などを目的とした生物多様性条約の第10回の締約国会議で、平成22（2010）年10月に本市で開催された。

さ行

里山	薪や堆肥を得るなど、地域の人々の持続的な利用を通じて育まれてきた森林であり、なごや近辺では主にコナラやアベマキなどの二次林で構成される。
市街化区域	都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化をはかるべき区域であり、都市計画で定められる。
市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域として都市計画で定められる。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われず、新たに建築物を建てたり、増築したりできない地域となる。
自然共生社会	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、またさまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受可能な社会。
自然増減数	自然増減数は、「出生数－死亡数」により求める。出生数が死亡数より多いとき「自然増」、またその逆を「自然減」という。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
指定管理者制度	地方公共団体が公の施設の維持管理・運営などを、管理者として指定した民間事業者などに包括的に実施させる手法。
市民緑地認定制度	市町村長により認定を受けた設置管理計画に基づき、民間主体が広場などを「市民緑地」として設置・管理する制度。
社会増減数	社会増減数は、「転入数－転出数」により求める。転入数が転出数より多いとき「社会増」、またその逆を「社会減」といい、それぞれ「転入超過」、「転出超過」ともいう。
集約連携型都市構造	駅を中心とした、歩いて暮らせる圏域（駅そば）に、商業・業務・住宅・サービス・文化などの多様な都市機能が適切に配置・連携されていて、さらに景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造。
循環型社会	自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、資源の有効利用、再利用、再資源化などによって、廃棄物を最小限におさえる社会。
スーパー・メガ・リージョン	メガリージョン（大都市圏域）を形成している東京、名古屋、大阪がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏。

ストック効果	ストック効果とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のことであり、社会資本のストック効果としては「安全・安心効果」「生活の質の向上効果」「生産拡大効果」がある。都市公園は多様な機能を有していることから、そのストック効果も多様であり、①防災性向上効果、②環境維持・改善効果、③健康・レクリエーション空間提供効果、④景観形成効果、⑤文化伝承効果、⑥子育て、教育効果、⑦コミュニティ形成効果、⑧観光振興効果、⑨経済活性化効果などがある。
生産緑地	市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申し出を受けて都市計画により指定する制度。永続的な営農が義務づけられる一方で、税制優遇などのメリットがある。
生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く大気・水などの無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。
生物多様性	地球上には数百万種ともいわれる多様な生物が存在する。このような種の多様性に加えて、種内の多様性（地域個体群など遺伝子レベルの多様性）、生態系の多様性を含む概念。

た行

地域制緑地	一定の区域を定め、土地利用の規制・誘導によって、自然環境の保全や緑地機能の確保などをはかる制度。本市では、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、農用地区域、保安林などが指定されている。
地球温暖化	地表や海洋、大気の平均温度が長期的に上昇する現象。異常気象、海面の上昇による海岸浸食、生態系への影響などさまざまな影響が指摘されている。
沖積平野	河川によって上流から運ばれてきた土砂が、長期間にわたり堆積することによって形成される比較的平らな地形。災害に対して脆弱な地形であるものの、日本においては人口の大部分が集積している。
長期未整備公園緑地	都市計画決定後長期間が経過している公園緑地のうち、区域内に用地取得が必要な民有地が残存しており、長期にわたり未整備の状態が続いているもの。
低炭素社会	化石燃料の使用などによる二酸化炭素の排出が少ない社会。実現に向けて、エネルギー利用の削減、再生可能エネルギーの開発などの対策が必要となる。
都市型水害	地面がアスファルトやコンクリートで覆われた都市部において、雨水がほとんど浸透せず河川・水路などに一気に流れ込むことで発生する浸水水害。
都市計画公園緑地	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園緑地。
都市公園	都市公園法により次のうちいずれかに該当するものとされている。 ①都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの ②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地 ③国が設置するもので、都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園など
都市公園法	都市公園について定めた法律で、都市公園の設置基準や管理方法などについて定められている。
都市ブランド	都市イメージを構成する魅力。
都市緑地法	都市における緑地保全、緑化推進などを目的として、緑の基本計画や各種制度が定められている。

土地区画整理	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進をはかるために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設または変更を行う事業。道路、公園などの公共施設と宅地の総合的な整備を行うことが可能であること、地域の特性に応じて多くの目的に対応したまちづくりが可能であることなどが特徴。
--------	--

な行

ネーミングライツ	市と法人などとの契約により、市が所管する施設などに愛称などを付ける権利を付与する代わりに、法人などから対価を得て、当該施設などの運営費などに充てる手法。
----------	--

は行

Park-PFI（パーク・ピー・エフ・アイ）制度	Park-PFI 制度は、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上をはかる新たな整備・管理手法。
ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれている。

ま行

水循環	地球上の水は気圏、陸圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流水などの形をとる。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しており、この循環を「水循環」と呼ぶ。
ミティゲーション	開発の際に自然への影響を回避・最小化・代償の順に検討する考え方。
民間活力	民間企業の資金力や事業能力などのこと。従来、政府・自治体の資金で行われていた事業を民間の資金・ノウハウで行うことによって、より効率的な公共サービスの提供が期待される場合もある。

ら行

緑視率	人の視界に占める「緑の面積」の割合であり、市民が目にする緑の量を示すことができる指標。
緑被地、緑被率	緑被地とは樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としている。緑被率は、ある地域における緑被地の占める割合であり、平面的なみどりの量を表す指標となる。
緑化地域制度	市街地などにおいて効果的にみどりを創出していくために、一定規模以上の敷地面積を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた割合（緑化率の最低限度）以上の緑化を義務付ける制度。
レジリエント	強靱。速やかに元の状態に回復する能力・性質。



やってみようリスト ～市民のみなさん向け～

取り組み

みどりの 効果

- ☐ 鶴舞公園に桜を見にいこう！
- ☐ 新しい久屋大通公園に遊びにいこう！
- ☐ なごやの庭園めぐりをしよう！（徳川園、白鳥庭園、フラリエなどあるよ！）



- ☐ 街路樹の新緑や紅葉を楽しもう！
- ☐ お気に入りのみどりの風景をみんなに発信しよう！



- ☐ 公園のカフェでゆったりした時間を過ごそう！
- ☐ 堀川や中川運河など水辺のイベントに参加しよう！



- ☐ 身近な公園の管理や運営に参加しよう！
- ☐ 農のイベントに参加しよう！



- ☐ 公園で思いっきり遊ぼう！
- ☐ 桶狭間古戦場公園など歴史ある公園に行ってみよう！



- ☐ 公園でスポーツを楽しもう！
- ☐ なごやのみどりお散歩マップのコースを歩こう！



- ☐ なごやにいる生きものについて調べてみよう！
- ☐ 緑のカーテンを育ててみよう！



- ☐ 地域の防災訓練に参加しよう！
- ☐ 公園で壊れている遊具を見つけたら通報しよう！





やってみようリスト ～事業者、教育・研究機関向け～

取り組み	みどりの効果
☐ 東山動植物園をサポーターとして盛り上げよう！ ☐ 公園施設案内をわかりやすくする新技術を考えてみよう！	
☐ 沿道の緑化でまちを歩く人の目を楽しませよう！ ☐ 事業所などの緑化を「なごやグッドグリーン賞」に応募しよう！	
☐ 公園内の飲食物販施設の整備や管理に参画しよう！ ☐ 公園などの花壇のスポンサーになって維持管理を応援しよう！ ☐ エリアマネジメントの中で公園を活用しよう！	
☐ 身近な公園の管理や運営に参画しよう！ ☐ 農家や企業による市民農園を開設してみよう！	
☐ フラワー・ブラボー・コンクールに参加して学校で花を育てよう！ ☐ みどりの遊び場・学び場づくりに参画しよう！	
☐ 公園のユニバーサルデザインの取り組みに参画しよう！ ☐ 農福連携の取り組みに参画しよう！	
☐ 屋上緑化や壁面緑化などをして夏を涼しく過ごそう！ ☐ 生きものが集まる植物を植えてみよう！	
☐ 雨水流出抑制に取り組もう！ ☐ グリーンインフラ技術を学ぼう！	



みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや



名古屋市みどりの基本計画 2030

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
策定年月 令和3(2021)年3月
電話番号 052-972-2486 FAX 052-972-4142
電子メール a2487@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp